

東京神学大学 自己点検・評価報告書

2023年度

東京神学大学

目 次

1	理念・目的	1
2	内部質保証	4
3	教育研究組織	14
4	教育課程・学習成果	16
5	学生の受け入れ	37
6	教員・教育組織	46
7	学生支援	51
8	教育研究等環境	58
9	社会連携・社会貢献	70
10	大学運営・財務	76
A	大学運営	76
B	財務	87

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

学校法人東京神学大学（以下、本学と記す。）は、1 学部・1 学科・1 研究科（神学部神学科および神学研究科）より構成された、キリスト教神学の教育研究を目的とする、日本国内唯一の単科大学である。理念・目的は「学校法人東京神学大学寄附行為」の前文にある通り、「日本基督教団の教職養成の責を担うものであるが、それとともに……世界教会的理想に従い、より広く日本の諸教会、アジアの諸教会の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界の宣教とに奉仕しようとするものである」[根拠資料 1-1]。

これを踏まえ、学部については「東京神学大学学則」第 3 条で「本大学は、学校教育法第 83 条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者〔きょうえきしゅ——牧師・伝道者〕を養成することを目的とする」と、本学の理念・目的を明確に提示している[根拠資料 1-2]。また大学院に関しては「東京神学大学大学院学則」第 1 章総則第 1 条において「本大学院は、学校教育法第 99 条に基づき、キリスト教神学の理論および応用を教授研究する神学研究科を置く」と明確に規定している[根拠資料 1-3]。

本学は基本的に学部 4 年間、大学院修士（博士課程前期課程）2 年間の一貫教育を目指しており、学部の理念・目的も研究科の理念・目的もその一貫性を重視している。それが教役者養成の世界標準だからである。しかし、一方で学部の上に更に大学院を設置している以上、学部と大学院とは異なる教育目的を持つ。

- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

周知・公表について述べれば、大学の理念・目的は「寄附行為」に明示されており、また年度始めに全学生に配布する「大学の沿革と組織」に掲載し[根拠資料 1-4]、一般にはホームページ[根拠資料 1-5]、大学案内[根拠資料 1-6]、入試要項[資料 1-7]などを通して広く社会に公表されている。また年 5 回発行され全国諸教会・後援会会員に送付される「学報」を通して一般への周知が図られている[根拠資料 1-8]。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

2019 年度に内部質保証向上委員会を通して 5 カ年にわたる「東京神学大学中期計画(2020-2024 年度)」を立案し、教授会・定期理事会・評議員会を経て将来を見据えた中期計画が策定された[根拠資料 1-9]。策定にあたっては、いずれの段階においても本学の組織・財政等の資源を確認しながら、従って、実現可能性を意識しながら、作業が進められた。

もっとも、内容に関し、その具体性や実現可能性については物足りなさを残している。これは、具体的な目標のレベルを挙げることなく、「さらに強化する」・「努める」などの文言で終わっている箇所が散見されることによる。

- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

諸施策の進捗及び達成状況の検証については、「東京神学大学教授会規程」[資料 1-10]の中で、3 月に開かれる特別教授会での取り扱い事項の一つに「ウ 中期計画進捗状況の検討」と定め(第 8 条の 2、(3))、この規程に沿って検討を重ねている。2023 年度の特別教授会(3 月)においても、内部質保証向上委員会からの報告・提言の一環として検討が行われた[根拠資料 1-11: 同日教授会記録]。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

理念・目的は適切に設定されている。また、学部及び研究科の目的も適切に設定され、公表されている。本学の状況を踏まえ、これに適合した規模の中期計画が策定されている。これらの点は長所としてよい。

問題点としては、中期計画をさらに具体的なものにする必要があることが挙げられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2 を踏まえるならば、改善・発展の努力は時期的な問題も踏まえ、2025 年度からの中期計画の策定に傾注されるのがよい。具体的に、実行できたか否か、あるいは、達成できたか・否かを判断できる計画の策定が課題である。

この点を除けば、現状に特に問題はないと思われる。

[根拠資料]

資料 1-1 学校法人東京神学大学寄附行為

資料 1-2 東京神学大学学則

資料 1-3 東京神学大学大学院学則

- 資料 1-4 大学の沿革と組織
- 資料 1-5 東京神学大学ホームページ (<https://www.tuts.ac.jp>)
- 資料 1-6 東京神学大学大学案内 2023 年度版
- 資料 1-7 東京神学大学入試要項
- 資料 1-8 東京神学大学学報 2023 年
- 資料 1-9 東京神学大学中期計画 (2020-2024 年度)
- 資料 1-10 東京神学大学教授会規程
- 資料 1-11 2023 年度第 3 回特別教授会記録、第 2 セッションの 2

第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
東京神学大学内部質保証の方針	規則集
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
内部質保証向上委員会	・内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方法の立案 ・大学の理念・目的と、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針と整合性、また三つの方針に基づく教育活動についての定期的な検証及び改善方法の立案 ・大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定と指示 ・自己点検・評価活動の結果（外部評価等における指摘事項を含む）に基づく全学に関わる改善を要する事項の把握と改善の要請 ・その他大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準の向上に関わる、改善を要する事項の把握と改善の要請
	名簿（URL・印刷物の名称）
	東京神学大学内部質保証向上委員会規程第3条
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》

設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
改善報告書検討結果 URL [※]	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

〔専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程〕教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
備考：	

※関係法令：大学設置基準第42条の8条、専門職大学設置基準第11条、専門職大学院設置基準第6条の2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員かを明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/ その他情報の公表

[教育情報]	
教育研究上の目的	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/ https://www.tuts.ac.jp/about/policy/ 学位毎に公表
教育研究上の基本組織	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
学位授与方針	https://www.tuts.ac.jp/about/policy/ 学位毎に公表
教育課程の編成・実施方針	https://www.tuts.ac.jp/about/policy/ 学位毎に公表
学生の受け入れ方針	https://www.tuts.ac.jp/about/policy/ 学位毎に公表
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
学位の取得状況	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/ アセスメントポリシーに基づく検証結果に記載
学生の成長実感・満足度	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/ 卒業時アンケート、学修行動アンケート
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/ 大学院進学率、修了者就職（赴任）率 アセスメントポリシーに基づく検証結果にも記載
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/ 学生の状況の推移
学修時間	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/ 学修行動アンケート、授業アンケート
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
教員一人あたりの学生数	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/ 教員の状況
学事暦の柔軟化の状況	
履修登録単位の登録上限の状況	ホームページには未公表（『履修の手引』に掲載）
授業の方法や内容・授業計画（シ	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/

ラバスの内容)	
早期卒業や大学院への飛び入学 の状況	(制度なし)
FD・SDの実施状況	ホームページでは未公表
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

東京神学大学は2013年に全学的な内部質保証に責任を持つ組織として内部質保証向上委員会を設置し、2018年に「東京神学大学内部質保証の方針」「東京神学大学内部質保証向上委員会規程」を定め、内部質保証体制の実質化に努めてきた。

学長、教授会書記、自己点検評価委員長、教務課主任、学生課主任の5名から構成される内部質保証向上委員会を本学における全学内部質保証推進組織とし、同委員会が以下の5つの事項を担うこととしている。

- (1) 内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方法の立案
- (2) 大学の理念・目的と、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針と整合性、また三つの方針に基づく教育活動についての定期的な検証及び改善方法の立案
- (3) 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定
- (4) 自己点検・評価活動の結果（外部評価等における指摘事項を含む）に基づく全学に関わる改善を要する事項の改善方法の検討と立案
- (5) その他大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準の向上に関わる事項

この内部質保証向上委員会の主導の下、毎年自己点検評価をはじめ、様々な内部質保証活動が行われており、内部質保証向上委員会と他の組織との関係は、「内部質保証体系図」に記載されている。自己点検評価や諸活動から浮かび上がった課題は内部質保証向上委員会でとりまとめられ、改善すべき事項が整理された上で、教授会に改善の指示がなされる。教授会ではこの内部質保証向上委員会からの改善指示を受けとめ、各部署に改善の要請を

行っている。

- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

3つのポリシーについては、3つのポリシーが一体的・整合的に定められるように、2022年に「3つのポリシー策定の基本方針」を定めると共に、毎年、各部署で検証を行っている。2018年より教育課程の編成や学修成果の把握等に関する教務委員会で3つのポリシーの整合性や内容の適切性について検証を行い、そこで出された意見を基に、2020年、2022年には、学部と大学院それぞれについて、入学受入れ方針をより具体的な資質・能力を明示するものに改定した。

- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

自己点検評価は毎年行うことと「東京神学大学自己点検評価規程」第5条に定めており、自己点検評価委員会によって、内部質保証向上委員会が定めた方針に基づき、全学的な自己点検評価が実施されている。毎年8月に自己点検評価委員会によって自己点検評価の分担が示されている。例年は年度末に向けて自己点検評価結果が取りまとめられ、自己点検評価委員会によってまとめられた自己点検評価報告書は学長に報告され、学長は自己点検評価規程第8条により、それを内部質保証向上委員会に諮ることになっている。内部質保証向上委員会では、自己点検評価結果を踏まえて改善すべき課題を抽出すると共に、その改善方法を検討、教授会に報告すると共に、各部署に改善の要請がなされる。例えば2021年度の自己点検評価報告は2022年度中に取りまとめられ、2023年度第3回内部質保証向上委員会で閲読、改善すべき課題が抽出され、2023年度第1回特別教授会において「内部質保証向上委員会からの提言」のセッションが設けられて、課題の指摘と改善の指示がなされた。そこでは特に、シラバスに学位授与方針と授業との関係及び授業外学習や課題へのフィードバック方法を記載すべきことが指摘され、教務委員会に改善が指示され、2024年度のシラバスから記載されるようになった。また、教員任用・昇進の客観的基準の策定も指摘され、学長及び教務課主任が検討することになり、2023年度第2回及び第3回特別教授会で議論し、なお検討中である。2020年度の自己点検評価報告は2022年度第1回内部質保証向上委員会で閲読、改善すべき課題が抽出され、2022年度第1回特別教授会の「内部質保証向上委員会からの提言」のセッションで課題の指摘と改善要請がなされたが、そこでは特に、特任教員制度の整備が課題として指摘され、教授会での検討を経て、2022年度中に、他教派の教員や日本基督教団の信徒を特任教員として任用できるよう、規則整備が行われ、実際、2023年度から1名の他教派の教員を特任教員として任用することになった。

なお、これまで教職課程の自己点検評価は実施されていない。

- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

自己点検評価の客観性・妥当性を高めるために、本学では積極的に外部評価を行っている。自己点検評価規程第7条において、学長が内部質保証向上委員会との協議の上で外部評価

を依頼することと規定されており、毎年、内部質保証向上委員会で協議して外部評価者を選定し、学長が外部評価を依頼している。本学が福音主義教会、特に日本基督教団の教役者養成を目的とする大学であることに鑑みて、日本基督教団教師委員会や教師養成制度検討委員会など、日本基督教団の教師養成に関わる委員会のメンバーか、日本基督教団の教師・信徒のうち、他大学の運営に関与した経験のある者の中から外部評価者を選定するようにしている。提出された外部評価結果は内部質保証向上委員会で吟味、検討され、そこから得られた改善すべき課題がある場合には教授会に報告され、改善指示がなされている。

最近では2017年度の自己点検評価結果について、2018年度末に大学運営の経験を持つ市川一宏氏（当時・ルーテル学院大学長）に、2016年度の自己点検評価について、2018年度に日本基督教団で教師関係を担当する幹事である道家紀一牧師（日本基督教団総務幹事・教師関係担当）にそれぞれ外部評価を依頼して、その評価結果を内部質保証向上委員会で検討した。

自己点検評価そのものへの学生の参加はなされていないが、内部質保証向上委員会が収集する情報の中には、「学生からの意見やアンケート結果」が含まれている。具体的には、学生会によって毎年開催されている神学校生活懇談会での学生アンケート結果や、FD委員会が毎学期実施している授業効果調査（授業アンケート）結果、教務委員会が実施している卒業時アンケート結果などは内部質保証向上委員会で毎年度検討した上で、改善すべき課題があれば教授会に報告している。特に、毎年10月か11月に開催される神学校生活懇談会の結果は年度後半の内部質保証向上委員会で学生課より報告され、授業効果調査や卒業時アンケート結果は毎年3月に開催される特別教授会において教授会による検証が行われた上でその結果が翌年度の内部質保証向上委員会に報告され、課題の抽出が行われている。

例えば、2023年度第4回内部質保証向上委員会では2023年11月28日に学生会の主催で行われた神学校生活懇談会における、学生による神学校生活アンケートに基づいた話し合いの場で出された学生からの意見が採り上げられ、学生からチャペルへの空調の設置や、テニスコートの整備の要望や、集会室の教室としての使用に関する意見が出されていることを確認し、学長・事務長に改善の検討が依頼されている。

このように、定期的に学生の意見が内部質保証向上委員会で本学の課題把握や改善のために取り入れられていると言える。また同様に、毎年度11月あるいは12月に行われている理事・評議員懇談会で理事・評議員から出された意見も、内部質保証向上委員会には報告され、改善課題がないかどうか検討され、課題がある場合には教授会に報告されており、理事・評議員の意見も、本学の内部質保証には一定程度取り入れられている。

さらに、毎年9月に開催している「出席教会牧師と教授会との懇談会」における出席教会牧師からの意見も、年度末の特別教授会における「アセスメントポリシーに基づく検証」で取り上げられ、重要な意見があった場合には、翌年度の内部質保証向上委員会で取り上げられることになっている。

・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

7年毎の認証評価は大学基準協会により、これまで3回受審している。前回2019年度の認証評価においては2つの是正勧告と4つの改善課題を受領した。これらについては評価結果受領後直ちに内部質保証向上委員会で検討し、教授会、そして各部署に改善が指示され

た。是正勧告として、博士課程前期課程及び後期課程の学生の受け入れ方針が同一文言であったこと、また収容定員に対する在籍学生数比率が低いことの2点が指摘され、改善課題として、内部質保証システムの整備、博士課程前期課程及び後期課程の「教育課程の編成・実施方針」に教育課程の編成に関する基本的な考え方が示されていなかったこと、大学院の教育改善のためのFD未実施、教員に対する研究倫理を遵守するための研修の定期的な実施がなされていないこと、の4点が指摘されたが、いずれも改善に取り組み、その結果を2023年7月に「改善報告書」として大学基準協会に提出した。しかしそれに対し、是正勧告として挙げられた、収容定員に対する学生数が少ないことについて、また改善課題として挙げられた内部質保証システムの整備については、改善が不十分であるとの審査結果を2024年1月に受領したが、内部質保証システムの整備については事実誤認があると思われるため、2024年2月に意見申立を行った。しかし、指摘された事項については、既に2023年度第5回内部質保証向上委員会において受けとめられ、2023年度第3回特別教授会において「内部質保証向上委員会からの提言」がなされ、改善に取り組むことになっている。

学生数の問題は、本学の抱える恒常的な問題であるが、本学が福音主義キリスト教の伝道者の養成を使命とする以上、教会の状況とも密接に関係する問題である。様々な取り組みを進めているが、2023年度入学者は16名、2024年度学部入学者は14名となお低調である。2023年に提出した改善報告の結果、大学院博士課程前期課程の収容定員充足率についても課題があるとの指摘を受けたが、これは本学の大学院は学部からの内部進学者が大多数を占めるため、学部の入学者の減少によるものであり、従って、改善のためには、学部の入学者増加が図られる必要がある。この問題は、既に2021年度の収容定員充足率が38.3%、2022年度が36.6%と、非常に低くなっていたことから、改善報告書提出前の2022年度に既に学内で課題となり、同年度中の議論を経て、2024年度入学者より、大学院博士課程前期課程の聖書神学専攻の入学定員を15名から10名に削減することにした。

内部質保証システムの課題については、なお内部質保証向上委員会と自己点検評価委員会との関係が不明確であること、また内部質保証向上委員会が改善を指示する対象が教授会なのか各部署なのか等が不明確であるなどの指摘を受けた。これらについては2024年度中に、内部質保証向上委員会及び教授会で議論し、内部質保証の方針、内部質保証の体系図、内部質保証向上委員会規程、自己点検評価規程等を改定する必要がある。

なお、改善報告書に対する検討結果において、大学院FDの実施や、教員の研究倫理に関する研修の実施については、改善が認められたものの、継続的に行うこと、またさらに深めた取り組みを行うことが望まれるとされた。大学院FDは2022年度に続いて2023年度も、3月の特別教授会の際に、「大学院の講義・演習について」についてのFD研修を実施した。また、研究倫理に関する研修については、毎年夏の特別教授会でFDとして継続すると共に、指摘の通り、研究倫理規定の確認に留まらず、より深めた研修を実施する必要があるだろう。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、教育研究活動、自己点検評価結果、財務状況等、出来る限りの情報をホームページで公開し、さらに学報を年5回発行して日本基督教団の諸教会に発送することで、本学の諸活動の状況を公表することに努めてきた。学報には、諸行事の報告と共に、入学者、卒業生及びその赴任先、提出された修士論文一覧、献金報告、財務状況など、多岐に亘る情報が掲載されている。学校教育法 172 条の 2 において情報の公開が求められている事項については、ホームページの「情報公開」に公表しており、私立学校法第 137 条において作成が求められている財務関係書類や、大学基準協会による大学評価結果等についても同ページに公開している。また、教職課程については、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定されている情報について、ホームページの「情報公開」に公開している。

- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

近年は、教育研究活動の情報のうち、本学の学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報についても、可能な限りホームページ等で公表するよう努めている。2022 年度以降の卒業時アンケートのうち、学位授与方針に掲げられた資質・能力をどの程度身に付けたと思うかについての自己評価の部分の集計結果について、また 2023 年度の授業効果調査（授業アンケート）の集計結果について、さらには 2022 年度に行われたアセスメントポリシーに基づく教育課程・教育成果の検証結果についても、それぞれホームページに公開している。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

2019 年の認証評価において内部質保証システムの課題が改善課題として指摘され、その改善に努めてきた。「組織間の連携や役割分担が明確になっていない」との指摘を受け、2019 年度第 3 回内部質保証向上委員会及び 2020 年度第 1 回内部質保証向上委員会において、内部質保証向上委員会が全ての改善課題を把握し改善の要請をすることを徹底することとし、さらに 2022 年度に内部質保証向上委員会の提言によって教授会で検討を重ね、「東京神学大学自己点検評価規程」を改定し、自己点検評価結果に基づく改善事項の把握と改善の検討・指示を内部質保証向上委員会が行うことを明確にした。それに基づいて諸

課題の改善を積み重ね、2023 年 7 月に大学基準協会に対して改善報告書を提出した。

それに対し、改善報告書に対する審査結果において、規程間の齟齬などのさらに改善すべき点が指摘された。その一部について事実誤認があると思われるため、意見申立を行っているが、しかし内部質保証の方針をはじめとする規則・規程を再度見直し、体制や手続きを再整備する必要がある。

これまでは主に、外部評価における指摘事項への対応によって内部質保証体制は改善されてきたが、内部質保証システムの有効性及び適切性についての定期的検証は、「東京神学大学自己点検評価規程」に定められている、毎年点検評価を行う事項でもある。この検証は、「内部質保証の方針」において、内部質保証向上委員会において行うと定めており、これまでも内部質保証向上委員会において定期的に検証してきたが、実施主体による自己検証であるため、今後、どのように検証してゆくか、さらなる工夫が必要かもしれない。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2018 年度の内部質保証体制の実質化・活性化までは、改善事項の把握も改善の検討も、多くの場合、全て教授会で行い、特に年 3 回長時間にわたって開かれる特別教授会でその多くを取り扱ってきた。2018 年度以降、内部質保証向上委員会が全ての改善すべき事項を把握し、改善を指示することで、内部質保証体制を活性化しようとしてきたが、本学は極めて小規模な単科大学であるため、課題を報告する側も、改善を指示する側も、改善を指示される側も同じ顔ぶれであることが多く、従ってこの内部質保証向上委員会が全ての課題を把握し改善に向けた活動を指示するとする内部質保証体制がかえって非効率的にならないように留意する必要がある。これまで、その点に留意し、内部質保証の意義が全学的に浸透するよう心がけながら、多くの課題に取り組み、改善を積み重ねてきており、その効果は十分に上がりつつある。今後も、内部質保証の考え方を常に学内で確認しつつ、課題の把握と改善に取り組んでゆきたい。

また、教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に対する全学的な調整や支援に関して言えば、本学は小規模大学であり、ほとんどの情報は教授会メンバー全員が共有しており、また改善すべき多くの事項の改善には、結果的にほぼ専任教員のほとんどが関わることになるため、現状では内部質保証向上委員会の支援を特に必要としていない。しかし、今後、内部質保証活性化のために何が必要であるかを検討する必要がある。現在でも、例えばアセスメントポリシーに基づく教育課程の検証において、卒業時アンケート結果や成績に関する情報、修士論文結果、学生による神学校生活アンケート結果、授業アンケート結果など、様々な情報が全教員で共有されているが、例えば、IR 部署を設け、さらに統計データ等を教授会、各委員会、各部署が利用できるようにすることが考えられる。

自己点検評価については、内部質保証向上委員会の指導の下、自己点検評価委員会によって毎年実施され、その結果を基に内部質保証向上委員会で改善すべき課題が抽出され、教授会に改善の指示がなされている。しかし、教職課程の自己点検評価はこれまで行われておらず、至急行って、教職課程がより一層目的を達成するためにふさわしいものとなるように努める必要がある。

情報の公表については、これまでも法令に基づき、またできる限りの情報をステークホルダーや社会に向けて公表するように努めてきたが、さらに公表が可能なものがあれば本

学の理念・目的に合わせて公表することで、説明責任を果たしてゆきたい。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では2018年度以降、内部質保証向上委員会の主導の下、内部質保証体制の構築に努めてきた。2019年度の大学認証評価で体制整備に関する課題を指摘されたが、その後、規程の整備等を進め、内部質保証向上委員会であらゆる課題を把握し、教授会に対して改善を要請する仕方での改善が積み重ねられてきている。2023年度に大学基準協会に提出した改善報告書に対する審査結果において、さらなる課題が指摘された。それに対して早急に対応し、今後、内部質保証体制を確実なものとし、本学が常に課題の改善に努め、ますます与えられている使命を着実に果たしてゆくことができるようにすると共に、IR部署の設置などを通してさらに点検・評価を充実させてゆきたい。そして、本学の状況をさらに積極的に公表するよう努めて参りたい。

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は、キリスト教神学の教育研究を目的とし、その理念・目的は寄附行為にあるように「日本基督教団の教職養成の責を担うものであるが、それとともに……世界教会的理想に従い、より広く日本の諸教会、アジアの諸教会の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界の宣教とに奉仕しようとするものである」[根拠資料 1-1]。

キリスト教神学の専門領域は旧約聖書神学、新約聖書神学、歴史神学、組織神学、実践神学の5分野に分かれる。世界の神学教育を見渡してみても、現在、この区分が概ね採用されている。ただし、これらの領域は相互の関連を重視して総合的に教授されなければならない。旧約聖書神学、新約聖書神学、歴史神学が組織神学を経由して実践神学に至って統合され、教役者を形成することが必要だからである。

研究科では5分野を「聖書神学専攻」（旧約、新約）と「組織神学専攻」（歴史、組織、実践）の2専攻に区分している。博士課程後期課程もこの2専攻に分かれている[根拠資料 1-2 および 1-3]。

附属研究所は「総合研究所」と称し、その中に「日本伝道研究所」と「アジア伝道研究所」を併設させている[根拠資料 3-1 及び 3-2]。これは、理念・目的に挙げられている「日本の諸教会、アジアの諸教会の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界の宣教とに奉仕しようとする」ことに対応している。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

「東京神学大学教授会規程」（第8条の2の（1）のウ）において、8月に開かれる特別教授会を教育研究組織に関わる将来構想について話し合う場とし、教育研究組織の適切性等について検証するよう規則に定めている[根拠資料 1-10]。2023年度も、規則通りに行われ、特に旧約聖書部門の教員の補充という課題を取り扱った[根拠資料 3-3]。こうした課題の取り扱いはまた、「東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針」を踏まえて行わ

れている〔根拠資料 3-4〕。

- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

点検・評価において常に指摘されるのは、教員組織の人員確保の問題である。各部門（分野）で、この課題はよく認識されており、現在は重大な問題を招来することなく教員組織を維持出来ている。

2. 分析を踏まえた長所

本学の理念・目的に合致し、世界的に見ても適切な教育研究組織の配置が行われていること、教員の確保に関して、その課題が専任教員の間で広く認識されていることを長所とすることが出来る。

3. 全体のまとめ

伝統的な学問として、神学において教育研究組織にかかわるような世界的な変化は起こりにくいと思われる。当面は、現状を堅実に維持していくことが重要であろう。

〔根拠資料〕

資料 1-1 学校法人東京神学大学寄附行為

資料 1-2 東京神学大学学則

資料 1-3 東京神学大学大学院学則

資料 1-10 東京神学大学教授会規程

資料 3-1 東京神学大学総合研究所規則

資料 3-2 東京神学大学総合研究所内規

資料 3-3 2023 年度第 1 回特別教授会記録、第 1 セッションの 3

資料 3-4 東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
神学部神学科	https://www.tuts.ac.jp/about/policy/dca_g/
神学研究科博士課程 前期課程	https://www.tuts.ac.jp/about/policy/dca_m/
神学研究科博士課程 後期課程	https://www.tuts.ac.jp/about/policy/dca_d/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

〔専門職大学、専門職学科〕科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実 習または 実技の単 位数	左記のう ち臨地実 務実習科 目	
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の授業週数	1コマあたりの授業時間	URL・印刷物の名称	
備考：				
単位設定				
授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程（条項）	URL・印刷物の名称	

備考：

※関係法令：大学設置基準第 21 条、第 23 条、専門職大学設置基準第 14 条、第 16 条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録 単位の上限 値	期間	成績 優秀者への 緩和	成績優秀者の基準	除外科目の有無
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○

備考：

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称 （研究科は学位 課程別）	卒業・修了要件 単位数	既修得等 （注）の認定 上限単位数	URL・印刷物の名称
神学部神学科	134	30	『履修の手引』
神学研究科博士 課程前期課程	44	10	『履修の手引・学科目概要（シラバス）』
神学研究科博士 課程後期課程	16		『履修の手引・学科目概要（シラバス）』

備考：

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、
専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、
大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、
専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、
第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合
せた上限値）

[専門職大学]専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを
合せた上限値）

[修士・博士]大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条
の規定にもとづく措置

(それらを合せた上限値)

〔専門職〕 専門職大学院設置基準第13条の2、第14条、第21条、第21条の2、第22条、第27条、第27条の2及び第28条の規定に基づく措置(それらを合せた上限値)

研究指導計画 (改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要)〔*〕

研究科等名称(学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
備考:		

※関係法令: 学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表(修士・博士課程)(改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要)

〔*〕

研究科等名称(学位課程別)	学位論文審査基準(注1)規程・URL	特定課題研究審査基準(注2)規程・URL
備考:		

※関係法令: 学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

注1: 学位論文(修士論文又は博士論文)について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注2: 修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法〔*〕

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
神学部神学科 大学院神学研究科		東京神学大学アセスメントポリシー https://www.tuts.ac.jp/about/assessment_policy/
備考: 検証結果は https://www.tuts.ac.jp/about/disclosure/ で公表		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
神学部神学研究科	2024年度・自己点検評価委員会	2024年度自己点検評価報告書
備考: 原則として毎年実施		

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

東京神学大学では、福音主義の基督教に基づく神学の研究と基督教の教職養成という本学の理念・目的を踏まえて、学部、大学院博士課程前期課程、博士課程後期課程それぞれについて学位授与方針を定め、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしている。福音主義キリスト教の伝道者養成は、歴史的に大学院レベルの教育課程で行われてきたことを踏まえ、本学では、学部4年（大卒者等は3年次転入学）と大学院博士課程前期課程2年の合わせて6年の修業年限を積む神学教育及び信仰・実践的訓練を提供してきた。そのうち学部の4年間は、主に伝道者とされるための基礎となる、必要な神学の専門的知識とその周辺の学問分野の幅広い知識習得とに充てられる。そして博士課程前期課程2年間は、基礎的な神学の学びを踏まえて、さらに、福音主義教会やキリスト教学校等に、専ら教職として、高度の神学的知識をもって仕え、主体的に神学的考察と判断をすることのできる伝道者を養成するための教育課程である。もちろん、学部と大学院は別課程であるので、学部生全員を自動的に大学院に受け入れるわけではなく、慎重かつ厳正な内部入学者選抜が行われている。

また、この地に教会が健全に形成されてゆくためには、さらに深い神学的知識と能力を持った伝道者が養成され、各地に遣わされてゆくこと、そしてさらに神学研究・教育の後継者が養成されることが必要であることから、博士課程後期課程を設けている。

伝道者養成のそれぞれの段階・課程の位置付けを踏まえて、学位課程ごとに学位授与方針を定め、さらにその学位授与方針に掲げられた資質・能力を修得するために必要な教育課程を示すものとして、学位課程ごとに教育課程編成方針を定めている。

1) 学部

学部においては、所定の単位を取得し、以下の5つの基準を満たしている場合に学士（神学）の学位を授与することになっている。

1. 伝道者となる最終的な学びと訓練の場としての博士課程前期課程（修士課程）に進学しうる確固とした召命感を身に付けている。
2. 神学の学びの意義を主体的に把握している。
3. 伝道者となる上での最低限の神学の知識および語学力を身に付けている。
4. 諸学問分野における最新の知識をキリスト教信仰の視点から理解し、身に付けてい

る。

5. 教会実習の経験を通し、伝道者が現実には直面する諸課題・諸要求を理解している。

ここに示されている5つの事柄は、伝道者とされるために最低限必要な要素であって、従って、本学の理念・目的に整合的である。

学部においては、2017年度以降、狭義の教役者とされる志を持たなくとも、教会とその伝道を信徒として深く支えたり、キリスト教学校やキリスト教施設等に専門的知識をもって仕えることも広義の伝道者と位置付け、「神学研修志望」の学生として若干名受け入れることとしているが、その神学研修志望の学生についても、広義の伝道者であるからこそ従来の伝道献身者と同じ神学教育及び信仰的訓練を提供し、敢えて同一の学位授与方針として、同等の学習成果を求めている。

但し、文言の一部に、神学研修志望の学生に当てはまらないように読める表現があることから、2023年度中の議論を経て、2024年度より以下のように改訂することとした。

1. 神と教会に仕えるための確固とした召命感を身に付けている。
2. 神学の学びの意義を主体的に把握している。
3. 福音を伝道するための最低限の神学の知識および語学力を身に付けている。
4. 諸学問分野における最新の知識をキリスト教信仰の視点から理解し、身に付けている。
5. 教会実習の経験を通し、教会が現実には直面する諸課題・諸要求を理解している。

この学位授与方針に示されている、修得すべき知識、技能、態度等を身に付けるために、以下のように教育課程の編成方針を掲げている。

本学部のカリキュラムは、キリスト教信仰および聖書についての初歩的な知識の修得、並びに諸学問分野の最新の知識および現代語（英語およびドイツ語）の修得から始まります。

この基礎を踏まえて、旧約聖書神学・新約聖書神学・組織神学・歴史神学・実践神学の各分野における基礎的な知識を徹底的に学びます。最終学年では、希望の専門分野における卒業論文を作成し、主体的な学習態度を身に付けます。

これらの学習と教会実習の経験を通じて、本学が目標とする博士課程前期課程（修士課程）に進学するための十分な準備をします。

神学は2000年間の積み重ねのある学問であり、広大なものであることから、その基礎的分野を網羅し、基礎を徹底的に身に付けさせるためのプログラムとなっている。

2) 博士課程前期課程

博士課程前期課程は、将来伝道者として教会やキリスト教学校に遣わされてゆくことを目指す者のためのプログラムであって、以下のように学位授与方針が定められている。

本課程では、強いリーダーシップを持った伝道者に欠かせない「主体的に神学する」能力を十分に身に付けること、その上で、伝道者が現実に直面する諸課題・諸要求に、多様な協力関係の中での的確に対応する能力を養うこと、教会やキリスト教学校等への赴任に向けた召命感が一層確立することが求められます。

そのために、本課程に2年（4学期）以上にわたって在学して、所定の単位（原則として44単位）を優れた成績（全科目の成績評価点平均（GPA）及び専攻科目のGPAがいずれも2.0以上）で修得し、修士論文についても合格を認められた学生は、上記の能力を身に付けたと見做され、修士（神学）の学位が授与されます。

ここに示された「主体的に神学する能力」「伝道者が現実に直面する諸課題・諸要求に、多様な協力関係の中での的確に対応する能力」「教会やキリスト教学校等への赴任に向けた召命感の一層の確立」は、本課程を終えていよいよ伝道者として教会やキリスト教学校に遣わされてゆくために必須の能力と資質であり、この学位授与方針は、本課程の理念・目的に整合的である。

この学位授与方針に定められた能力を修得させるための教育課程について、以下のよう
に教育課程編成方針を定めている。

本課程においては、学生は聖書神学専攻または組織神学専攻のどちらかに所属します。

まず、主体的に神学する能力を養成するために開講される授業を履修します。授業は、専門的な知識を深めるために講義形式で行われるものと、主体的に神学する能力を身に付けるために演習形式で行われるもの、及び両者を組み合わせたものが開講されます。神学における主体性を確立するためには、専門分野を深めると同時に、その全分野を広く学ぶことを必要とすることから、その中から、より高度で専門的な知識を身に付けるために専攻科目20単位を、さらに広い視野に立つことを目指して、幅広い知識を身に付けるために専攻外科目10単位を履修します。

主体的に神学する能力の成果として、修士論文を作成します。修士論文の作成は、希望の指導教授による指導の下で1年次の後期から本格的に開始され、2年次の前期末に提出します。

修士論文を提出した者は、身に付けた主体的に神学する能力を踏まえて、伝道者が現実に直面する諸課題・諸要求に対応する能力を養うことが求められます。そのために、2年次後期に集中的に実践神学研修課程の学びをし、実践に関わる極めて具体的な諸課題・諸問題についての取り組み方を学びます。

ここには、学位授与方針に示された能力を養成するために必要な教育課程が示されていると言える。

3) 博士課程後期課程

博士課程後期課程については、以下のように学位授与方針が定められている。

本課程では、自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得すること、また、高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付けることが求められます。

そのために、本課程に3年（6学期）以上にわたって在学して①所定の単位（16単位）を修得し、②外国語学力認定試験に合格し（85点以上）、③学術小論文1本を学術誌に発表し、④3科目にわたる論文提出資格認定試験に合格した（85点以上）とき、博士論文の提出資格が与えられます。さらに指導教授の指導の下で論文を完成・提出し、審査委員会による審査（口述試験を含む）に合格（80点以上）すると、博士（神学）の学位が授与されます。

ここに示されている「自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識の修得」及び「高等教育研究機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力の修得」は、本課程が育成を目指している、より深い神学的学識をもって「教会や社会のあり方についての諸課題に深く取り組むことのできる」伝道者、さらには神学の学界に貢献し、高等教育機関で研究者・教育者として貢献する伝道者には必須の能力や資質であって、従って、この学位授与方針は本課程の理念・目的と整合的である。

この学位授与方針に定められた資質・能力の育成のために、以下のように教育課程編成方針が定められている。

本課程においては、学生は聖書神学専攻または組織神学専攻のどちらかに所属します。

両専攻とも、教育課程は授業の履修と博士論文作成の二つの柱からなります。

まず、神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を身に付けるために、授業を履修します。授業は、専門的な学識を深めるために講義形式で行われるものと、自立した研究能力を身に付けるために演習形式で行われるもの、及びその両者を組み合わせたものが開講されます。その中から、専門分野の後期課程レベルの神学的知識を身に付けるために専攻科目12単位を、さらに、幅広く深い神学の理解を身に付けるために専攻外科目4単位を履修します。

それを踏まえつつ、自立した研究活動によって継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付けるために、また学問的成果の一つとして、博士論文を作成します。論文提出に備え、指導教授による指導計画書（年度初め）と学生による研究報告（年度末）、さらに研究発表を踏まえながら、指導教授によって個別に論文指導がなされます。同時に、神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得したかどうかを確認するため課される外国語学力認定試験や論文提出資格認定試験等、論文提出資格取得のための諸条件を満たすことを目指しつつ、論文を作成していきます。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

本学では、教育課程編成方針に基づいて、授業科目を体系的に開設するようにしている。

学部においては、まず「キリスト教信仰および聖書についての初歩的な知識の修得」（教育課程編成方針）のために神学基礎科目（12 単位）が設けられており、これにより、神学の基礎知識を身に付けると共に、「神学の学びの意義を主体的に把握」（学位授与方針）して、専門教育への準備を始める。そして「諸学問分野の最新の知識」の修得のために学際基礎科目が 4 分野（人文科学・社会科学・自然科学・情報科学）にわたって開講され、合計 26 単位の履修を求めている。これにより、一社会人でもある伝道者の、社会人としての広い視野と深い知識を身に付けさせることも意図されており、それは伝道の営み自体を適切なものとする上でも重要である。また「現代語（英語およびドイツ語）の修得」は、学位授与方針も「語学力」に触れている通り、神学の学びと研究には必須であると共に、国際人としての役割を担う人々の育成のためにも欠かせないものである。そこで、特に神学研究に欠かせない英語とドイツ語を中心に現代語科目の必修 10 単位が開講され、さらに選択科目を 6 単位履修することを求めている。このうち英語については、入学時の英語の学力差が激しいため、入学直後に行われる英語実力試験の結果により、将来神学を学ぶための英語の学力に不足の認められる者について、英語基礎のクラスの受講を選択科目 2 単位分として課している。また、日本での伝道を考える上では、日本語での神学の学びや教会での奉仕が欠かせないため、留学生のうち、入学者選抜の筆記試験や面接試験において日本語の語学力が十分でない認められる者を対象に、日本語基礎を開講し、現代語科目選択科目 2 単位分としての履修を課している。こういった学びを 1～2 年次に行い、その基礎の上に、また 2 年次からは並行して、「旧約聖書神学・新約聖書神学・組織神学・歴史神学・実践神学の各分野における基礎的な知識を徹底的に学」ぶための専門教育科目が開講され、各分野の基本的な知識を身に付けることになる。この専門教育科目のうち最低限必要な神学の知識を得させるために開講される 66 単位を必修科目とすると共に、各自の関心に従ってさらに幅広い知識を得るために、10 単位の選択科目履修を求めている。この必修科目は、神学専門 5 分野それぞれの学問的体系に則って順序通りに履修されるよう授業科目が開設され、学生は原則としてその設定されている順序通りに履修することで（例えば旧約聖書神学であれば、旧約聖書神学 I、旧約聖書神学 II、旧約聖書神学 III の順）、神学 5 分野全てについて、それぞれの分野の基本的知識を体系的に身に付けることになる。また、神学の学びには、外国語の文献を

読むことが必要になることから、英語神学書講読と独語神学書講読の授業を設け、その中から 4 単位履修することを求めている。こういった神学諸分野の基礎的な知識を身に付けた上で、その知識をもって主体的に神学する姿勢を身に付けるため、最終学年で学部演習 4 単位の履修を義務づけ、希望する専門分野の卒業論文を作成している。

このように、授業科目は修得すべき能力の獲得のために体系的に編成され、順次性を意識した履修が求められている。

こういった全ての授業の履修を通して召命感も確立されてゆくが、本学におけるあらゆる営みを通して召命感も深められてゆくよう、学内の諸行事が設定され、学生はそれらへの参加が期待されている。また、学位授与方針に掲げられた「教会実習の経験を通し、教会が現実と直面する諸課題・諸要求を理解している」を達成するための授業も開講されているが、何よりも教会における日常の歩みから身に付けるべきものであり、従って、出席教会での日常的な奉仕が求められ、必要に応じて出席教会の牧師と連携しつつその教育にあたっている。また同時に、学部 4 年次の夏には夏期伝道実習として全国のいずれかの教会に約 1 ヶ月間派遣されることになる。なお、神学研究志望の学生は、代わりに出席教会での信徒としての奉仕を求め、終了時に出席教会牧師からその報告書を提出いただいている。

大学院博士課程前期課程においては、教育課程編成方針に定められているように、まず聖書神学専攻と組織神学専攻に分かれた上で、主体的に神学する能力を養うために、さらに深い知識を身に付けるための講義科目と、主体的に神学することを学ぶ演習科目が開講され、専攻分野の高度な専門的知識と能力を身に付けるために専攻内科目 20 単位、さらに広い視野に立つために幅広い知識を身に付けるため専攻外科目 10 単位の履修を求めている。これによって、高度で専門的な、そして幅広い神学的知識を身に付けつつ、それに裏打ちされた「主体的に神学する能力」を十分に身に付けることを目指している。

さらに、その幅広い知識を基にした主体的に神学する能力の成果として、修士論文を作成する。1 年次前期の間にテーマを模索し、9 月下旬までにテーマを決め、指導を希望する教員の了解を得た上で、修士論文計画書を教務課に提出する。このテーマと指導教員（原則として本学の研究指導教員）について教授会（研究科委員会）で承認した後、指導教員は指導計画書を作成し、学生に提示、この指導計画書に基づいて個別の指導が行われる。1 年次後期と 2 年次前期に開講される、専門分野別の修士論文指導演習の授業と、指導教員による個別の指導によって研究を遂行し、論文を執筆して、修士論文を 2 年次の 9 月中旬に提出、11 月に指導教員を主査、他 2 名を副査として面談形式で論文審査が行われ、可否はその結果を基に教授会において決定される。

これらと並行する形で、1 年次の夏には、全国の諸教会に夏期伝道実習に 1 ヶ月間派遣され、通常時の教会出席及び教会での奉仕と合わせて、身に付けた主体的に神学する能力の実践及び「伝道者が現実と直面する諸課題・諸要求」のより一層の理解が求められると共に、「教会やキリスト教学校等への赴任に向けた召命感の一層の確立」が期待されている。

修士論文提出後の 2 年次後期には、いよいよ半年後に教会やキリスト教学校に派遣されてゆくことを踏まえて、「伝道者が現実と直面する諸課題・諸要求に、多様な協力関係の中での確に対応する能力」（学位授与方針）を身に付けつつ、さらに「教会やキリスト教学校等への赴任に向けた召命感の一層の確立」が促されるよう、実践神学研修課程の授業が集中

的に設定され、特に「総合特別講義」では、広い分野での具体的な必要事項を扱っている。

大学院博士課程後期課程については、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」ための教育・指導体制をとっている。具体的には、他専攻の履修4単位を含む合計16単位の履修を求め、それによって「神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得」することを目指している。それを踏まえつつ、その成果として、特に「自立した研究活動」によって「継続的に研究業績を出すことのできる能力」を身に付けさせることに留意しながら、指導教員によって個別に論文指導がなされてゆく。その際に、一つの現代語についての語学試験、博士論文に至るための小論文の提出が義務づけられており、特に小論文の執筆は、指導教員の指導の下、博士論文執筆に向けて、学生の自立的研究の姿勢と能力を高めることを目指している。この小論文執筆のために、2年次の春に博士課程後期課程研究発表会での発表を行うことが勧められている。このような論文提出資格取得の諸条件を満たすことを目指しつつ、指導教員の個別指導の下で論文が作成されてゆくことになる。

各授業科目の位置づけや到達目標については、シラバスに記載するようにしている。本学は基幹教員制度に移行せず、従来の専任教員制度を採用しているため、現時点では「主要授業科目」を設定することはしていない。

学部についてはカリキュラムツリーを『履修の手引』に掲載することで、学生が、履修の流れを視覚的にも把握しやすいようにしている。また、どの授業科目が、学位授与方針のどの能力の育成のために設定されているものであるのかは、2023年度中の議論を経て、2024年度から各授業のシラバスに記載することになっている。博士課程後期課程についても、学位課程全体の流れが視覚的にわかるよう、学位取得への流れを図表で『履修の手引』に掲載している。2023年度中の議論を経て、2024年度からは、教育の体系に即した授業番号を全ての学位課程の全ての授業科目に付すことで、その授業が教育課程全体の中でどの位置にあるものであるのかや配当学年等が、授業番号からわかるようにすることになった。授業番号はシラバスにも掲載する予定である。さらに、学部については、1年次入学者及び3年次編入学者それぞれについて、『履修の手引』に履修スケジュールが表の形で掲載されている。

また、いわゆる初年次教育・高大連携への配慮については、単科大学である本学は、入学定員5名という極めて小規模な大学であるだけでなく、1年次入学者よりも3年次編入学者の方が多い（編入学定員20名）という、他大学と極めて異なった特徴を有するため、高校から大学への教育上の問題はこれまでそれほど深刻なものとしては浮かび上がってこなかった。それでも、従来から、「入学前の読書のすすめ」を合格者に配布し、数冊の指定図書を読むことによる準備学修を勧めてきた。しかし、2023年度より、指定校推薦型入学者選抜による入学者に対しては、さらに入学前教育として、入学後の学修への準備にふさわしい本を読みレポートを提出することを求めることにした。諸年次の学生への特別な教育プログラムは用意されていないが、毎年4月に行われる神学校全学集会で召命共同体としての

本学のあり方を学び、さらに生活倫理講座を通して伝道者・キリスト者としての基本的な倫理を学ぶことになっている。

授業科目の単位は、大学設置基準に基づき、45 時間の学習をもって 1 単位となるように設定しており、学則第 16 条に定めている。講義科目では、1 時間の授業に対して教室外における 2 時間の準備学習を要するものとし、週 1 時間 15 週の講義をもって 1 単位としている。但し、学部の現代語科目においては、教室内における 2 時間の学習に対して教室外における 1 時間の準備学習を要するものとし、週 2 時間 15 週の学習で 1 単位、実験、実習、実技の科目においては、教室内における 2 時間の学習に対して教室外における 1 時間の準備学習を要するものとし、週 2 時間 15 週の授業 30 時間をもって 1 単位、また教育実習については 45 時間の授業をもって 1 単位としている。いずれの授業についても、それぞれ必要な準備学習時間と、準備学習としてすべき内容をシラバスに明記するようにしている。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

授業の形態は、学部においては、最低限の神学の知識を身に付けさせる授業という性格上、講義の授業が多い。もちろん、担当教員によっては、講義と、テキストの講読・発表などの演習形式との混合によって行っている場合もあるし、外国語の神学書講読や臨床牧会教育などは、より演習に近い形の授業に、そして卒業論文を作成する学部演習の授業は演習中心の授業となる。

それに対し、大学院は、学部で身に付けた神学的知識を用いて主体的に考えられるようになることを目指すという性格上、演習形式の授業も多く設定されている。もちろん、さらに高度な神学的知識を身に付けさせることを目的とした講義の授業も、また、講義と演習を組

み合わせた特研の授業も設けられている。博士課程前期課程では、他に自らのテーマに沿って研究を進め、指導教員の指導の下に修士論文を執筆することも課しており、主体的に神学する能力を身に付けさせるために、コースワークとリサーチワークのバランスにも留意した学習が求められている。

博士課程後期課程は、リサーチワークがメインであるが、広く深い学識に根差した研究であることの重要性から、コースワークも課している。その授業は、ほぼ全てが前期課程との並行授業の形をとっているが、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」との目的の達成のために、履修にあたっては、授業内での議論を牽引したり高度な内容の発表をするなどが期待されたり、より高度な課題を課すなどしている。

- ・ I C Tを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

神学の学びは、単なる知識や技術の伝達ではなく、伝道への召命を受けた者が礼拝と祈りを共にする「召命共同体」を形成してそこに身を置くことで伝道者としての人格が形成されることを伴うものでなければならない。そこで、学部も大学院も、原則として I C T を用いた遠隔授業は極力避け、対面での授業を主体としている。しかし、主に非常勤講師の担当科目の中で、講師の本務校からの要請等の事情があり、遠隔授業によっても十分に教育の目標を達成できると考えられる場合に限り、教授会の議を経て、その一部を Cisco 社 Webex Meetings を使用した遠隔授業とすることを認めている。なお、毎学期実施される授業効果調査（授業アンケート）では、遠隔授業を行った場合にそれが適切に行われたかどうかを確認する項目（自由記述）が設けられている。

- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

学士課程では、単位の要件に定められた学習時間を十分に確保し、単位の実質化を図る観点から、卒業要件科目に関して履修科目登録上の上限は 50 単位未満と定められている[資料 4-9]。但し、教職課程科目の履修については、この上限設定の対象外としている。特に学部 3 年次に編・転入学した学生の場合で、将来、キリスト教学校の宗教主任等として派遣されることを希望する場合には、教職課程を受講することになるが、以前に在学した大学等で教職課程を全く履修していなかった場合、大学院博士課程前期課程までの 4 年間で教員免許状取得となるためには、それなりの単位の履修が必要で、教員免許状取得をも目指す場合には、しばしば 50 単位を越えて履修する必要があるためである。

各授業の準備学習等の時間を十分に確保できているかどうかの確認が必要であることから、授業効果調査（授業アンケート）においても、それぞれの授業に費やした授業外学修の時間をアンケート項目に入れ、十分な学修時間を確保できたかどうか、また過重な負担がなかったかを確認するようにしている（アンケートの各項目については、教務課主任が確認した上でその概略を、毎年 3 月の特別教授会で行われるアセスメントポリシーに基づく教育成果の検証において報告し、問題がある場合には内部質保証向上委員会に報告することになっている）。その結果、現時点では大きな問題は認識されていないが、今後も常時、十分な

学習時間を確保できる履修となっているかどうか、注意する必要があるだろう。

大学院については、特に履修登録科目数の上限は設けていない。前期課程においては、1年次にコースワークをほぼ修了することが期待されているが、課されているコースワークは専攻内 20 単位、専攻外 10 単位であるので、多くの場合、多くても年間 30 単位かそれを若干上回る程度の履修となっている。

各授業については、授業のテーマ、到達目標、授業の概要、履修条件、授業計画（毎回の授業の内容）、準備学習等の指示、成績評価方法・基準などを明記した、統一的形態をもつシラバスを事前に配布し、授業は原則としてこのシラバスに沿って行われている。毎学期、各教員の担当授業の中から FD 委員会が任意に 2 つ（非常勤講師は 1 つ）を選んで授業効果調査（授業アンケート）を実施しているが、かつてはアンケートに、その授業がシラバス通りに行われたかどうかを問う質問を入れ、シラバス通りに授業が行われているかどうかを確認していた。しかし、常に、どの授業についても、概ねシラバス通りに行われているとの結果であったため、2016 年度以降はこの質問を入れて確認することはせず、各教員に委ねられている。

授業の履修については、履修方法は『履修の手引』に詳細な説明が掲載されていると共に、学部については大まかな履修スケジュールが、博士課程前期課程については修士論文の作成スケジュールについても『履修の手引』に掲載されている。さらに毎年入学式直後の新入生オリエンテーション時に教務課主任・副主任が履修方法についてガイダンスを行い、本学の理念・目的に沿った授業体系について、そしてそれに基づく履修すべき科目について指導している。同時に、教職課程履修のガイダンスも担当教職員が行っている。在学生に対しては、各年度最初のオリエンテーション期間中に教務課主任・副主任による履修オリエンテーションが行われて、履修方法の確認と指導がなされている。さらに、教務課の日常業務の中で、教務課主任・副主任と教務事務職員がきめ細やかに学生の履修上の問題に対応している。

こういった教務課による指導に加えて、学部及び大学院博士課程前期課程においてはクラス担任制度が設けられ、各クラス担任の教員が学生の履修上の相談に応じている。新入生の場合は、オリエンテーション後、クラス会を持ち、そこで担任から履修上の原則的な補足説明を受ける。さらに、クラス担任との面接を通し、個人的アドバイスも受け、履修科目を確定し、登録させている。在学生についても、毎年度初めにクラス担任が各学生と個別に面談し履修科目を確認した上で、履修登録がなされることになっている。また、学期中も、必要な時にはいつでもクラス担任にアポイントメントをとって面接をすることができる。

博士課程後期課程に関しては、各指導教員が各年度当初に、学生との十分な面談の上でコースワークの履修を含めて個別に履修指導をしている。リサーチワークに関しても、年度当初の面談を踏まえて各指導教員が一年間の研究指導計画書を学生に提示した上で個別指導を進め、学生には各年度末に 1 年間の研究の報告を提出させている。

学習の進捗等の状況についても、そもそも各授業が数名から多くても 20 名程度の小人数による授業であること、また、授業の多くは、体系的に編成された教育課程に基づいて、受講する学年が決まっていることなどから、各授業担当教員は常に受講者とのコミュニケーションを十分にとりながら授業を進めることができるようになっている。その中で、常に理

解度を確認しながらきめ細やかな指導が行われるが、さらに毎学期の始めに担任面接が行われ、クラス担任から成績表が渡されると共に履修状況の確認がなされ、丁寧な個別指導が行われている。さらに、学部においては、GPA が一定水準以下（1.90 未満）であったり取得単位数が一定以下（概ね 2 割以上の遅れがある）であるなどの「学修に困難を抱える学生」について、学修に関する丁寧な指導を行うよう教務委員会からクラス担任に要請し、担任はその結果を教務課に報告することになっている。また、毎年 3 月の特別教授会では、教育問題のセッションを設け、一人一人の学生について教員全体で所見や課題を出し合い、必要があれば担任などが丁寧に指導するようにしたり、教員全体で統一的な指導となるように心がけたりしている。

授業外学習については、各授業のシラバスに明示するよう各教員に依頼している。そこには、2023 年度以降、授業外学習に必要な時間も明記すると共に、2023 年度中の議論を経て、2024 年度からはその授業外学習を含む課題へのフィードバック方法についても記載するよう依頼することになっている。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか

成績評価については、本学では A（100～90）、A-（89～85）、B（84～75）、C（74～60）、D（59 以下）、E（試験以外の理由で不合格）の 6 段階で評価し、授業科目及び卒業論文（学部演習）の合格は C 以上としている。合格の場合に、当該科目の単位が付与される。

成績評価については、客観的な基準によって評価が行われるよう、本学の学位授与方針に明示された資質・能力を修得するためになされる各授業共通の評価項目、要素を挙げた共通評価指標（コモンルーブリック）を作成し、各教員には、その共通評価指標を使用した成績評価方法と基準を具体的に受講者に明示するよう求めている。これにより、学生は到達目標をより具体的に把握することができると共に、成績評価がより客観的かつ厳格なものとなる。

また、学部演習の課題として提出される学部論文や、修士論文、博士論文についても、客観的な評価基準によって評価が行われるように、それぞれの共通評価指標を策定して『履修の手引』に掲載すると共に、使用を授業担当者・審査担当者に求めている。

- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

成績評価の方法については『履修の手引』に掲載されており、さらに各授業ごとの評価基

準をシラバスに明記することを求めている。また、シラバスには、共通評価指標を用いること（あるいはどのように用いるか）や、授業への出席重視であることなど、単位修得の条件を記載している。（共通評価指標は、神学とその周辺の学問領域において、求められる学力や能力、態度に共通の部分があること、また学位授与方針に定められた資質・能力を測るという共通の目的があることを前提に作成しているが、もちろん個別の授業ごとの特性に鑑みて、その一部のみを用いるなど担当教員の判断で自由に行うことができる。ただし、その場合も、シラバスに明示することを求めている。）

成績評価について、学生からの不服申立への対応は、明確なプロセスが定められていない。

- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

本学に入学する前に他大学で履修した既修得単位については、学部3年次編・転入学の場合には「東京神学大学編入・転入学生の単位取得に関する内規」に従って原則として「神学基礎科目 A」「学際基礎科目」「保健体育科目」「現代語科目」56 単位を一括認定している。但し、入学後直ちに行われる英語実力試験の結果によって、英語の学力にやや不足があると判断される者については、現代語科目の一部の単位を認めず、「英語 IA」2 単位、あるいは「英語基礎」「英語 IB」計 4 単位の履修を求めている。それに加えて専門教育科目について既修得単位がある場合には、教務課主任が成績証明書に加えてシラバス等によって授業内容や学修時間等を確認した上で、本学の教育目標に合致している内容であるかどうかなどを判断し、その単位を認定している。

なお、学部2年次に編・転入学する者については、「東京神学大学編入・転入学生の単位取得に関する内規」により「神学基礎科目 A」「学際基礎科目」「保健体育科目」「現代語科目」56 単位のうち原則として 30 単位を認定、学部4年次に編・転入学する者については、既に他大学で学士（神学）あるいは同等の学位を取得している者であることから、3年次編転入学の場合に加え、専門教育科目をさらに 46 単位まで認定することができるとしている。

また、長年、ルーテル学院大学との間で単位互換科目を設けてきた。2023 年度は「ラテン語 I」「ラテン語 II」のみであるが、本学で開講の年度とルーテル学院大学で開講の年とを隔年で設け、互いに互いで受講した場合の単位を認定してきた。

大学院博士課程前期課程については、「東京神学大学大学院入学に関する内規」第4条の2により、学部4年次転入学生が学部を卒業して大学院博士課程前期課程に入学する場合には、学部在学中に科目等履修により修得した大学院授業科目の単位を 10 単位を上限に認定することができるとしている。また、大学院入学前に特別研究生として在学していた者については、特別研究生として修得した大学院授業科目の単位を 8 単位を上限に認定することができるとしている。

- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

学位授与の手続及び体制については、学位授与の条件を『履修の手引』に記載し、さらに毎年4月の履修オリエンテーションで教務課主任・副主任が繰り返し説明し、確認している。また、学位の授与は、「東京神学大学教授会規程」第8条において、卒業修了は学長が

決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項として規定されており、教授会の判断に基づいて学長が決定している。

学部の学位授与は、事前に教務課が単位の取得状況を確認した上で、4年次に在籍する全学生の単位修得結果が2月下旬あるいは3月初めの教授会で配布され、それに基づいて学位授与が決定されている。その判定は、所定の単位を修得したかどうかを教授会で確認することによって行われており、極めて客観的に、厳格に行われていると言える。学部については、所定の単位を全て修得した場合に、学位授与方針に規定された能力を身に付けたと判断して、「学士（神学）」が授与される。

大学院博士課程前期課程については、所定の単位を全て修得し、かつその全履修科目のGPA及び専攻内科目のGPAがいずれも2.0以上であり、修士論文に合格した場合に、学位授与方針に定めた資質・能力を身に付けたと判断し、「修士（神学）」が授与される。学位の授与は、事前に教務課が確認した上で、単位の取得状況、GPA（全履修科目及び専攻内科目）、修士論文の可否について、2年次に在籍する全学生の状況が2月下旬あるいは3月初めの教授会（研究科委員会）で配布され、教授会（研究科委員会）で要件を満たしているかどうかを確認した上で決定しており、適切に授与がなされていると考えている。

大学院博士課程後期課程については、所定の単位を修得し、外国語実力認定試験及び論文提出資格試験に合格し、論文を学術誌に投稿し、博士論文に合格した場合に、「博士（神学）」が授与される。外国語学力認定試験の結果や、論文提出資格試験の結果は、採点担当者からの報告が教授会（研究科委員会）で確認された上で可否が承認されている。博士論文については、提出されると、受理にあたって教務課によって博士学位論文提出要件の充足状況がチェックされ、教授会（研究科委員会）に報告された上で、論文の受理が承認、同時に論文審査委員会の設置がその構成員を含めて承認される。研究科委員会内で論文が回覧された上で、論文審査が行われ、その審査結果が教授会（研究科委員会）に報告されて承認され、さらに配付資料によって学位授与要件が満たされていることを確認の上で、学位授与が承認される。なお、審査結果は学位授与当日に冊子化されて配布され、さらにホームページ上でも公表されている。但し、課程博士はこれまで3名に授与されたのみである（他に論文博士は11名に授与されている）。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

学位授与方針に定める学修成果を検証するため、「東京神学大学アセスメントポリシー」を定め、様々な測定指標を用いて、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの教育成果を

定期的に検証するようにしている。

アセスメントポリシーは 2020 年度に制定されたが、2022 年度中の議論を経て同年度より、学部と大学院博士課程前期課程・博士課程後期課程それぞれの学習成果測定指標を定義し、さらに、それぞれの指標が、どの学位授与方針に対応するものであるのか、またどのような目的でその指標を用いるのか、そしてその検討の結果をどのようなことに用いることができるのか、どの部署が行うのかについても記載されているものに改定している。

- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

もちろん、授業の成績や単位取得状況、GPA 等は、授業が学位授与方針に定められた能力を養成するために編成されているものであり、それぞれの授業の成績評価もまた学位授与方針に定めた学習成果に照らしてその到達状況を評価するものである以上、学習成果を把握する重要な指標や方法である。特に GPA は、本学においては A=3.0, A-=2.5, B=2.0, C=1.0 としてそれに単位数を乗じ、その総和を総取得単位数で除した値を用いているが、それが 2.0 以上である場合に、学部の学位授与方針に明示された資質・能力を、大学院博士課程前期課程に進むに十分に身に付けたと判断して内部入試受験資格を与えたり、あるいは大学院博士課程前期課程においては、学位授与方針に定められた、十分に主体的に神学する能力が身についたかどうかを判断するために総履修科目と専攻内科目それぞれの GPA が 2.0 以上であることを学位授与の条件にしたりと、学位授与や大学院進学基準として用いている。

アセスメントポリシーに定めている測定指標には、それ以外にも、担任面接での状況や、夏期伝道実習先の教会からの評価、出席教会牧師へのアンケート結果、さらには、授業効果調査（授業アンケート）結果、神学校生活アンケート結果なども含まれ、多角的に学習成果を測定しようとしている。さらには、学位授与率、大学院進学率、そして卒業時アンケートにおける自己評価なども、学位授与方針の達成状況を測る指標になっている。また、本学は福音主義キリスト教の教役者の養成、特に日本基督教団の教師を養成することを第一の目的としていることから、就職率の他に、卒業時に受験するその日本基督教団の補教師検定試験の結果、また原則として教師とされて 3 年目に受験する正教師試験の結果も、本学の教育が目的達成のために機能しているかどうかを測る指標としている。

- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

毎年 3 月の特別教授会に於いて、アセスメントポリシーに定められている各項目について、それぞれの担当者からデータや結果が報告され、教育成果を確認することになっている。その結果は内部質保証向上委員会に報告され、アセスメントポリシーに基づく検証結果としてまとめられ、公表されると共に、本学の教育課程全体が、伝道者の養成という本学の目的の達成のために十分に機能しているかどうかを検討し、課題が見出される場合には教授会に対して改善の要請がなされることになる。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

教育課程の内容、教育方法については、「東京神学大学自己点検評価規程」において、全学的な自己点検評価の点検項目に含まれており、この自己点検評価は同規程により毎年行うことが定められている。教育・学習に関する自己点検評価は、教務課主任を中心に、教務委員会や教務課職員と協議しつつ行われる。特に教務委員会では、月に1度の会合のたびに様々な課題が浮かび上がることがあり、それらは点検評価に含めると同時に、緊急性の高いものについては常時内部質保証向上委員会に報告している。また、教務委員会では毎年、内部質保証向上委員会の指示の下、3つのポリシーの整合性や適切性についての検証を行っており、そこで認識された課題は、内部質保証向上委員会に報告している。自己点検評価においては、こういった様々な検討を踏まえて、自己点検評価委員会が示す点検評価の分担の下、教務課主任が当該項目を総括して執筆している。

また、教授会において、東京神学大学アセスメントポリシーに定められている学習成果の検証を2022年度に引き続き2023年度も3月に行った。この検証からも教育課程の様々な課題は浮かび上がってくる。それらについては、全て内部質保証向上委員会に報告され、内部質保証向上委員会があらゆる課題を把握するようにしている。

- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

毎年3月の特別教授会において行われる、アセスメントポリシーに基づく教育成果の検証にあたっては、学部にあっては学位授与率や大学院進学率、大学院博士課程前期課程にあってはさらに「主体的に神学する能力」（学位授与方針）の結実としての修士論文の評価、就職率、そして最終学期に学長がこれまでの学修全体の成果を把握しつつ指導する授業「説教演習Ⅲ」の所見といった、課程修了時の学習成果を大いに表す指標や、それに対する、卒業時アンケート等に表れる学生の自己評価、単位取得状況や夏期伝道実習の評価、担任面接の結果等、学生の授業内外の状況を含む、多面的な測定指標を用いて、十分な学習成果が上がっているかどうかを検証することになっている。さらには、進路状況や日本基督教団の補教師検定試験、正教師検定試験の結果なども報告され、こういった様々な指標をもとに、本学の教育課程や学生支援体制等の適切性が検証されている。但し、本学の卒業生の多くは教

会に担任教師として赴任、あるいはキリスト教学校に宗教主任として赴任するため、いわゆる就職先（教会や学校）に卒業生の状況や本学の教育成果についてのアンケートを採ることは難しい現状がある。現在でも、卒業生が卒業後も日本伝道フォーラムや教職セミナー等の本学で行われる、あるいは本学が主催する行事に参加したり、教員が全国の後援会に講演に行く際などにその様子を確認するなどはあるが、しかし、卒業後の状況を的確に把握して本学の教育課程の検証に役立てる方法がないかどうか、検討する必要があるだろう。

- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

自己点検評価結果について、積極的に外部評価を受けるようにしている。第2章で既に述べたように、毎年、教師養成という本学の使命と深く関係する日本基督教団の教師委員会や教師養成制度検討委員会のメンバーに外部評価を依頼し、本学の教育課程の適切性についても評価していただいている。自己点検評価そのものに学生が関与することはしていないが、やはり第2章で既に述べた通り、教育課程の改善のために、学生会主催の神学校生活アンケート結果や、FD委員会による授業効果調査（授業アンケート）結果なども内部質保証向上委員会に報告されており、学生の意見が教育課程の改善に用いられる道が整えられている。2023年度の神学校生活アンケートでは、特に教育課程や学習に関する要望はなかった。

- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

自己点検評価や、アセスメントポリシーに基づく教育成果の検証結果などは、内部質保証向上委員会に報告され、内部質保証向上委員会で教育課程の課題を抽出し、教授会を通して教務委員会や他の部署に改善を指示している。これによって、教育課程の様々な課題が改善されてきた。

例えば、これまでも教育・学習に関する自己点検評価の結果から、内部質保証向上委員会においてシラバスの更なる充実の必要性（各授業科目と学位授与方針との関係の明示、授業外学修時間の明記、課題へのフィードバック方法の明示、授業番号の設定など）や授業外学修（学修行動）の把握、学習成果の様々な測定指標の開発等が課題として認識され、内部質保証向上委員会からの改善要請に基づいて改善が図られてきた。また、博士課程後期課程の生産性の問題（学位取得者が極めて少ない）も自己点検評価結果から長らく課題として認識され、内部質保証向上委員会の指示の下、繰り返し改善策が検討されてきた。2023年度は、2021年度自己点検評価結果に基づいて、2023年度第1回内部質保証向上委員会においてシラバスのさらなる整備が課題として認識され、内部質保証向上委員会は2023年度第1回特別教授会において、改善すべき事項として教授会に要請、教授会はこれを教務委員会に指示、教務委員会での検討を経て、2024年度から実施されることになった。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の教育は、理念・目的に合致した学位授与方針が学位課程ごとに制定され、修得すべき学習成果が具体的に明示された上で、その達成を目指して制定された教育課程編成方針

に基づいて授業科目が体系的に編成され、実施されている。また、学部については授業の体系を示すカリキュラムツリーも整備され、学び全体の流れが把握できるようにされている。

本学では、単科の極めて小規模な大学である特性を生かして、きめ細やかな指導がなされてきた。小人数のクラスである利点を生かした授業が展開されると共に、履修指導においても、学修指導においても、クラス担任をはじめ教職員によるサポートは充実しているといえる。また、『履修の手引』と共に統一的なフォーマットのシラバスが配布され、成績評価や学位授与についても、基準や手続きは明確に示され、また共通評価指標を用いることで、成績評価に一定の客観性と厳格性が図られている。

さらに、様々な測定指標を用いた学習成果の把握が行われ、アセスメントポリシーに基づいた教育課程や学生支援体制等の検証も定期的に行われると共に、様々な改善もなされてきた。

こういった点は、本学の長所と言えるであろう。

その一方で、いくつか課題も見出される。授業の体系を示すカリキュラムツリーは、学部については作成されて『履修の手引』に掲載されているが、大学院については作成されていない。2024 年度からは、各授業に学習の順次性を踏まえた授業番号を付すことで、学習の体系がよりよく示されるようになることが期待される。また、基幹教員制度に移行していないため主要授業科目を設定していないが、将来基幹教員制度に移行することに備えて、どの科目が学位授与方針に規定された能力を身に付けるために必須の主要な授業科目であるのかを明示することも検討課題となるだろう。

授業外学修については、シラバスに準備学習等の指示を明記するよう求めているが、課題へのフィードバック方法等については記載を求めている。今後、授業外学修の指示や指導について、シラバスへのさらなる記載を含め、検討する必要があるだろう。

また、3 年次に編転入学する学生のうち、教職課程を履修する学生については、履修単位数がやや多くなる傾向にあり、学習時間の確保と学習成果について、現状では特に大きな問題は見受けられないものの、今後も継続的に注視してゆく必要があろう。

さらに、ごく一部の授業についてオンライン授業を行っているが、そういった ICT 利用の遠隔授業について、教育効果がどの程度あがっているか、授業アンケートにおいてアンケート項目を設けているものの、さらなる検証はできていない。(もっとも、オンラインで行われるのは 1 つか 2 つの授業のみで、それらの授業の授業アンケート結果から授業への不満は見受けられないため、教育効果についての問題はないとも言える。)

本学では共通評価指標を用いることで、成績評価の客観化を図ってきたが、この共通評価指標を利用する効果をどのように検証するかは、これまで課題となり続けてきた。内部質保証向上委員会からの検討要請、それに基づく教授会からの検討指示もなされてきたが、効果の検証は、1 クラスあたりの学生数が極めて少ないため、統計的手法を用いることは困難で、これまで行うことができていない。

成績評価・単位認定については厳格に行われているものの、学生からの不服申立のプロセスは明示されていない。今後、不服申立の制度を明確にする必要がある。

また、様々な測定指標を用いた教育成果の検証がなされ、それに基づいた教育課程の改善もなされてきているが、様々な客観的指標と、自己評価などによる学習成果の測定結果を、大学と学生が共有することで、学生が、学位授与方針に定められた学力や能力の養成に向け

た現在地を把握することができるようにすることも課題かもしれない。そのためには、ポートフォリオのようなものの利用も考えられるであろう。また、卒業後の赴任先教会や学校での状況をどのように調査・評価し、教育課程の検証に役立てることができるかは今後の検討課題である。また、アセスメントポリシーそのものをどのように検証し、改善してゆくべきかも今後の課題である。

アセスメントポリシーに基づく検証によって浮かび上がった、留学生の成績が比較的低めとなる問題についても、現在は日本語基礎のクラスを、履修を課されなかった者についても「日本語補講」として受講することができるようにし、講師によるきめ細やかな日本語のサポートがなされており、また実際に学位取得に至らないケースはそれほど多くないものの、さらにどのようなサポートができるのかは検討を続ける必要がある。また、留学生の国籍が多様化しており、今後のサポート体制を見直す必要が出てくる可能性がある。

博士課程後期課程については、課程博士の学位取得に至る者が極めて少なく、これまで3例しか学位を授与していない。（他に論文博士の学位は12名に授与している。）これは、学生受け入れ方針にもある通り、既に伝道者であることが前提になっており、従って、教会やキリスト教学校での働きをしながら学ぶことになるため、十分な研究時間を確保することが困難であるためである。本学としても、この問題については様々な取り組みをしてきた。その一つが、長期履修制度の導入である。また、2023年度には、他大学に、博士論文以外の学位授与の要件を全て満たしている場合、研究指導認定をした上で退学をすれば、一定期間内に論文を完成させることで論文を提出して課程博士を取得することができる制度があることが報告され、本学においても導入に向けて検討を開始した。こういった方策の効果を見極めつつ、どのように研究時間を確保し、研究意欲を高め続けることができるか、さらに検討してゆきたい。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、学部・大学院博士課程前期課程・後期課程の3つの学位課程を持ち、その3つの課程をもって福音主義キリスト教の伝道者養成の使命を果たしてきた。今後、内部質保証体制の下で常に教育成果を検証し、教育課程の改善に努め、教職者養成という使命をさらに継続的に果たしてゆくことができるよう整えて参りたい。

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

評価の視点

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

本学では 2022（令和 4）年度にアドミッション・ポリシーの改訂を行い、この改訂を反映させる形で、2024（令和 6）年度学生募集要項、及び大学ホームページにおいて、本学の全ての課程（神学部神学科・大学院神学研究科博士課程前期課程・大学院神学研究科博士課程後期課程）についての最新の学生の受け入れ方針を明示することができている。また、アドミッション・ポリシーの内容を、『遣わされる日のために（東京神学大学入学者選抜の手引き）』と題するリーフレットによって、より噛み砕いた形で広く周知している[根拠資料 5-7]。

評価の視点 2：「学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。」

本学学則第 3 条に定める通り、「本学は、学校教育法第 83 条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教の従事する教役者〔きょうえきしゃ： 牧師・伝道者のこと〕を養成することを目的とする」大学である[根拠資料 1-2]。この本学の目的に基づき、求める学生像を「アドミッション・ポリシー」（学生の受け入れ方針）として、学生募集要項、大学ホームページに公表している。以上の大学の目的から明らかなように、本学は入学志願者には知識だけでなく、適性（「召命感」と呼ばれる）を重視して、アドミッション・ポリシーを策定している。

アドミッション・ポリシーの具体的内容は、それぞれの学位課程ごとの特色を踏まえたものとなっている。まず神学部神学科に関しては、牧師・伝道者としての召命が確かであること、基本的な信仰生活を身につけていること、高校卒業程度の基礎学力を有し、論理的思考ができることなどを求めている。大学院神学研究科博士課程前期課程に関しては、より深められた召命を基礎として、既に身に着けた神学の基礎知識を用いてより深く神学を探究する意欲があること、同時に伝道者とされていくうえで必要な信仰の姿勢・コミュニケーション能力を保持していることなどを求めている。最後に、大学院神学研究科博士課程後期課程に関しては、既に修士レベルの神学知識を身に着けた伝道者であること、国内外の高等教育機関等において学問的に貢献することを志す者であること、より多様な仕方で教会や社会に奉仕する意欲を持っていることなどを求めている。

以上のアドミッション・ポリシーに基づいて、それぞれの学位課程の学生募集要項にお

いては、分かり易く、かつ具体的に、入学者選抜で求める学力水準や判定方法を明示していることも、補足的に言い添えておきたい。例えば、神学部神学科の入学者選抜において課される筆記試験（小論文）に関する記述においては、評価の基準が一律の解答を求めることにあるのではなく、どのようなテーマに対しても、自らの考えを日本語で論理的に説明できるかどうかを見極めるところにあることが明示され、その他にも、日本語が正しく使われているか、解答内容に相応しい基礎学力が反映されているかどうか、といった点も評価の基準であることが明示されている。

- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。」

以上の評価の視点自体は、主に入学者選抜のことについてであるが、入学者選抜と直結している学生募集の取り組みを踏まえることは重要である。そこで、この項目では、まず学生募集の取り組みについて述べ、その上で、入学者選抜の実施状況について述べることにする。

a. 学生募集

学生募集は募集委員会が企画・立案、運営を担当している。募集委員会は毎年の学生募集要項や上記の『遣わされる日のために』を作成し、日本基督教団を中心とした全国の諸教会およびキリスト教学校教育同盟加盟校に送付する。また、主にキリスト教関係雑誌に募集のための広告掲載を行っている。キリスト教の伝道者・牧師・教師の養成という本学の使命から、広く一般に学生募集を行うよりもキリスト教関係諸団体、諸教会に集中的に呼びかけている。これがアドミッション・ポリシーに掲げられた内容を適切に実行する手段として有効であると考えられるからである。

学生募集を行う場として、「日本伝道を担う青年の集い」「オープン・キャンパス」「入試説明会」がある。まず、毎年7月に「入試説明会」を行っている。入試に特化したイベントとして位置づけていることもあり、参加者数は多くはないが、特に11月の入学者選抜の出願に直結している。また、毎年9月に本学を会場として開催される「日本伝道を担う青年の集い」において募集の働きかけをしている。毎年数十名の参加者があり、本学の存在と、その独特な理念と存在意義とを広く知らしめる機会となっている。さらに、毎年12月には「オープン・キャンパス」を行っている。2022（令和4）年度は、新型コロナウイルスの懸念が拭えない状況だったため、対面だけでなくオンラインでも実施し、本学に関心を持つ人たちに本学の礼拝や授業を経験してもらうことができた。従来のように学生と交流する機会を設けることが難しい状況であったため、学生の協力を得て、学校紹介をすることで、本学での学びや生活をイメージしてもらえるようにした。[根拠資料 5-6]。

キリスト教学校で学ぶ生徒・学生は本学への入学が期待される潜在的な入学者なので、本学ではキリスト教学校への働きかけを重視している。キリスト教学校に対する指定校推薦制度を実施し、そのための広報活動を行っている。また、本学を会場に毎年5月に開かれる「キリスト教学校伝道協議会」において、諸学校との積極的な接触と志願者の掘り起こしに努めている。ここに集う主としてキリスト教学校教育同盟加盟の諸学校の校長・理事長・宗教主任等に指定校推薦制度を周知し、また本学の使命と求める学生像を繰り返し伝えて、学生募集を行っている。さらに「派遣プログラム」として、全国のキリスト教学校に学生を派遣し、教役者として生きる道について生徒・学生に語る機会を設けていただいている[根拠資料 5-8]。キリスト教学校からの指定校推薦入学・編入学は、入学定員の関係で、募集人員は決して多くはないが、例年1～3名の学生が入学・編入学しており、貴重な募集枠となっている。

また、直接、学生募集や入学者選抜の働きに携わっているわけではないが、広報委員会の働きは本学の学生募集と入学者選抜の営みにとって欠かせないものとなっている。広報

委員会は『学校案内』の製作、『学報』の編集発行、大学ホームページの管理を行っている。これらはいずれも、学生募集のための重要なツールである。『学校案内』には在学生へのインタビューや卒業生からのコメントなどを掲載し、在学生や卒業生の「姿が見える」学校案内にするよう努めている〔根拠資料 1-5〕。これも求める学生像を提示する試みといえる。ホームページには「東神大で学びたい皆様」のタブを設け、受験志願者が求める情報を確実に得られるようにしている。また従来どおり日本各地で働いている現役の牧師たちが仕事の喜びを語るページも設けている。なお、2023（令和 5）年度現在、ホームページをリニューアルする計画が進行中であり、これに伴って、入学者選抜関連のページをより分かりやすく、またアピールする内容に改訂することが検討されている。

その他にも、教務課は入学志願者の枠を広げるための制度的な工夫に取り組んでいる。キリスト教会の牧師、キリスト教学校の宗教科教師を育成するという本学の基本的姿勢を変更することなく、すでに牧師になっている者（とくに学位取得を目指す者）の再教育、牧師の配偶者や教会役員の教育もまた本学の使命と理解し、そのような人たちから志願者を募ることは2007（平成 19）年度から着手していた。このことを制度的に明確にするため、2017（平成 29）年度入学者からは、教役者となるのではなく、信徒として教会に貢献する志を持ち、神学の学びを希望する者を「神学研修志望者」と呼んで、その積極的な受け入れを表明するようにした。2017（平成 29）年度には3名（1名が1年次に、2名が3年次に）、2019（令和元）年度には5名（全員が3年次に）、2020（令和 2）年度には2名（1名が1年次に、1名が3年次に）、2021（令和 3）年度には2名（全員が3年次に）、2022（令和 4）年度には6名（3名が1年次に、3名が3年次に）、2023 年度には3名（1名が2年次に、2名が3年次に）をこの形で迎え入れることができた。なお、2022（令和 4）年度には、この制度をアピールする目的で、『神学事始』というパンフレットを作成して、各教会・キリスト教学校に適宜配布している〔根拠資料 5-9〕。

入学志願者の枠を広げるためのもう一つの制度的な工夫として、博士課程後期課程に長期履修学生制度を設けている。キリスト教学校ですでに教鞭をとっている教務教師や教会の牧師などが、自身の仕事を継続しながら、博士課程後期課程で研究し、論文を執筆することができるよう、学習環境を整備している〔根拠資料 5-1〕。

b. 入学者選抜

以上において述べた学生募集の取り組みと連動する形で、入学者選抜の取り組みを以下のように行っている。

入学者選抜は教務課が担当し、教務課副主任が責任者となって実行している。11 月、2 月および 3 月の 3 回、学部の入学者選抜を行っている。また大学院の入学者選抜は 2 月に実施される。

入学者選抜の方法は、先の本学が求める学生像に従って、学力の考査、教会からの推薦、本人の信仰経歴と面接による召命感の確認に基づいて判定する。2017（平成 29）年度入試から「神学研修志望者」として、信徒のまま教会に責任的に仕えることを願う者（もちろん、本人のその志は明確に表明されなければならない）をも受け入れることとなったが、選抜方法に違いはない。

入学者選抜の準備および実施は、次のような体制で進められる。まず、入学者選抜にかかわる諸日程（出願期間、試験日、合格者発表日など）、選抜の種類などが年度初めに教務課副主任より教授会に提案され、承認を受ける。これに基づいて学生募集要項が編まれる。入試問題は教授会メンバーによって用意される。用意された入試問題案は、教務課副主任の招集により、教授会から選抜された数名の委員からなる入試問題検討委員会によって複数回の検討を経る。この検討によって入試問題の量・内容・難易度などが検討され、必要に応じて修正を求めた上で、最終的に教授会の承認を得て、入試問題として確定される。他方、入学志願者から提出された願書は、教務課事務職員および教務課副主任によって、その適切性がチェックされる。その上で、志願状況を踏まえた入試当日のプログラム

が編まれ、教授会の承認を得る。試験を終えた後には、教授会の全員が参加して合格判定会議を行い、出願書類・筆記試験の成績・推薦書の内容・面接の成績をもとに可否を決定する。

入学者選抜における「調査書」の位置づけに関して言えば、本学が面接を重視していることは、既に述べた通りである。従って、「調査書」は面接に際しての資料の一つと見做される。しかし、これもまた既に述べたように、本学は学力偏重を避け、教会の教役者たるにふさわしい人材を選抜することを第一にしているので、「調査書」の内容も、それを点数化したりするような仕方では用いない。重要ではあるが、あくまで参考資料と位置づけられており、可否を決定するほどの材料とは見做されていない。

以下、学位課程ごとに、それぞれの入試の状況について説明する。

・神学部

11 月の入学者選抜において実施されるのは、指定校推薦型入学者選抜、指定校推薦型編入学者選抜、そして編入学者選抜の三つである。2 月と 3 月の入学者選抜においては、一般選抜、編入学者選抜の二つである。

試験科目は、以下の通りである。

- ① 指定校推薦型入学者選抜および指定校推薦型編入学者選抜：面接
- ② 一般選抜および編入学者選抜：小論文、面接

どの種別の受験者に対しても、一人につき約 15 分の教授会全員による丁寧な面接が行われる。面接では、志望の動機、召命感、学力、勉学の意欲などを直接確かめるとともに、コミュニケーションの能力も判定している。教会の教役者としての適性は全人的に見られなくてはならない。従って、教授会メンバー全員による面接という従来からのやり方はなお重要である。また、学部では、一般選抜と編入学者選抜において小論文が導入されているが、これは論理的思考能力、国語（日本語）能力、表現力など、いずれも教会の牧師として不可欠の能力を総合的に把握、評価する方法として行われている。これらの選抜方法によって、入学者選抜は、学生受け入れ方針に基づき、適切に行われている。

入学者選抜においては外国語の試験を行っていないが、英語に関しては、入学後ただちに実力試験を行い、英語能力が不十分と判定された者には「英語基礎」など、英語関連科目の受講を義務付けている〔根拠資料 5-4〕。

なお、留学生に特化した入学者選抜は実施していない。

・神学研究科

神学研究科の学生募集に関しては、博士課程前期課程と同後期課程について分けて記さなければならない。まず、博士課程前期課程の入学者選抜は、内部入学者と外部受験者とに分けて、別々に行われている〔根拠資料 5-3 および 5-2〕。

博士課程前期課程への内部入学者に関しては、学部での成績の審査と教授会の面接によって選抜が行われている。学部における成績、適性、夏期伝道実習の評価、さらに出席教会の牧師の推薦状などを考慮し、慎重に内部入学の選抜を実施している。

外部受験者に対しては、論文審査（大学卒業論文、または、それに準ずるものを出願時に提出）、および外国語（英語、独語より 1 科目を選択）、さらに、聖書神学専攻希望者には、専門語学（旧約聖書神学専攻者はヒブル語、新約聖書神学専攻者は新約聖書ギリシャ語）の筆記試験が行われる。この他に、学部と同様、一人につき 15 分程度の丁寧な面接が行われる。入学者選抜については、学問性を維持するための最低の条件が要求されている。また、牧師をめざす志を問う面接もまた十分に機能している。

外部受験者に対しては、外国語に関して本学学部修了レベルの専門書読解力を身に付けているかどうかが見られる。また、論文の審査を通して、神学的な素養と論理的思考力を見ている。聖書神学専攻希望者には、専攻に関係のある語学の試験も課しているが、これは、本学学部では新約聖書ギリシャ語を必修科目としており、また博士課程前期課程入学

後の旧約聖書神学専攻希望者にはヒブル語の単位修得を課しているからである。これらの試験によって、文献を原語で読んだり、聖書を原典で読んだりするために必要な基礎学力を有しているかどうかを判定している。

入学者選抜の方法は健全に機能しており、大学院レベルの教育に耐え得る学生が確保されている。また、ここでも単なる学力優秀者の受け入れを目指しているのではないことは、時間をかけての面接が行われていることから明らかである。

博士課程後期課程であるが、本学における後期課程は主に既にキリスト教会の牧師となっている者が、より深い神学研究を行う場と見做されている。これまで入学者のほとんどは内部入学者であることが多かったが、昨今は外部入学者も増えてきている。論文審査と前期課程での成績の評価、また、教授会メンバー全員による面接によって入学が許可されている。

留学生に関して言えば、大学院でも留学生に特化した試験は行っていない。本国において、学校法人として認可された大学神学部を卒業した学士取得者については、博士課程前期課程に受け入れられている。ただしキリスト教神学の学問は、他の学問領域と同様に、高度な概念化された専門用語が多く使用され、それらを入学前に日本語で学べなかった留学生には困難が伴う。そのため、大学院からの入学者の場合も、必要に応じて「日本語基礎」の授業を日本語能力向上のための補講として受講することを勧めている〔根拠資料 5-5〕。

評価の視点 4: 「入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。」

障がいのある学生については、従前より個別の状況に応じた配慮をしてきたが、2021（令和 3）年度末の特別教授会にて、「学生支援関する方針」を策定した。これを受けて、2021（令和 3）年度の学生募集要項から新たに「受験および入学後に配慮が必要な場合」という項目を設けて、手順などを説明している〔根拠資料 4-3-2 および 5-2〕。なお、障がいによって出願を制限することはしていない。

評価の視点 5: 「すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。」

入学者選抜に関する情報は、先述の『遣わされる日のために』というパンフレット、ホームページ、学報などの媒体を通して広く周知することに努めている。また、キリスト教関係の媒体（新聞、雑誌）にも、本学の入学者選抜に関する情報を適宜広告として掲載している。

本学では、ホームページの問い合わせフォームや電話を通して受け付けた入試相談に適宜個別に対応しており、必要に応じて、教務課副主任（場合によっては教務課主任）が、入学志願者との面談等を行っている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。」
- ・大学全体

本学では、特に学部 1 年生と 2 年生の定員充足率が低くなっている。また神学研究科の定員充足率も低い。本学の学生受け入れの方針の特殊性に起因するところがあるが、学部定員充足の努力を継続している。今後も収容定員に対する在籍学生数比率の適切性を保つ努力を継続していく必要がある。

・神学部

2023（令和 5）年 5 月 1 日現在での学部在籍者数と充足率は以下の通りである。

学部 1 年	1 名（定員 5 名に対して、充足率 20%）
学部 2 年	7 名（定員 5 名に対して、充足率 140%）
学部 3 年	11 名（定員 25 名に対して、充足率 44%）
学部 4 年	15 名（定員 25 名に対して、充足率 60%）

学部全体としてみれば、2023（令和 5）年度は定員 60 名に対して 34 名（充足率 57%）であった。2023（令和 5）年度から定員を削減することにしたとはいえ、充足率はなお十分とは言えない。充足率向上のために不断の努力が必要である。以下その問題への方策として実施されてきたものについて、簡潔に記す。

定員充足率を上げるために、学生募集のための活動を活性化してきた。具体的には、推薦入学制度の導入、教会とキリスト教主義学校との連携の強化、広報活動の充実、「日本伝道を担う青年の集い」である。

他方、定員の削減も行っている。2020（令和 2）年度より、入学定員を 7 名から 5 名に、編入学定員を 23 名から 20 名に削減した。移行期を経て、2023（令和 5）年度より、本学の定員は 60 名となった。

学部 1 年次への入学者の少ないことは大いに問題ではあるが、他大学などの卒業者が多く学部 3 年次（場合によっては学部 2 年）に編入学する者が多いことは、本学の特色でもある。キリスト教の教会、キリスト教学校で教役者として働くことを志すに至るには、人間的な成熟が必要である。社会人としての経験は教役者としての働きに大きく資することにもなる。本学はセカンドキャリアとして教役者となることを目指す人を積極的に受け入れてきた。そもそも、教会や学校において広い世代にわたる人々を教え導くという牧師職には、知的にも、人格的にも成熟した人材が求められる。それゆえ、例えば、米国では神学教育が大学院修士課程のレベルで行われることが多い。事情は本学でも同様であり、他大学とは違い、すでに大学教育を受けた者、さらに社会人経験を有する者が、学部 3 年次に編入学して神学の専門教育を受けることは、本学での学び方の基本的な形を成しているのである。

・神学研究科

2023（令和 5）年 5 月 1 日現在での大学院の在籍者数と充足率は以下の通りである。（前期課程 1 年の定員は 25 名、2 年の定員は 30 名、後期課程の定員は 1～3 学年は各 4 名）

前期課程 1 年	14 名（56%）
前期課程 2 年	12 名（40%）
後期課程 1 年	0 名（0%）
後期課程 2 年	2 名（50%）
後期課程 3 年	10 名（250%）

前期課程の充足率は、学部からの内部入学者の多寡に対応する。2023（令和 5）年度は定員 55 名に対して学生数は 26 名で、充足率は 47%であった。学部からの一貫教育を強調しているだけに、学部での充足率の低さが後になって大学院の充足率に反映される傾向に

ある。このことについての対策は、しかし、まさに一貫教育のゆえに、学部レベルでの対策に依存することになる。従って、大学院レベルで取り得る対策は限定的で、これまで特に検討してこなかった。

後期課程に関しては、2023（令和 5）年度は定員 12 名に対して学生数は 12 名であった〔根拠資料 5-1〕。3 年次の学生が多いのは、仕事をしながら論文執筆をするのに時間を要し、標準修業年限を超えて在籍する学生がいるのと同時に、長期履修学生制度を利用して学んでいる学生がいることにもよる。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点 1：「学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。」

学生の受け入れが適切に行われているかどうかを検証する最も重要な担い手は、教務委員会である。教務委員会は月一度のペースで開催され、そこにおいて常に、学生募集の動向や入学者選抜に係る事柄が話し合われ、課題の把握とそれを踏まえた今後の対応などが話し合われている。

同時に、募集委員会もまた、この点について重要な役割を果たしている。募集委員会では主に、現状の学生募集の取り組みが効果を挙げているかを定期的に確認し、今後の学生募集の在り方について、より具体的な方策を検討している。

評価の視点 2：「点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。」

先述の教務委員会においては、入学者選抜における公平性確保ならびに不正やミスを防止するための方策について検討し、2021（令和 3）年度入学者選抜からは、教務課副主任が小論文の採点結果の点検をすることとした。更に 2022（令和 4）年度入学者選抜からは、小論文だけでなく、推薦書などの採点結果についても教務課副主任による点検を行っている。採点者による採点結果を、教務課副主任が客観的な立場から点検することで、採点者の主観だけに頼らない判定が可能となっている。また、入学者選抜後の教授会においても検証がなされている。さらに入試問題検討委員会にて、入試問題が毎年検討され、適切な出題となっているかを反省し、次年度の入学者選抜に反映させている。

特に本学では、面接のウエイトが高いために、面接内容の検討等を定期的に検証することが、今後の課題となっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

・長所

→学生の受け入れに関係する本学の長所として特記すべきことは、入学者選抜における面接の重視であると言える。小規模大学である本学は、学部においても研究科においても、教授会全体が受験者全員の面接にあたり、さらには合否判定に関しても教授会全員の了解を求めている。受験者の一人一人について、諸要素が丁寧に検討されているので、教授会全員が合否に責任を持てる体制となっている。このことによって、入学者選抜における透明性・公正性・妥当性が確保されている。また、教授会のメンバー全員が日本基督教団の教師であり、大学の理念・目的を体現しようとする召命共同体であるため、その召命共同体の新しい成員となるべき入学者の選抜に際して、相当高い次元での理念の一致をもって吟味を行い得ている。

このように、入学者選抜において丁寧な面接を行うことは本学の入学者選抜の長所であるが、その際の基準の透明性を確保する措置に関しては、これまで十分に検討されてこなかった。そこで、これまで、事前に提出される書類についてのみ点数化をしていた現状を見直し、2021（令和 3）年度の入学者選抜から、面接についても、アドミッション・ポリシーに基づいて幾つかの採点項目を設け、点数化することを試みている。このことによって、試験全体の客観的な結果を残し、透明化することが可能となった。

また、補足的に述べれば、個々の入学志願者のニーズに柔軟に対応することができるという点も、本学の学生受け入れの長所と言えよう。2021（令和 3）年度の入学者選抜では、新型コロナウイルスの蔓延によって、海外からの志願者が日本に入学して試験を受けられないという事態が発生したが、本学ではこの状況に対応するため、オンラインで、2名の海外からの志願者に対する試験を行った。勿論、これは緊急時の対応として行ったものであるが、しかし今後似たような状況で来校できない志願者がいた場合に、入試に際して種々の困難を抱える志願者に対して適切な配慮を示すことができるという意味で、一つの難形となりうる受験形式である。

・問題点

現状では、学外関係者などから入学者選抜について意見を聞くことは行われていない。この点は、学生の受け入れに関する短所と言えるだろう。本学の教育の特殊性のゆえに、他大学と入学者選抜の趣旨が異なっているので、学外者の意見が必ずしも有益であるとは思われないからである。しかし、まさに趣旨を活かすための意見を聞くことはありうる。本学をよく理解する人々からの入学者選抜に関する意見聴取の制度化は今後の課題である。

また、大学院への外部からの入学者選抜を行っているが、神学という学問の性質上、長期の積み重ねを要することから、学部において基本からの丁寧な学習のカリキュラムを組む本学と他大学・神学校との学問水準に、近年、かなりのギャップが見られることがある。また、外部から入学する者が本学大学院での学びに適応するための配慮を、より丁寧に行う必要がある。これは、学生受け入れそのものの課題であるよりも、学生支援における課題である。

最後に、定員管理の問題を指摘しておきたい。既に現状分析の項目において指摘したように、学部の定員充足率は現在 6 割前後にとどまっており、大学院博士課程前期課程については 4 割前後である。言うまでもなく、定員充足率を上げ、同時に適切な定員管理を行うことが、引き続き本学の改善すべき課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

以上において指摘した通り、本学は今後の学生受け入れの取り組みにおいては、主に入学者選抜の更なる透明化・改善と、定員充足を達成するための具体的方策が焦点の課題であると言える。前者に関しては、本学の入学者選抜の特殊性を踏まえると、外部の意見を

取り入れることには難しさも伴うが、今後そうした意見聴取の機会を何らかの形で設けることは考えられる。

後者に関しては、キリスト教学校との連携をより強化し、特に高校卒業者に対する働きかけを強化する方策を立案する必要がある。勿論、これまでも、例えば 2020（令和 2）年度に 4 年次転入学制度を設け、また 2017（平成 29）年度に神学研修志望という枠組みを設けて、より幅広い意味での「献身」者の獲得に努めるなど、様々な取り組みをしてきている。今後もこうした取り組みを更に発展・進化させ、場合によっては全く新たな取り組みにもチャレンジしていく必要がある。例えば、新たな学校宣伝用パンフレットの作成、ホームページや SNS の積極的な活用などが考えられる。こうした具体策を進めていくためには、広報委員会との密接な連携が不可欠である。また、言うまでもなく、必要に応じて、定員を適切に管理することも必要となる。

最後に、全体のまとめを簡潔に述べておこう。現状の本学における学生の受け入れの取り組みは入学者選抜・学生募集の取り組み共に概ね適切に行われてきていると言える。前者に関しては、教務委員会や教授会を中心に、現状に即した入学者選抜のための制度・仕組みの改善が様々な形で行われてきている。後者に関しては、同じく教務委員会・募集委員会・広報委員会・教授会を中心に、学校行事や様々なパンフレット、広報活動などによって、広く学生募集の呼びかけを行っている。一方で、入学者選抜・学生募集共に課題を抱えており、それぞれ、入学者選抜の内容改善、そして定員充足のための具体的方策の検討は焦眉の課題である。今後は、こうした課題に対して、より柔軟な意識をもって対処することが必要となる。

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
 - ※具体的な例
 - ・教員が担う責任の明確性。
 - ・法令で必要とされる数の充足。
 - ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
 - ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
 - ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

本学は「東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針」を定めており、その中で「専任教員の要件」として求められる教員像も提示している。

- ・教員が担う責任の明確性。

教員が担う責任については、「東京神学大学学則」の第26条と第27条に概要が示されている。研究科に関しては、明確な規定は存在しない。教育職員が担う役職が存在するが、それについては「東京神学大学教育職員役職規程」及び「東京神学大学委員会規程」が定めている〔根拠資料 6-1 および 6-2〕。

- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。

科目適合性等、本学の教育・研究にふさわしい教員を得るために「東京神学大学教育職員選考基準」が定められている〔根拠資料 6-3〕。

- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。

各教員の担当授業科目や担当授業時間の適切な把握・管理は、新年度の授業計画の作成にあたり、神学の5部門（分野）の長が「学校法人東京神学大学就業規則」第3条の規定を踏まえて、その作成にあたること、及び各部門から提出された授業計画案について教務課主任が確認をすることによって行われている〔根拠資料 6-4〕。

- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

教員と職員との役割分担に関しては、それぞれの責任が明確に規定等によって定められ

ているわけではなく、ほぼ慣例によっている。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

教員の募集、採用、昇任等に関して述べると、まず教員の任免に関する規程としては、「寄附行為施行細則」第7条第3項〔根拠資料 6-5〕、さらに「教育職員任用に関する規則」及び「教育職員の任用に関する内規」〔根拠資料 6-6 および根拠資料 6-7〕がある。業績および経歴に関する基準は「教育職員選考基準」に定められている。これらの規程を遵守することで、公正な人事を行っている。

教員の昇任に係る教育研究活動の評価については、年限以外に点数化のような明確な基準があるわけではない。現在、検討中である。

- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

年齢構成に著しい偏りが生じないことは、心がけている点ではあるが、適切な人材が乏しい現状では、それ以上のことは出来ていない。教員の多様性という視点から見ると、任用にあたり、その性別は全く問題にしていない。また、特任教員の立場で、日本基督教団以外の教派・教会に属する教員の任用は既に可能となっている。実際、2023（令和5）年度は、他教派に属する2名が特任教員及び助教として任用されている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

本学には学長を委員長とするFD委員会が設けられ、この委員会は「東京神学大学FD委員会規程」に則って活動している〔根拠資料 6-8〕。

FD委員会は、教員の授業改善のために、授業効果調査アンケートを実施している。現在、

各教員が学部 1 科目、大学院 1 科目について実施している。

本学では、ほとんどの大学行事に専任教員の全員が出席する。従って、それらの行事が多様な仕方で教員の資質の向上に役立っている。例えば、後期の始業式に専任教員が順番で行う「始業講演」と、その後講演内容を巡って教授会全員が参加する討論会（神学サロン）は、教授会全員が専攻分野をこえて、相互の認識を深め、異なる視点から批判を加える機会となっている（ただし、2023（令和 5）年度はコロナ禍への配慮から実施出来なかった）。さらに、本学が毎年 1 月に開催する「教職セミナー」は、教会の教役者の研修の場であるが、そこでは、専任教員のほぼ全員が、主題講演、主題を巡るパネルディスカッションのパネリスト等の役割を持ち、参加者からの批評を受けることになる〔根拠資料 6-9〕。

FD 委員会主催講演会として出発した「神学校全学集会」は、2023（令和 5）年度も行われた。全学生へのオリエンテーションばかりでなく、教員全体に対しても、伝道者・研究者としての姿勢の確立と向上とを呼びかける時となっている。また各教会で神学生を指導する牧師と指導上の課題を本学教員が共有する「神学生出席教会牧師と教授会との懇談会」も毎年、開催されており、2023（令和 5）年度も行われた〔根拠資料 6-10〕。

- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

夏季の特別教授会においては、毎年「東京神学大学研究倫理規程」〔根拠資料 6-11〕の内容を確認・検討している。これも FD 活動の重要な一環に位置づけられている〔根拠資料 6-12〕。

大学院に特化した FD 活動としては、2023（令和 5）年度は、大学院における授業のあり方全般について、専攻に分かれて意見交換・懇談の機会を持つことが出来た。

- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

教員の業績の評価は、教授会から、現在のところ学長に委ねられている。各教員から提出される 1 年間の業績の報告に学長が目を通し、必要な場合には面談・指導の機会を持つ。2023（令和 5）年度には、指導の必要が認められた者はいなかった。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教員組織は、教授会（特に特別教授会）の取り扱うべき事柄である。2023（令和 5）年度より、8 月に開催される特別教授会において、教員編成を必ず取り上げることを定め〔資料 1-10〕、その通りに実施された。特に 2023（令和 5）年度に関しては、旧約聖書部門の

教員の補充という課題を取り扱い、適切な具体案を定めることが出来た。

- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

「東京神学大学中期計画（2020～2024 年度）」に記載の目標に従って、当該期間に「東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針」を定めた他、これまでに大学院の授業及び論文指導に関する FD 研修を実施出来ている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

〔長所〕

- ①教員組織の編制に関し、基本方針が定められていること
- ②求められる教員像が提示されていること
- ③教員の選考基準が定められていること
- ④各教員の担当授業科目や担当授業時間の適切な把握・管理が行われていること
- ⑤FD 委員会によって、FD のための諸活動が継続的に行われていること

〔問題点〕

- ①教員と職員との役割分担に関し、それぞれの責任が明確になっていないこと
- ②教員の採用、昇任にあたり、年限以外に明確な基準がないこと

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2 で指摘した問題点の解決に向けた検討が必要である。特に教員と職員が協働する機会の多い、教務課・学生課・広報委員会等において、それぞれ両者の責任の分担を確認することが求められる。また、教員の採用と昇任の基準についての検討を重ね、規程を定めることが望ましい。

〔根拠資料〕

資料 1-2 東京神学大学学則

資料 1-10 東京神学大学教授会規程

資料 3-3 2023 年度第 1 回特別教授会記録、第 1 セッションの 3

資料 3-4 東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針

資料 6-1 東京神学大学教育職員役職規程

資料 6-2 東京神学大学委員会規程

資料 6-3 東京神学大学教育職員選考基準

資料 6-4 学校法人東京神学大学就業規則

資料 6-5 学校法人東京神学大学寄附行為施行細則

資料 6-6 教育職員任用に関する規則

資料 6-7 教育職員の任用に関する内規

資料 6-8 東京神学大学 FD 委員会規程

資料 6-9 2023 年度教職セミナー・プログラム

資料 6-10 2023 年度「神学生出席教会牧師と教授会の懇談会」プログラム

資料 6-11 東京神学大学研究倫理規程

資料 6-12 2023 年度第 1 回特別教授会記録、第 2 セッションの 3

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

本学の学生支援の方針は、それぞれの学生が経済的にも安定した健康な生活を送り、学修に励む環境にあることである。その方針に従って修学支援、生活支援、進路支援がなされている。そのうち、教会実習のための支援と奨学金による支援については、全学生に配布する『大学の沿革と組織』に記されている。学生支援全体についての方針は、2022（令和4）年度に「学生支援に関する方針」として制定されている。

各学年にクラスを置いて教員がクラス担任となり、また教務課、学生課、奨学金委員会、教会実習委員会においては教員と職員が協力して支援にあたっている。

- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

「診療室」を設置して医師1名に委嘱し、医務室で学生の健康管理に配慮している（毎週水曜日）。

「パストラル・ケアセンター」を設置し、専門のカウンセラー1名に委託し、学生の心の健康にも配慮している。学生が過度の緊張と恐れから自由になって利用できるように、守秘義務を重んじ、教授会メンバーはその相談事項について特別関与することはない。

専任教員は全員がキリスト教会の牧師であり、宗教者としてきめ細かな支援にあたっている。

- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

入学時のオリエンテーションで詳細を説明するとともに、毎日のチャペル礼拝後や全学の集会後のアナウンスで適宜情報を提供している。半期に一度、クラス担任面接があり、学生一人一人の状況を把握し、必要な支援をクラス担任から提供できるように配慮がなされている。また、「パストラル・ケアセンター」は入学時に全員が一度面談を行い、その後の利用をしやすい環境を整えている。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

毎学期の初めに行うクラス担任面接では、担任が履修登録の支援も含めた履修指導を行う。各授業は受講生が多くても20名程度と小規模なので、個別の質問に応じるなど、細かな対応をすることができている。

語学力や外国語文献の読解力が不足している学生は、「英語基礎」の受講が可能である。

- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

障がいのある学生のために、本館には身障者用トイレ、エレベーターが、図書館棟には車椅子用階段昇降機が設置されている。本館、図書館棟、ラウンジへは自動ドアによって入館することができる。教室の前の廊下には点字ブロックが、ドアの脇の壁には点字による表示が設置されている。

現在は障がいのある学生はいないが、視覚障がいのある学生がいたときには、資料をすべてテキストファイルで提供し、参考資料の点訳を行った。

留学生のためには留学生委員会が留学生懇談会を行い、留学生の実情の把握に努めている。日本語の力が不足している留学生のためには、「日本語基礎」の授業を設けている。この授業を日本語の補講クラスとして聴講することも可能である。

- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

クラス担任制度があるので、休学、退学の考えを持つ者は必ず担任と面接する。必要があれば、さらに学長や教務課主任も関与する。

当該学生の状況に応じて、入学時の推薦教会の牧師や現在の出席教会の牧師とも緊密な連絡を取って対応している。

留年者、また留年に至らなくても成績の平均が「B」に達しない学修困難者については、教授会で情報を共有し、指導の方針を立てる。教務課が指導の方針を文書化し、新年度のクラス担任に渡して、年度初めの担任面接の際に指導や助言を行っている。

- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

キャンパス内および学生寮ではWi-Fiを利用することができる。

遠隔授業を行ってはならず、機器の貸与等はしていない。

- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

遠隔授業を行っていない。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

学内奨学金には、「一般奨学金」「指定奨学金」「補助奨学金」がある。

「一般奨学金」は、授業料の一部に充当するもので、給付を希望する学生に、経済状況を説明する申請書を提出させ、奨学金委員会において審査し、給付者を決定している。2023（令和5）年度には、学部生、院生あわせて前期21名（学部7名、大学院14名）に合計2,740,000円を、後期は24名（学部11名、大学院13名）に合計2,550,000円を支給した。

「指定奨学金」は、経済状態の比較的厳しい学生のために、奨学金を支給してくれる献金者を大学が募り、奨学金を支給する制度である。献金者には学校（財務課）からお礼

状が送られ、本学『学報』の献金者欄でも名前が報告される。それに加え、指定奨学金を給付された学生が割り当てられた献金者にお礼状を出すというシステムも定着している。大学としては、献金者の募集、給付希望学生の募集、寄付金の別枠管理、学生の経済的困難さの程度に合わせた支給額の決定から、お礼状を出す指導に至る煩雑な作業がともなうけれども、献金者が学生を覚え、奨学金により勉学を励ます制度は、奨学金のあり方の良い形としてますます充実させていきたい。2023（令和 5）年度には、学部 6 名、大学院 13 名、計 19 名の学生に合計 4,700,000 円が支給された。

「補助奨学金」として「内部入学補助奨学金」の制度がある。これは、学部から大学院博士課程前期課程に進学する場合の大学院入学金納入に際して経済的困難のある者に、本人の申請に基づき、その一部を補助するものであり、2023（令和 5）年度は 7 名に対し計 980,000 円を支給した。また、履修科目としては設定されていないオルガン・レッスンについて、大学の指定したオルガニストのレッスンを受けた場合、その謝礼の一部を補助している。2023（令和 5）年度は前期 4 名、後期 5 名に対して合計 45,000 円を支給した。さらに、前期課程から後期課程に進学した者のうち、前期課程における成績がとくに優秀な後期課程在学者に、各専攻担当教授からの推薦により、1 年分の授業料に当たる「研究助手奨学金」を支給することがあるが、2023（令和 5）年度は該当者がいなかった。

これらに加えて入学定員を満たすための努力として「入学時奨学金」がある。これは、申請をした学部新入生に対して、前期授業料分に相当する額を支給する制度である。2023（令和 5）年度は、申請者が 7 名で、全員に前期授業料分に相当する額を支給できた。合計は 1,890,000 円である。「入学時奨学金」を維持するためには、この制度に賛同する個人、団体から寄付を募ることが必要である。2023（令和 5）年度の入学時奨学金への献金額は、670,000 円であった。充実した支給をさらに続けていくためには、募金を少しでも増やす努力も必要となる。『学報』などを通して、アピールを続けている [資料 7-9]。

本学の学内奨学金の 2023（令和 5）年度支給実績は次の通りである。一般奨学金 5,290,000 円、指定奨学金 4,700,000 円、入学時奨学金 1,890,000 円、補助奨学金等、1,025,000 円、合計 12,905,000 円である。

以上の奨学金制度とは別に、留学生に対する経済的支援として、授業料の減免措置を講じてきた。2023（令和 5）年度は、学部 3 名、大学院 2 名、計 5 名の留学生に対して、総額 810,000 円分の授業料の減免措置を講じた。

また急病や経済状態の変化などで、校納金の納入が困難になった学生あるいは経済的理由で学生生活の継続が困難となった学生について、奨学金委員長およびクラス担任が相談に応じ、必要額を貸与する「貸与奨学金」を用意している。さらに、本人の申し出とクラス担任の承認によって、校納金の一部の納入を、当該学期の最終授業日を限度に猶予する「延納願制度」もある。

また本学の推薦を受けて海外に博士論文執筆のために留学した者で、研究の完結の目途がたったとき、修学の締めくくりの期間の研究生活を支援するために「後継者養成のための奨学金」を用意している。これは公募するものではなく、本人の研究報告に基づいて各専攻担当教授から推薦する。また後継者養成と言っても、本学だけでなく他の大

学・研究機関の後継者として期待されている者も含む。

学外の奨学金では、日本学生支援機構の奨学金受給志願者の推薦を行い、2023（令和 5）年度においては、学部 1 名が受給している。さらに文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度については、例年志願者の推薦を行い、数名の学生に受給されてきた。しかし 2023（令和 5）年度には推薦枠が与えられず、受給者はいなかった。

〔生活支援〕

- ・ 学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

毎年 4 月に定期検診日を設け、学外の業者に委託して、身長・体重測定・血圧・尿検査・胸部レントゲン・問診等の基本的な健康診断を実施している。2023（令和 5）年度については、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、集団での検診は行わず、学生たちが個々に健康診断を受け、その費用を大学が負担する形で行った。

学生が生涯にわたって健康の維持管理に基本的な見識をもてるように、学部 1、2 年次に保健体育の授業を設置している。本学の学生は隣接している国際基督教大学のグラウンドや屋内運動場を使用することができる。

年一度 5 月に、学生の健康維持のために運動会を開催している。学生の体育委員会がだれでも参加できるように工夫した競技を企画・運営している。クラスを越えた学生の親睦、協力にも寄与している。

- ・ 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけ I C T を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

毎週火曜日に行われる「クラス別祈祷会」、年に一度行われる「クラス別懇談会」では同じクラスの学生で交わりを持ち、学生が孤立しないようにクラス担任による配慮がなされている。また、「全学祈祷会」「全学修養会」など、学年の垣根を超えた交流の機会も多く、少人数ゆえに、全学生がほぼお互いを知り合っている環境にあると言える。遠隔授業の環境はコロナ禍に起因して 2020 年度に整備したが、2023 年度はほぼすべてが対面授業であり、遠隔授業のみの学生はいなかった。

〔進路支援〕

- ・ 各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

2023（令和 5）年度については、学士課程を終えて、修士課程への内部進学をせず、そのまま本学を離れた者は 1 名のみであった。この者は編入学時より「神学研修志望」として、従って、教役者となるのではなく、信徒としてとどまり、学部卒業後も信徒として教会に奉仕する意思を表明して入学した者であった。担任を通じ、この意思に変わりがなかったことが明らかになったので、そのまま卒業となり、教会で信徒として活動している。

修士課程修了者は 12 名あった。同課程 2 年次の年度初めに担任である学長が面接し、進路の希望を確認した。後期開始時の担任面接で改めて希望を確認し、学長が教会等からの依頼を踏まえて任地の斡旋をした。学生に確認する事柄は、キリスト教学校（聖書科教員）と教会とのどちらを（より強く）希望するか、地域に希望はあるか、介護等の事情により、首都圏（ないしは故郷等の特定地域）を離れづらいなどの事情があるかといったことである。その結果、日本基督教団の教会に赴任した者が 9 名、日本基督教団の関係学校の聖書科教員として赴任した者が 2 名となった。残る 1 名は入学時より並行して、日本ルーテル教団の教会の牧師を務めており、卒業後も同じ教

会で働いている。こうして12名全員が就職した〔資料：「東京神学大学学報」327号（2024年5月10日）〕。また、12名の内1名については学力に見るべきものがあったので、教会への赴任と並行するかたちで後期課程に進学した。

本学は、主として日本基督教団の教会のための教職（牧師）を養成することを任務としているので、本学の全課程がキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援に相当する。特に修士課程2年次の後期に実践神学研修課程の一環として総合特別講義を実施することで、教会の実践的諸問題についての学びの機会を与え、進路支援を行っている〔資料：大学院実践神学研修課程総合特別講義要項〕。

2023（令和5）年度については、博士課程修了者はなかった。

〔その他支援〕

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

部活動としては、2023年度はコーラス部、ハンドベル部、カルヴァン研究会、キリスト教教育研究会、組織神学研究会、オルガニストギルド、ゴスペルソング同好会、福音伝道部、ドイツ語で神学書を読む会、フォトクラブ、球技部があり、昼休みや放課後などを利用し、活発に活動が行われている。

学外での活動として、本学と関係の深い諸キリスト教会における三種類の実習の機会を提供している。実習は教会実習委員会が担当し、事前・事後の指導を行うほか、実習中の助言、相談も行う。

三種類の実習の第一として、すべての学生が本学に入学してから卒業するまで、首都圏の教会の一つを出席すべき教会と定め、その教会で日曜日ごとの礼拝やその他の集会に参加し、さまざまな奉仕活動を行い、その教会の責任を負っている牧師の指導・訓練を受ける。その際、毎年度の初めに全学生に対して「教会生活に関する調査」を行い、教会での実習の内容や課題の把握に努めている〔資料7-3〕。さらに、教会実習委員やクラス担任が学生の出席している教会の牧師と適宜連絡をとり、学生一人一人に具体的な指導や助言を行い、学内での教育と実習とが有機的に結びつくようにしている。また、毎年後期始業式の日「学生の出席教会の牧師と教授会との懇談会」を行い、情報交換を行っている〔資料7-4〕。

第二に、教会の年間行事の一つである「神学校日」（毎年10月のいずれかの日曜日に設けられる）に合わせて、学部3、4年生および大学院生を、全国各地の諸教会に派遣している〔資料7-5〕。学生は礼拝やさまざまな行事、活動に参加し、実習を行うだけでなく、卒業後の職場となる教会の実態に触れ、各地の教会の牧師、会員、教会学校の生徒、教会付属幼稚園・保育所の園児や保護者などと広い交流・接触をもつ機会を得ている。

第三に、学部4年生と大学院修士課程の1年生に、夏期休業中の30日間程、夏期伝道実習のプログラムを提供している〔資料7-6〕。夏期伝道実習の提供にあたっては、実習の受け入れ側である全国各地の諸教会の実習プログラムを検討し、また参加を希望する学生の適性を十分に考慮して、一人一人の学生が適切な実習先を得ることができるよう配慮する。実習前には、実習生全員を集め、オリエンテーションを行っている〔資料7-7〕。実習の終了後、実習生受け入れ教会の牧師と、参加学生の双方から、それぞれ実習の報告書の提出を受ける〔資料7-8〕。教会実習委員（現在は4名）は分担して、それぞれの報告書を読んだ上で、10月から11月半ばまでの一ヵ月月半の間に、一人につき最低25分を費やして学生との個人面接を行う。その目的は、学生に実習の意義や評価を整理させ、将来伝道者となるための自己の長所と課題について省察を深めさせる点にある。特別な事情がない限り、学部4年生ならびに大学院1年生の全員が参加している。

〔学生の基本的人権の保障〕

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

教員（非常勤を含む）、事務職員（臨時職員を含む）、学生（聴講生なども含む）の全てについて、学内のみならず出席教会や夏期伝道実習先等においても、訓練の域を逸脱してハラスメントとなる危険は常に存在すると考え、「人権侵害防止対策規程」〔資料 7-12〕を設けている。相談窓口は、クラス担任、寮監、パストラル・ケアセンター長、教会実習委員長があたることになるが、誰でも相談しやすい教職員に相談してよいことにしている。

事件が生じた場合には、すみやかに事実調査をして適切な処置を行うために「人権にかかわるハラスメント調査委員会」を置く。調査委員会の設置とその調査・処置に関しては「人権にかかわるハラスメント調査委員会内規」を定め、本学の全構成員に周知している〔資料 7-13〕。毎年、新入生オリエンテーションや全学懇談会その他の機会に、当委員会内規の意義・目的を説明し、学生のみならず全教職員の理解と協力を求めるなどして、全学的なハラスメント防止に努めている。また、教会実習委員長から、学生の出席する教会及び夏期伝道実習先教会の牧師に文書を送って課題を説明し、協力を要請している。

神学生を指導する牧師たちと課題を共有し、共通の姿勢で教育に当たるため、毎年「神学生出席教会牧師と教授会との懇談会」を開催している〔資料 6-22〕。また、年度初めのできるだけ早い時期に「神学校全学集会」を行い、「説教者の倫理」や「ハラスメント問題」などについて講演を行っている〔資料 6-20 および 6-21〕。さらに、毎年「生活倫理講座」を開講し、性の問題等について年 2 回、学外の専門家を招いて全学生が聴講することを必須とした〔資料 7-14〕。これもハラスメント防止に貢献するものと考えられる。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

3 月の特別教授会では、必ずそのプログラムに「教育問題」を盛り込んでいる。ここでは、各クラス担任が一人一人の学生の学習や生活上の課題と現在行われている支援を紹介し、全教員が課題を共有する。その上で、支援の適切性についての点検・評価が行われ、次年度の支援のあり方が検討される。それが、新年度のクラス担任に引き継がれていくことになる。

- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

上記の特別教授会が行われるときには、次の年度のクラス担任はすでに決定している。点検・評価を踏まえて、次年度の学生支援の改善・向上のための取り組みがなされている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

小規模大学であり、また信仰と志を同じくする召命共同体でもあるため、専任教員、職員の全員が、学生全員の名前を知っており、学習状況、経済状態、進路の希望など、学生生活上の課題まである程度把握していて、一人一人の学生の状況に応じたきめ細かな支援を行っている。お互いのために神に祈り、助け合い、配慮し合うことは、本学での生活の当然の前提となっている。このことは本学の長所である。

本学はキリスト教会の教職者養成を目的としている。教職者になることを志す際に、もっとも重視されるのは、本人の資質・能力ではなく、神の召命である。志願者に資質・能力があり、意欲があっても、神の召命がなければ本学への入学を認めない。反対に、神の召命さえあれば、資質・能力を問わずに入学を認める。そのため、本学学生の学力には学生間で大きな差がある。資質・能力に乏しい学生の学習支援は継続的な課題である。

奨学金制度はたいへん手厚いものとなっており、本学の強みの一つである。ただし、本学の学生は皆が献身してキリスト教会の教職者（牧師）になろうと志す者たちであり、そのことについて、家族（親）の同意を得ているとは限らない。そのために家族からの経済的な支援をまったく受けられない者も多い。そのことを考えると、経済的支援をさらに充実させていくことが課題である。

奨学金の支給のための主たる財源は、奨学金基金の利子（2023〔令和5〕年度はおよそ1,245万円）および奨学金寄付金である。教職者の養成を応援したいと考える団体、個人（主としてキリスト教の教会およびそこに属す信徒たち）から、毎年多額の寄付を得ている。2023年度の総額は、12,148,845円（そのうち、入学時奨学金への指定献金は670,000円）となった。寄付金を得るための働きかけを継続して行わなければならない。

進路支援に関しては、少人数教育及び担任制度を生かし、卒業予定者の人物を把握し、またその希望を丁寧に聞き、進路の紹介を行っていることが長所である。

ただし、本学への入学と同様、卒業後の教会や学校への赴任に際しても、決定的に重要なのは神の召命であり、召命に応える献身の姿勢である。そのような教職者としての基本的なありかたを持たないと判断された学部卒業予定者ならびに中途退学者に対しては、教務課もしくはクラス担任を通してできる限り早くその旨を本人に伝えるようにしているが、そのプロセスで学生の所属する教会の牧師や保護者とよく話し合い、進路変更を含めてさらにきめ細かな指導を行うことが望まれる。これは今後改善すべき事項というよりは、常に改善すべき事項である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

全体として個別の学生支援はよく行われている。

学修支援について、さらなる支援のためには、心理テストの採用、カウンセラーや医師との協働が必要だと思われるが、小規模大学である本学での実施は難しい。改善・発展の方策についてのさらなる検討が必要である。

奨学金寄付金の募集については、地道な努力を続けていくしかない。

進路支援は十分に行われているが、進路を変更する学生への支援については、これも継続して少しでも丁寧な支援を地道に続けていくしかない。

〔資料〕

（進路支援）

資料：「東京神学大学学報」327号（2024年5月10日）

資料：大学院実践神学研修課程総合特別講義要項

8 教育研究等環境

第8章 教育研究等環境(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

教育研究環境の整備に関する方針は、文章上の規定ではなく、理事会・評議員会、ならびに教授会において審議を重ね、中・長期的に明確であると言ってよい。それを明文化し、今後の整備の土台とすることは今後の課題である。

本学は、1966(昭和41)年に国際基督教大学から隣接地16,526㎡の土地(三鷹市大沢)を校地として購入し、それ以前の三鷹市牟礼から移転して以来変更はなく、また将来に関しても変更の計画はない。現在地は、隣接の大学(国際基督教大学、ルーテル学院大学)や研究施設(中近東文化センター)との関係からしても、また武蔵野の自然を残した自然環境からしても適切な校地である。

この校地の中に、礼拝堂、講義室、演習室、パソコンルーム、会議室、集会室、研究室、事務室、医務室、学長室、名誉教授室、講師室、印刷室等を備えた本館校舎2階建て1棟、ならびに1986(昭和61)年に新設した図書館棟がある。図書館棟には2階部分に演習室、総合研究所、研究室、会議室、カウンセリングルーム、ラーニング・commons等が含まれている。その他にキャンパス整備基本計画事業の下に新学生寮(収容定員64名、ゲストルーム4名)(2021年4月完成)ならびに教員住宅(7世帯分)(2020年3月完成)、テニスコートを整備した。

本学の定員数からして、この基本的な校地・校舎・施設の量的規模は中・長期的に格段の増加の必要はない。従って環境整備の基本方針は、量的拡大ではなく、質的向上を主にしたもので、教育環境のための新たな質的整備と施設充実を図ることであり、またキャンパス・アメニティの形成に向けて充実させていくことである。

a. キャンパス整備事業

2018年度に開発道路が完成し、2019年度に教員住宅が、2021年度に学生寮が完成し、供用を開始した。学生寮の建設完了時に資金不足が予測されたが、第3号基本金を事業資金(第1号基本金)へ移行する多くの同意を得られ、借り入れを行うことなく建築が進められた。なお、研修センターの建設については、学生数減少に伴う減収を危惧し、資金計画に目途がつくまで一旦中止としている。

① 教員住宅

2020年3月に完成した。2021年3月に竣工後1年検査を行い、ドアや階段周りの修正を行った。2021年度に、201号室・202号室へ向かう階段上の接合部分の目

隠し工事を追加で行うこととした。

2023 年度は、4 名の教員が入居している。全 7 住戸

② 学生寮

2021 年 5 月に完成した。12 月に防虫網追加工事、1 月に防火扉の補修工事を行った。2022 年 7 月に 1 年検査を行った。旧学生寮は 2021 年 7 月から 10 月にかけて解体工事を行った。予期せぬ地中埋設物が出てきたが、解体業者を変更したことによって費用を抑えることができた。

2023 年度は、収容定員 64 名のところ 31 名が入居した。

③ 研修センター

基本計画の策定途中であったが、資金計画に目途がつくまで一旦中止としている。

④ その他

旧学生寮の解体に伴い、旧学生寮の敷地にあった給水設備を解体し、新たに本館給水設備を駐輪場前に設置した。従来は貯水槽から高架水槽へポンプで揚水していたが、水道管より直接ポンプで揚水したため、貯水槽の清掃・検査費用削減の効果があった。

- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

毎年度、教育活動の必要性に応じた事業を行なっているが、2023 年度は以下の更新を実施した。

東神大ホームページリニューアル

ホームページに利用している CypochiCMS の延長サポート期間が終了し、ウェブサーバーの OS の CentOS 7.x も 2024 年 6 月でサポート終了となるため、新しい OS と CMS (Word-Press) へ移行し、ホームページを 2024 年 3 月にリニューアル公開した。

- ・C 教室の P C 機器リプレイス、プロジェクターの取替更新

C 教室に設置しているノート型 PC (2014 年 3 月設置、2016 年に SSD へ換装) の Windows 8.1 のサポートが終了したため、2022 年 4 月に Windows 10 搭載のノート型 PC へのリプレイスを行った。すでに C 教室周辺での Wi-Fi 環境が整っているため、ノート PC の持ち込みを可能とし、設置台数を 20 台から 13 台に減らした。また、C 教室に設置のプロジェクターを 2023 年 1 月に交換した。

その他のキャンパス内の安全確保を考慮した修繕としては、消費電力の削減、地球環境保護、また蛍光灯の生産が中止され入手が困難になるため、照明の L E D 化を検討し、2022 年度は、学生ラウンジ、本館 1 階会議室、事務室を L E D 化に引き続き、本館の常夜灯 3 カ所、外灯 8 カ所を LED 化した。

2022 年度のルーテル学院大学との境界部分の樹齢 50 年を経過している桜 (8 本) を伐採した。2023 年度は、中近東文化センターとの境界部分の桜 (9 本) を伐採した。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

図書、学術雑誌、電子情報の整備状況の現状は以下の通りである。本学図書館は、神学部のみ単科大学として1949（昭和24）年に新制大学として開設された経緯があり、神学の専門図書館として蔵書を構築してきた。特に神学校合同の機会に明治学院神学部と東京神学社の蔵書が合わさって本学図書館の蔵書の基礎となっている。その現状は図書館機能の基本である学習機能、研究機能、保存機能を神学専門単科大学としてバランスを備えつつ、専門図書館として神学諸分野を中心に宗教学・哲学の図書をも加え、キリスト教関係の語学・文学・教養書をも含んだ蔵書構成になっている。その学術的専門性の水準は高く、神学の学術専門書を中心に和図書約5万1千冊余、洋図書約8万冊の蔵書構成になっている。和書については国内で出版される神学分野における一定水準以上の学術的専門書はすべて蔵書している。洋図書については、とくに神学の先進国である英語圏、ドイツ語圏の学術的研究資料を可能な限り蔵書に加えてきた。その結果、和書よりも蔵書数が多くなっている。神学専門洋雑誌のおよその数は、英語圏290、ドイツ語圏110である。これに日本語400、その他の言語50余りを加えると1000点以上の神学研究雑誌の最新号とバックナンバーを常備している。また、オンラインデータベースについても大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）への加入及び文部科学省への助成金申請など外部資金を活用して導入を図っている。

現図書館棟は、1986（昭和61）年5月に竣工したもので、延べ床面積は1,259㎡、書架の総延長は4,919m、図書に概算して約15万冊を収容できる。館内の座席数は38席、書庫内キャレル12席を設置している。また館内の閲覧室には約13,000冊の参考図書を備え、他に新聞・雑誌類の閲覧コーナーや、OPAC 検索用端末・カード式目録・複写機などを備えた検索コーナーがある。

表1 分野別蔵書冊数（登録済）

	和書	洋書	計		和書	洋書	計
キリスト教一般	4,935	7,919	12,854	実践神学一般	4,154	1,988	6,142
聖書一般	22,247	41,337	63,584	基督教外宗教	1,051	1,415	2,466
キリスト教史	5,331	7,245	12,576	科学	3,232	2,693	5,925

教理史・思想史	3,777	6,664	10,441	語 学	2,025	3,136	5,161
組織神学一般	1,580	2,916	4,496	文 学	2,965	4,381	7,346
				総 合 計	51,302	79,694	130,996

表2 逐次刊行物所蔵数（登録済）（単位）種

	和雑誌	洋雑誌	計
雑誌（購入）	70	139	209
（寄贈）	263	23	286
（その他）	330	198	528
新聞（購入）	9	3	12
（寄贈）	2	1	3
（その他）	34	1	35
総 合 計	708	365	1,073

表3 館外貸出図書冊数（学生のみ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
貸出人数(延べ)	130	170	161	240	88	105	165	156	112	143	112	25	1,607
貸出冊数	246	305	306	475	172	196	309	307	240	284	214	37	3,091
1回平均	1.9	1.8	1.9	2.0	2.0	1.9	1.9	2.0	2.1	2.0	1.9	1.5	1.9

・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

配置されている職員は図書館長のほか、司書業務を担う図書館員2名（うち管理業務担当1名）で業務全般を運営し、他にパート職員1名、また随時多数の学生アルバイトを雇用して運営している。開館時間は、授業開始の午前8時30分から平日は通常午後6時まで（授業終了は5時40分）、土曜日は午後12時まで（授業終了は正午）である。図書館をなるべく長く開館することは、学生への重要なサービスであるという認識と、学生からの要望も考慮し、可能な限り延長開館に取り組んでいる。現在、学生アルバイトの協力によって、平日夜6時までの夜間開館を実施している。さらに、長期休暇期間中も開館日を週3回にしている。

2022（令和4）年度の図書館開館日数は200日、年間貸出人数は延べ1,915人（内、教員304人、学生1,607人、外部4人）、年間貸出冊数は延べ4,076冊（内、教員540冊、学生3,091冊、外部5冊）であった。

2020（令和2）年度には、新たに図書館システムリプレイスを実施し、OPAC端末も3基とした。2016年（平成28）年度には閲覧室に文字読み上げ専用端末を導入し、目の不自由

な利用者への対応も充実させた。資料管理と利用者サービスに関して一層の改善をめざしている。

本学図書館では神学・キリスト教関係の情報センターとしての役割に基づき、学外利用者にも積極的に資料を提供し、研究の推進に資してきた。対象は本学継続教育者、科目等履修生、聴講生及び留学生、本学学外活動の公開夜間神学講座受講生、卒業生、他大学の学生及び教員、一般の研究者等、紹介状があれば利用可能な態勢を取っている。継続利用に関しても利用者登録制度を採用して、それを可能にしている。

近隣図書館との相互利用については、本学図書館は、以前より国際基督教大学図書館及びルーテル学院大学図書館と親密な関係にあり、教職員が相互に利用していた。この関係を1994（平成6）年4月にさらに拡大し、学生レベルでも相互に利用できるようにしてきた。その制度は現在すっかり定着し、活発に利用されている。

学術資料の記録・保管のための配慮に関しては、本学は「保存図書館」としての機能を重視し、とくに、幕末・明治初期以来のキリスト教関係の貴重書の蒐集・記録・保管を大きな使命と認識している。例えば、本学図書館には貴重なコレクションとして、ギュツラフ、ゴープル、ベッテルハイム、ヘボン、ブラウンなどによる邦訳聖書や、明治初期からのキリスト教関係新聞・雑誌類の歴史資料がある。また稀覯本としては『大秦景教宣元至本経』（717年の拓本）や、カルヴァンの『キリスト教綱要』（1554年版等数種）、バクスターの『基督教生活方針を含む実践著作集』（1707年全4巻）などを所蔵している。さらに『波多野精一文庫』をはじめ、寄贈書の中には貴重な文献が多く含まれている。この点から全面開架式とはせず許可を受けた教職員と大学院生の上に、閉架書庫への立ち入りを認めている。

以上のような「保存図書館」としての本学図書館の機能の充実のために、2014（平成26）年度より、とくに貴重書・古書保存の専門家を招き、その助言を仰ぎながら、本学のこうした領域の資料整理に関する長期計画に着手してきた。

図書館の長期的視野での将来的発展のためには、神学専門図書館としてのコンセプトを再把握し、デジタルデータを含めた図書館形成理念をより明確化することが重要である。

今後の発展方策として、第一に、本学図書館の形成理念である神学分野におけるより高度な学術的水準の蔵書を今後とも充実させる努力を継続する。

第二に、近年、外国語の聖書注解書シリーズ、神学大事典、キリスト教関係の諸事典、全集や著作集の多くがデータベース化されている。固定化されたデータの場合、予算内で購入する方針であるが、オンライン版としてデータが常に更新される場合、購入の是非を慎重に検討する必要がある。

第三に、本学の可能な範囲でリポジトリを整備するための準備をする必要がある。

第四に、対外的にはOPACを外にも公開し、外部からの検索を可能にした。この点でのサービスは大幅に進展した。将来に向けてもこの方針を継続する。

第五に、本学図書館は日本キリスト教史上貴重な図書を多く所蔵している。そのため他大学や学外研究者のみならず、文化施設や諸教会からの問い合わせ、文献複写依頼、陳列一般公開のための貸借などの依頼に応じている。この方針を維持するために稀覯本、特に和書に関しての保存・補修技術をもった専門家を招き、資料修復・製本技術の習得に今後とも鋭意努力していく。

第六に、図書館に近接する一つの教室を「ラーニング・コモンズ」とし、共同学習が可能なエリアを提供したが、今後のさらなる利用の促進が課題である。

最後に、本学は神学専門図書館として神学分野の資料収集に重点を置いている。そのため専門的な水準は高いが、反対に全体として幅広く調和のとれた蔵書構築に欠ける点是否めない。この点を踏まえ、ここ数年来特に学際基礎科目に関連する書物や、辞書・辞典類を初めとする参考図書類を重点的に補充している。また特に利用頻度の高い基本的な書物に関しては極力複本を購入して利用に供している。教務課と連携を取り、事前に学科目概要を入手し、基礎資料や副資料として挙げられた書物を調査・購入するようにし、学生の利用に対応している。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど

教育研究支援体制の整備

福音主義キリスト教会の教役者養成を主な目的とする本学においては、キリスト教信仰と諸学問分野の最新の知識との接点を探ることが常に重要である。この面で貢献しているのが講演会である。火曜日の2限目に定められた一般時間には全学を対象に、学生課が主催し随時講演会を行い学生の研究への関心を高めることに貢献している。この年間4～5回程度行われる講演会の共通テーマは「キリスト教と諸学」であり、学生の神学及び、神学に関わる幅広い学問分野への関心に応えるものとなっている。

本学では教員、学生のキリスト教神学の自由な研究と普及のために「東京神学大学神学会」が組織化され、学内から募る論文を掲載する機関雑誌『神学』を発行している。博士前期課程において課される修士論文、後期課程において課される博士論文の中から優秀なものは、要約の形でこの『神学』誌に掲載される。

日本伝道研究所は、日本における福音宣教の進展のために奉仕するという東京神学大学に課せられている特別な使命をより十分に果たしていくために誕生した。日本伝道という重要な課題に直面しつつ、東京神学大学としてなしうる神学研究、調査活動、資料収集、保存、発表、並びに研究会、講演会、セミナーの開催などを主な事業としている。2009（平成21）年度8月には、日本伝道研究所主催「説教セミナー」が行われた。2017年度か

らは日本伝道研究所主催の講演会が年1度行われるようになり、2018年1月に西岡義行氏（東京ミッション研究所総主事）を招いて「地域社会に福音となる礼拝共同体ーメディカルカフェの実際からー」と題した講演をいただいた。さらに2019年1月にもデ・ルカ・レンゾ氏（イエズス会日本管区長）により「キリシタン史の観点から日本伝道を考える」と題した講演を、2020年1月には楠本史郎氏（北陸学院院長）により「トマス・ウィンと北陸伝道」と題した講演をいただいた。2021年12月には黒田若雄牧師（高知教会）により「日本伝道の壁の突破を願ってー日本伝道ミーティング高知の取り組みを通して」と題する講演が、2022年12月には保科隆牧師による講演が行われている。

また、本研究所の諸活動を通して、日本の諸教会、学校、大学を含むキリスト教諸団体との交流、協議会等も定期的に行われ、そこでの研究発表が、『伝道と神学』（2011（平成23）年3月より改称。旧『東京神学大学総合研究所紀要』）に掲載されている。この『伝道と神学』は、毎年度3月に発行されるもので、旧『紀要』の形では第13号まで、『伝道と神学』の形では第10号まで刊行されている。さらに、日本基督教団宣教研究所と連携しての日本国内のキリスト教研究をさらにすすめ、教授を同研究所に研究員として派遣している。また、日本の伝道活性化のため、2019年度より高知地区の後援会関係者とも協力して、「日本伝道高知ミーティング」を開催することとし、2020年3月23日に芳賀学長が出席して高知教会で行われた。その後、新型コロナウイルスの影響によって中断しているが、今後これを再開し、また他地域に広げるなどが望まれる。

アジア伝道研究所は、アジアにおける伝道の共通の課題を担うために、アジアにおいてより高度な神学研究を促進する目的を持って活動を行っている。基幹となるアジア伝道セミナーにおいて、韓国、中国、台湾、フィリピンなどからの、すでに教職である留学生たちと、アジアの諸問題や日本の教会の課題について学び、アジア的な連帯の中で伝道する視点や方法、諸問題を討議している。さらに、学生たちのアジアの諸教会への研修旅行もなされ、アジア諸国の教会とキリスト教の現実を実際に見聞し、その地のキリスト者、キリスト教研究者との交流を行っている。

設備面で言えば、本学のように少人数のクラスが多い場合、議論が活発になるように演習に適した教室が多いことが望ましいのであるが、2009（平成21）年度末に、B教室およびE教室が、また、2012（平成24）年度末にA教室およびF教室がそのような形に改装され、使いやすくなった。

本学における、教育支援職員について言えば、その担当する実習科目、および担当者は以下のとおりである。

科目担当者

体育実技：体育実技担当教員（兼任教員1名）

臨床牧会教育：臨床牧会教育担当教員（専任教員1名）

教育実習：教職課程担当教員（専任教員2名）

教育の方法と情報技術：一部実習の要素あり 教職課程担当教員（兼任教員1名）

以上の実施されている実習科目、一部実習科目に関しては、補助要員を置いているわけではないが、授業参加者人数が多くはないので、これで不足はない。外国語教育においては、英語の履修が困難な学生のために、補講を兼任教員1名に委嘱している。また、日本語能力が不十分な留学生のために補講を設け、兼任教員1名に委嘱している。両補講担当

者には、教務課主任が履修の困難な学生の状況を説明している [資料 5-5]。

論文やレポートの作成は、今日、ワープロ（コンピューター）を使用することが多い。コンピューターの使用については、システムアドバイザーが、随時、助言・指導をしている。技術スタッフの働きに位置づけられよう。

教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

専任教員は今年度も例年と同様、研究費として一律年額 30 万円を支給されている [資料 8-8]。キリスト教神学関係の書籍や文献資料は他の研究分野と比較して高額であり、特に外国語の基本文献資料の収集には相当の経費が必要とされる。この点で研究費の総額は必ずしも十分ではない。

研究室は専任教員の全員に与えられている。部屋の大きさは 3 種類あって、24 m²、19 m²、12 m²のものである。各部屋には十分な机と書棚が備えられ、空調設備、パソコン用の学内 LAN も整備されている。2014（平成 26）年度に制定された助教制度に基づき、1 名が教員スタッフに迎えられたので、常勤講師以上と同様に研究室を一部屋供与した。2016（平成 28）年度から制定された「特任教授」は、任用が一年ごとに更新されるものであり、研究室については、今の所、共同での名誉教授室を使用することになっている。

また、2022（令和 4）年度より、日本基督教団以外の教派の教師や信徒等を専任教員として任用する制度が始まったが、これに該当する教員には研究室が供与されることになっている。

本学での専任教員の担当科目は義務として最低 4 科目以上、出勤日数は（特任教授と助教を除いて）教授会や各種委員会の会合も含めて（原則的には火曜日から土曜日までの）週 3 日であるから、研究に専念する時間は比較的十分に取り得ていると思われる。また研究学期（サバティカル・リーフ）の制度もあり、8 学期教育に従事すれば、1 学期間の研究学期を取ることができる（就業規則第 3 条、第 9 条 [資料 8-7]）。

小規模の単科大学であるため、専任教員全員に（特任教授と助教を除いて）教育活動のほか、教授会への出席、各種委員会の分担、クラス担任の務め、一般時間等学校主催の公の行事への積極的参加が義務づけられている。研究学期の取り方としては、学生への教育活動のみ休止し、他の諸活動はそれまで通り継続する場合と、在外研究等の理由で学生への教育活動も他の諸活動も併せて休止する場合の二種類があり、後者の場合には特別賞与が割愛される。その選択は各自の自由裁量である。少人数の教育スタッフであるゆえ、部門ごとに全体のバランスを考え、カリキュラムに支障をきたすことのないように配慮することが望ましい。また本学に期待されている課題として、学生の教育活動ならびに後援会活動、諸教会の応援が含まれているので、研究活動と併せてこの課題にも応えられるような積極的姿勢が求められる。

・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

（規程の整備）

本学では研究倫理規程を制定しており、これは 2014（平成 26）年 3 月の定期理事会で承認されている [資料 8-11]。2020（令和 2）年度より、この規程は毎年夏の特別教授会で確認の上、検討されるようになった。この規程に現在のところ不備は見出されていない。

コンプライアンスについては、2020（令和 2）年度に「東京神学大学コンプライアンス基本方針」を定め、施行することができた〔資料〕。この基本方針と研究倫理規程に立ちつつ、「東京神学大学人権侵害防止対策規程」（2020（令和 2）年度より施行）〔資料〕、公益通報に関する規程〔資料〕、情報セキュリティ・ポリシー〔資料〕などをもって、個別の領域の事柄に対応している。

（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施）

学生に限定されるコンプライアンス教育について言えば、入学時に同意を求められる「東京神学大学宣誓」及び「学生心得」が、コンプライアンス機能を持つ（「大学の沿革と組織」に掲載〔資料〕）。その内容については、年度初めの「神学校全学集会」において折に触れて取り上げられている。これには専任教員も全員が原則として出席するので、教員に対するコンプライアンス教育ともなり得る。

研究倫理教育について述べれば、学生に対しては、学部・大学院共に「履修の手引き」に「東京神学大学の学問的倫理基準」が掲載されており、履修オリエンテーションにおいて毎年度初めに確認されている〔資料〕。また、2021 年度は 4 月の神学校全学集会において、教員・学生全員を対象に、研究・学習倫理についての説明と呼びかけがなされた。教員には各自に配付される規則集に上記の研究倫理規程が収録されていることに加え、上述の通り夏の特別教授会において内容の確認と意見交換が行われている。

（研究倫理に関する学内審査機関の整備）

研究倫理規程の定めるところにより（同規程の 3〔資料 8-11〕）、旧約聖書神学・新約聖書神学・組織神学・歴史神学・実践神学の 5 部門の代表者から成る倫理委員会が本学には設置されている。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究等環境のうち、施設・設備については事務長が、図書館については教員の中から選出される図書館長が、教育環境については教務課主任が、研究倫理については教授会書記が責任を負っている。

施設・設備については総務課が定期的に点検を行うほか、理事会の中に設けられている建物施設部会が評価を行っている。

図書館については図書館長と図書館の職員が点検を行い、大きな課題については教授会に諮って点検・評価を行う。

教育環境については教務委員会がそうとうきめ細かな点検を不断に行い、改善・向上に取り組んでいる。

研究倫理については教授会書記の発議により、特別教授会において点検・評価を行っている。

[長所・特色]

1) 教育環境の整備の質的向上は、毎年、学長、事務長、ならびに教授会から提案され、理事会・評議員会において報告や審議がなされる。

2) 校舎・学生寮・職員校宅等中心になる建物は、1966（昭和 41）年に建設され、すでに 57 年経過している。その間、建物および設備の老朽化が進み、かつ授業形態の変化、学生数の減少、OA 機器等の新しい設備の導入、バリアフリー設備の設置、耐震対策等の新しい事態が生じてきている。その都度、改築、補修により対応している。（なお 2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災によって、直ちに補修を要する箇所は発生しなかった）。

特筆すべき改善努力としては、2011（平成 23）年に建物外壁劣化調査を行い、その結果を基に 2012（平成 24）～2013（平成 25）年度に、外壁補修工事を実施し無事に完了した。また、2017 年度にはエレベーター設置、玄関ドアの自動化などに取り組んだ。これによって建物の一層の安全な利用が可能となった。2015（平成 27）年度に、図書館棟に「ラーニング・コモンズ」を設置した。

本館の排水管設備に関しては、配管診断を 2018 年度に行ない、「更新の必要がある」との診断結果であった。今後、早急に取替更新を含めて検討していく。

図書館は建築後 32 年が経過し、屋上防水を再施工する時期となった 2014（平成 26）年度夏期に、図書館（及び書庫との渡り廊下の）屋上防水改修工事を実施し無事に完了した。さらに、2016 年度春期休暇中に資料保存を重視した書庫照明 LED 化工事、2017（平成 29）年度夏期に図書館棟空調交換工事も完了した。

2017 年度から開始した「キャンパス整備基本計画事業」では、2018 年度に開発道路が完成し、給排水溝、電量ケーブル、ガス管、通信回線等の整備も実施されている。その後、2020 年 3 月には教員住宅が、2021 年 4 月には学生寮が完成した。当初予定されていた研修センターについては、大学の財政状況から一旦建設を中断せざるを得ないとのことで、2021 年 11 月の理事会で承認された。

3) 教育研究等の支援については、次の諸点で、効果が上がっている。

- ① 雑誌『神学』および『伝道と神学』（旧『紀要』）に発表の場を設けることで、学生の研究意欲を刺激している。
- ② 二つの研究所の働きを通して、さまざまな情報の提供、実習の機会が与えられている。
- ③ 研究成果は、『神学』および『伝道と神学』という二種類の紀要に自由に掲載することが可能であり、教授会の席上で神学会の委員より執筆が奨励されている。『神学』に掲載されず、「教職セミナー」で発表された論考は、『伝道と神学』の方に掲載することが可能であり、二種類の紀要の締切に時間差を設けていることが有効に活用されている。

・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

[問題点]

1) 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画としては、校地の緑化の健全維持とキャン

パス・アメニティの向上、校舎その他の建築物については量的拡大よりは質的向上を持続的に継続する。それによって校舎や学生寮など、建設時よりもかなり質的によいものに改善されている。この改善努力を毎年追及する。

2) 教育研究等の支援については、依然として次の諸点で問題がある。

① 雑誌『神学』は、1月に開かれる本学主催「教職セミナー」での主題に合わせて特集が組まれるが、献呈論文の場合を除くと、通例の主題論文の数は必ずしも多くなく、さらに奨励されることが望まれる。

② 研究費・研究室・研究専念時間の必要最低限は確保されていると言える。しかし海外の学会参加については十分な支えがあるとは言えない。旅費の規定も制約された内容のものである。後援会活動や社会貢献としての「公開夜間神学講座」にも専任教員の貢献が期待されているが、これは止むを得ないことながら、研究専念時間を狭めることになっている。

3) 研究倫理については、ほぼ全員がキリスト者である本学の構成員にとって、キリスト教的な倫理規範に基づいて行動することは当然と見做されており、それは一般社会の倫理的基準を上回るものであると期待されてきたが、構成員全員が共通の規範理解を持っているわけではない。その意味で、制定されたコンプライアンス方針に則った行動が常に確認され喚起される必要がある。

[全体のまとめ]

(校地・校舎・施設・設備関係)

「キャンパス整備基本計画事業」を通して教員住宅、学生寮の更新が図られ、施設設備の質的向上が実現した。一方、教育・研究環境の充実を図るためには、本館・図書館の整備計画を作成する必要がある。「キャンパス整備基本計画事業」の中では本館・図書館の整備計画も一部検討されており、それらと整合性を取り連携することにより、更なる改善が期待される。

(図書館関係)

2021年度は「東京神学大学新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限指針」に基づき、そのつどのステージに応じた利用制限を行わざるをえなかった。必要な業務を見直しつつ、授業に支障の無いようできるだけの開館を心がけた。それが終息すれば、元来の図書館業務に戻り、サービスの向上・充実に努めることができるであろう。専門性の高い図書館員が求められるので、スタッフの充実強化をたえず図らなければならない。

(教育環境)

教育環境は、概ね良く整備されていると言える。日本伝道研究所やアジア伝道研究所など、既存の環境をさらに有効に用いることができるよう、検討して行くことは有益であるように思われる。また、コンピュータやインターネットの普及に伴い、その設備をさらに有効に利用するためのサポート体制も検討して行く必要があろう。

(研究倫理・コンプライアンス)

コンプライアンスは大学の規則や関係法令の遵守だけを意味するのではなく、社会的信頼に応える姿勢を求めるものである。本学は何よりも構成員の全員がキリスト教的な倫理規範をもって行動することが期待されている点で、一般大学よりも好ましい状況にあると

言えるかもしれない。しかし、キリスト者もまた、この世の誘惑に晒されている以上、一般的・社会的な規範を確認することも必要と思われる。従って、コンプライアンスに関する全般的な方針を策定できたことは意義深い。これによって、教育職員・事務職員を問わず、上司や責任者の命令に従う義務や、会議における意思決定（全会一致の場合は当然であるが、多数決による決定であっても）に対する忠実といった常識的な事柄について、明示的に方針が定められた。

【根拠資料】

- 資料 5-5 日本語実力試験および日本語補講クラスについて
- 資料 8-1 東神大 OPAC 公開開始（ポスター）
- 資料 8-2 図書館ホームページ (<https://tuts.ac.jp/toshokan/>)
- 資料 8-3 WebOPAC カンタンマニュアル
- 資料 8-4 東京神学大学の学生寮に冷暖房機（エアコン）を設置する特別募金のお願い
- 資料 8-5-1 建設工事請負契約書
- 資料 8-5-2 工事完成報告書
- 資料 8-6 東京神学大学学生寮冷暖房機（エアコン）設置募金の目標達成
・その感謝と報告・（抄）
- 資料 8-7 学校法人東京神学大学就業規則
- 資料 8-8 東京神学大学教育職員研究費支給内規
- 資料 8-9 東京神学大学キャンパス整備基本計画 原案 A・原案 B(素案) 合同版
- 資料 8-10 東京神学大学情報セキュリティ・ポリシー
- 資料 8-11 東京神学大学研究倫理規程

「大学の沿革と組織」

「履修の手引き」(G・M・D 全て)

東京神学大学コンプライアンス基本方針

東京神学大学人権侵害防止対策規程

東京神学大学「人権にかかわるハラスメント調査委員会」内規

東京神学大学公益通報に関する規程

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学はその建学の理念に即して、常に社会との連携、社会への奉仕と貢献を明確に自覚し、その理念が実際に反映されるように日頃の教育と研究活動に当たっている。何よりもまず、創立以来、本学がその知的資源を担う人財を育成し、たゆみなく社会に送り出してきた。本学の関心と目的は、本学の卒業生を求めるキリスト教会、初等・中等・高等教育機関、研究機関、また社会福祉、社会事業団体等に、多くの人財を送り出し続けるところにある。さらに本学は、出版活動、地方での種々の講演会・研修会の開催、公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育プログラム、内地留学制度、海外の神学教育機関との学術交流、日本伝道フォーラム、キリスト教学校伝道協議会等を通して、社会との連携、社会への奉仕と貢献を担ってきた。

a. 出版活動

キリスト教神学の研究及び普及を図る目的で設立された「神学会」によって、毎年研究誌『神学』が発行されてきた。2023（令和5）年度には第85号（主題「教会の本質」）が出版された。日本では珍しい神学専門の、長い伝統をもつ研究誌であり、本学の教員をはじめ、優れた神学者たちによる神学論文を発表し、高い評価を受けている。

また、日本およびアジアのキリスト教に関わる調査、研究を目的として設立された「東京神学大学総合研究所」も毎年紀要を出版している。2010（平成22）年度からは、装丁のデザインも一新して『伝道と神学』を出版し始めた。2023（令和5）年度に発行された『伝道と神学』第14号には日本伝道研究所主催講演、「教職者のためのオンライン・シンポジウム」での発題、修士論文要約、その他の研究論文が収録されている。

さらに、本学の教育研究上の成果の社会への還元を示す貢献の一つとして、『東神大パンフレット』の刊行にも言及したい。本学教員が執筆し、一般に分かりやすい平易な表現で現在の教会とキリスト者が直面している諸問題を解明し、知的財産を広く提供できるように努めている。

b. 学外活動

<公開夜間神学講座>

本学は様々な学外活動を行っているが、その中でも最も伝統の長い社会貢献の一つが公開夜間神学講座である。1947（昭和22）年4月に開設された講座であり、2023（令和5）年度には、77期生を迎えた。毎週月曜・金曜の午後6-8時に開かれ、現在は日本基督教団銀座教会を会場に行われている。講師陣として、本学の専任教員のほとんどが関わっている。これまでの受講者はすでに1000人を超えているが、近年は2年間の受講プログラ

ムの正規生に加え、好きな科目だけを受講する科目受講生、聴講生も増えてきている〔根拠資料 9-1〕。2020（令和 2）年度以来、コロナの危機の中でいくつかの講座、集会を中止せざるをえない事態も起こったが、2023（令和 5）年度には、ほぼ以前と同じ対面式の講座を再開し、特別行事（クリスマス礼拝など）も工夫を加えながら再開するに至っている。

<教職セミナー>

本学は、例年 1 月に（近年は国立オリンピック記念青少年総合センターを会場に）全国の牧師、伝道者を対象に 2 泊 3 日の研修の機会を提供してきた。それが「教職セミナー」である。しかし 2020（令和 2）年度以来、コロナの危機のもと、対面での「教職セミナー」を中止にし、オンラインでの一日プログラムでの開催になっていた。だが、2023 年（令和 5）年度は対面での開催をめざし、2024 年 1 月 9 日（火）～1 月 11 日（木）に 4 年ぶりに対面で教職セミナー（第 52 回）を実施した。主題は「教会とは何か？今改めて考える」で、旧約神学、新約神学、歴史神学、組織神学、実践神学の 5 部門から発題がなされた。100 名以上の参加者が与えられた。発題の内容については、『神学』85 号（2023 年 12 月）および『伝道と神学』14 号（2024 年 3 月）を参照。

<継続教育>

本学では、正規学生に対する神学教育のほかに、教会あるいはキリスト教学校などで働いている牧師・伝道者の生涯教育のために「継続教育」のプログラムを用意してきた。本学と関係の深い日本基督教団の教職者のみならず、広くキリスト教諸教派の牧師、伝道者に開かれている。彼らは、神学的なリフレッシュ、継続的な神学的自己形成のために、大学院博士課程前期課程の科目の多くを開講することができる。

また、2014 年度には「東京神学大学内地留学生」に関する内規が制定され、本学において学位ならびに卒業資格の取得を目的としない、半年間の神学研修プログラム（ただし 1 学期に限って延長あり）を開始している。これによって、遠方の牧師たちの継続教育のために勉学の門戸を開くことができるようになった。

<全国各地での講演>

以上のような学外活動に加え、教授会メンバーは全国各地の東京神学大学後援会との連携によって、年間にわたって全国各地の教会をまわって多くの講演会、研修会を行っている。また、教授会メンバーは、それぞれ専門分野の学会、研究組織に加わり、理事や学会誌編集委員などの役職に就いている。また、海外の学会、研究会にも積極的に参加し、研究発表などを行うよう努力している。

<国際交流>

また、本学のグローバル化への積極的な対応、国際社会への貢献として、本学と大韓イエス教長老会神学大学校との間の学術交流に言及したい。2011（平成 23）年度から本学と大韓イエス教長老会神学大学校（長神大）との間で提携が結ばれ、交互にゲスト・プロフ

エッセーを迎え合うというプログラムを実施している。

2016（平成 28）年度、長神大より裴 熙淑（パー・ヒソク）教授（旧約聖書神学）。

2017（平成 29）年度、本学より小友聡教授（旧約聖書神学）。

2018（平成 30）年度、長神大より崔眞奉（チェ・ジンボン）教授（礼拝学、説教）。

2019（令和元）年度、本学より中野実教授（新約聖書神学）。

2020（令和 2）年度以来、この学術交流プログラムはコロナ禍のもとで休止状態であったが、2023（令和 5）年度から再開し、長神大から白忠鉉（パク・チュンヒョン）教授（組織神学）を迎えた。

<日本伝道フォーラム>

本学の学外組織との連携協力の一環として行われている「日本伝道フォーラム」についても言及したい。本学は日本基督教団と連携協力の実質化のために、日本基督教団所属の教会の指導者たちと共催する形で「日本伝道協議会」を 1990 年以来、毎年（6 月頃）開催してきた。この協議会は卒業生のみならず全国の教会の牧師が参加し、現代のキリスト教が直面している諸問題をめぐる講演、シンポジウム、分団協議などを通して、課題を共有する貴重な機会となっている。2018（平成 30）年度からは、名称も「日本伝道フォーラム」と新しくされ、内容的にも幾つかの新機軸（ワークショップの実施など）が試みられている。それによって新たな参加者を獲得することがねらいである〔根拠資料 9-2〕。

2020（令和 2）年度は開催すべく準備が進められていたが、コロナ禍のもと、来年度へ延期となった。2021（令和 3）年度もなおコロナの危機が続いていたので、対面での開催をあきらめ、オンラインでの開催に切り替えた。2023（令和 5）年度（第 5 回日本伝道フォーラム）も引き続きオンライン開催となった。日時は 2023 年 6 月 6 日（月）で、主題「キリスト教の将来」のもと、主題講演、発題、祈禱会などが行われた〔根拠資料 9-3〕。

<キリスト教学校伝道協議会>

本学卒業生の多くが、初等教育から高等教育まで幅広く全国各地のキリスト教学校で働いている。これらの教育機関との具体的交流、教員の教育的使命の認識の深化と資質向上を目的として、「キリスト教学校伝道協議会」を設けている。この協議会でもたれる講演、シンポジウム、討論を通し、参加者は授業の充実、キリスト教学校の建学の精神の具体化について学び、それぞれがよりよく社会に貢献する方策を模索している。この協議会には、本学卒業生に限らず広くキリスト教学校の教職員や理事長も参加している。また、2021（令和 3）年度以降はオンラインでも参加できる体制を整え、遠方の教職員、さらには各地域の教会の牧師たちとも問題意識を共有している。第 24 回協議会は 2023（令和 5）年 5 月 27 日に、「建学の精神を次世代へ引き継ぐために ―今、私たちにできること―」を主題にして講演会とシンポジウムが行われ、キリスト教学校における宗教教育の意義や方法について協議と意見交換の場となった。この協議会は、学外組織の必要と期待を知り、本学における教職者養成と社会貢献を方向づける場ともなっている〔根拠資料 9-4〕。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいくこと。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

社会連携・社会貢献をめぐる様々な課題については、まず「神学会」「学外活動委員会」「日本伝道フォーラム準備委員会」「キリスト教学校伝道協議会運営委員会」「教職課程委員会」など、それぞれの委員会において取り上げ、議論されるが、必要な場合は通常の教授会へと報告され、そこでさらに深めて議論することもある。このような協力体制はほぼ確立していると言える。

a. 出版活動

出版活動の多くを担うのは、教授会メンバーから成る「神学会、紀要」の担当委員で、彼らを中心に編集作業が行われる。その活動については、必要に応じて通常の教授会でも報告され、課題がある場合には教授会全体で議論される。ただし、定期的な点検・評価を行っているとはまでは言えない。

b. 学外活動

公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育に関しては「学外活動委員会」が担っている。担当の事務担当者（総務課職員）と共に企画され、実施へ向けての準備がなされる。しかし、これらの実施には、ほぼすべての教員の参加が必要であり、必要に応じて通常の教授会で報告がなされ、課題を教授会全体で共有するようにしている。学外活動委員会の働きの中心は計画、実行にあり、点検・評価が必要とされる場合は、通常の教授会においてなされる。

教職セミナーについては、参加者にアンケートを書いてもらい、それをもとにして直後の教授会の中で点検・評価を行い、改善・向上に努めている。

日本伝道フォーラムの企画、実施は、学外の委員も含めた準備委員会が点検・評価を行い、その結果をもとに次のフォーラムの計画を行なっている。構成メンバーは、教授会メンバーのほか、10 数名の教会の牧師たちから成っている。

キリスト教学校伝道協議会は本学教職員から成る小委員会、本学教職員とキリスト教学校教員の有志から成る運営委員会がそれぞれ年1～2回開かれ、この協議会を計画、実施し、自己点検・評価を行なっている。

2. 分析をふまえた長所と問題点

本学の卒業生を求めるキリスト教会、学校、施設等にたゆみなく人財を送り出し続けていることに加え、出版活動、公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育プログラム、内地留学制度、日本伝道フォーラム、キリスト教学校伝道協議会などを通して、本学は広く社会との連帯、社会への貢献を自覚し、その任務を担ってきた。本学は、極めて小規模の大学であるにもかかわらず、神学に関する文書の出版、公開夜間講座、教職セミナーなど、すでに長年の経験に基づいて（色々と新しい工夫を加えながら）続けられているものに加え、内外からの要請に基づいて、内地留学制度など新しい仕方での社会貢献にも取り組んでいる。この点は大いに評価できるであろう。

このように、社会連携・社会貢献は本学の存在理由そのものと結びついているため、本学の理念・目的自体が社会連携・社会貢献の方針を示しているとも言える。社会連携・社会貢献活動についての基本方針の策定が求められており、学外活動委員会、教会実習委員会に付託されている。2024（令和 6）年度に策定される予定である。

出版活動は神学会が担っているが、定期的な点検・評価を行っているとは言えない。

1947（昭和 22）年以来、70 年以上の伝統を持つ「公開夜間神学講座」は、本学の大切な遺産であり、誇ることのできる社会貢献の一つと言える。この講座の講師陣には、東京神学大学の専任教員のほとんどが加わっており、神学という学問の深さ、広さを味わうことができる機会であり、さらにキリスト教音楽、キリスト教美術、牧会カウンセリングなど、多方面にわたる講義をも提供している。本講座の中心は、2 年間で全科目を終了する「正規生」としての受講プログラムであるが、科目ごとに受講し、3 年以上かけて、ご自分のペースに合わせて全プログラムを終了することのできる「科目受講生」制度、さらに 1 科目から好きなクラスを受講できる「聴講生」制度もあり、利用しやすく工夫されている。

公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育は「学外活動委員会」が担っているが、これらの実施には、ほぼすべての教員の参加が必要であり、必要に応じて通常の教授会で報告がなされ、課題を教授会全体で共有するようにしている。この点は長所と言えよう。教職セミナーについては、参加者にアンケートを書いてもらい、それをもとにして直後の教授会の中で点検・評価を行い、改善・向上に努めていることも良い点であろう。

日本伝道フォーラムはコロナ禍の後、対面での開催を再びどう進めていけばよいのか、という課題に直面しており、準備委員会の再編をふくめ、多くの検討事項がある。

キリスト教学校伝道協議会は、全国的にキリスト者が減少する中であって、キリスト者教職員が集まり、キリスト教教育をいかに守り、社会貢献に繋げていくかを考えるほぼ唯一の場を提供している。運営委員には校種や地域の偏りなく現任教員が選任されているため、キリスト教学校が直面している課題を反映して、時宜にかなった企画がなされるのも良い点である。オンラインを併用し、参加者の幅を広げている点でも評価できる。本協議会は 2022（令和 4）年度まで教員免許状更新講習に一部重なる形で開催されてきたが、教員免許状更新制度廃止後も、聖書科・キリスト教学教員の研修の場を提供している。今後はさらに、講演や発題のアーカイブをインターネット公開するなど、より広く研修の機会を提供することが求められるであろう。

3. 改善と発展方策と全体のまとめ

東京神学大学中期計画（2020-2024 年度）において、(1)社会連携・社会貢献活動についての基本方針の策定、(2)学外での奉仕、日本伝道フォーラム、キリスト教学校伝道協議会、教職セミナーなどのプログラム、出版活動等、すでに取り組み、実績を上げてきている個々の活動のさらなる充実が求められている。

(1)の基本方針策定については、学外活動委員会、教会実習委員会に付託されており、2024（令和 6）年度に策定の予定である。

(2)については、日本伝道フォーラムの準備委員会を再編し対面開催を目指すこと、キリスト教学校伝道協議会を教員の研修の場としてさらに広く提供することを通し、さらなる充実を図る。

本学は教会に仕え、教会やキリスト教学校、キリスト教関連施設等に奉仕することを使命としている。福音に堅く立つ教職者を養成することで教会とキリスト教学校に奉仕することに加え、教会のための神学研究に努め、その成果を教会に還元することに努めるものである。福音の宣教こそが最大の社会貢献であるとの理解に立ち、そのために諸教会や教職者の学びと協議の場を設けている。また、教会の信徒の方々が信仰を深めるための学びの場を設け、広く提供している。

〔根拠資料〕

根拠資料 9-1 東京神学大学公開夜間神学講座募集パンフレット（2023 年度 77 期生募集）

根拠資料 9-2 ○○年度「第○回日本伝道フォーラム」プログラム

根拠資料 9-3 2023 年度「第五回日本伝道フォーラム」プログラム

根拠資料 9-4 2023 年度第 24 回キリスト教学校伝道協議会プログラム

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	学校法人東京神学大学寄附行為	先に同じ
学長選出・罷免に関する規程	東京神学大学学長選挙に関する規約	先に同じ
役職者の職務権限に関する規程	東京神学大学教育職員役職規程	先に同じ
教授会規程	東京神学大学教授会規程	先に同じ
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人東京神学大学役員・評議員名簿	先に同じ
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	学校法人東京神学大学理事・監事・評議員等候補者選考に関する内規	先に同じ
職員採用規程	なし	先に同じ
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	独立監査人監査報告書 監事監査報告書	先に同じ
事業報告書	学校法人東京神学大学事業報告書	先に同じ
備考：		

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

中・長期的な大学運営方針の策定と大学構成員への周知

理念・目的の実現に向けた大学運営方針の策定は、「東京神学大学学則」、「同大学院学則」、「東京神学大学教授会規程」[資料 6-2] 等に明確に表現されている。理念・目的の実現に向けての大学運営方針は、寄付行為前文と同第2条、学則第3条第1項及び大学院学則第2条において目的を明確にし、その達成の為の方針を学則第3条第2項に明記している。加えて、学則第6条、第7条並びに大学院学則第3条、第4条に目的達成に欠かせない信仰的訓練についての方針が明記されている。

2019年度内に内部質保証向上委員会が原案を策定し、特別教授会で協議した後、2020年3月30日の定期理事会・定期評議員会の書面決議（新型コロナ・ウイルス対策のため）で承認した「中期計画」を、2020年4月1日に公表した。この中期計画の具現化の進捗状況を内部質保証向上委員会中心に検証していく。

大学運営としては、教学は学長のリーダーシップのもと、学部教授会＝大学院研究科委員会の責任において運営されている。1学部・1学科・1研究科であることから、学長が学部長・学科長・研究科長を兼務している（「東京神学大学学部長選考規程」[根拠資料 10-2]）。学長は常に理事長及び常務理事会と緊密に連絡を取りながら、大学運営の健全化に努めている。

大学構成員への周知

大学運営方針の周知に関しては、教学上のことは教授会＝研究科委員会が責任を負うが、その都度、常務理事会、理事会、評議員会、ならびに職員会などに周知が図られる。また各クラスの集会、神学校全学集会、全学懇談会等の機会を通して学生間にも周知を図っている。

- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

学長の選任方法と権限の明示

学長は「東京神学大学学長選挙に関する規約」に従い、教授会構成員（准教授以上）全員の投票により、その3分の2以上の支持または上位2名の決選投票によって選出され、理事会に候補者として推薦される〔資料 10-1〕。また学部長については、「東京神学大学学則」（第25条）に規定されているが、「東京神学大学学部長選考規定」によって学長が兼務する。1学部・1研究科の大学、大学院の関係から、学長が研究科長も兼務している。

学長の権限については、寄附行為施行細則第10条、学則第24条に規定されている。また単科大学の学長として学長は学部長を兼ねる〔根拠資料 10-2〕。学務を管掌し、教育職員・事務職員の人事、財務の大学運営に関する事項を管掌するものとして、大学全体の機関でもある教授会＝研究科委員会を主宰する。権限の行使は、教授会の了解のもとで行われており、必要に応じて教授会書記と意見交換を行うようにしている。学長は校務全体の管掌における責任者たることを免れない。

意思決定のプロセス

大学の意思決定については、教授会に設置されている各種委員会ならびに「二つの専攻会」、また神学5分野の各担当部署が、必要事項を検討・立案し、教授会に提案する。教授会での協議を踏まえて修正・承認し、理事会の審議事項であれば、学長が常務理事会の承認を経た後、理事会に上程している。このすべての運営は学内の成文化された規則集に基づいて進められる。必要に応じて、都度、事務長が事務連絡会で報告し、周知を図る。毎月の事務連絡会には学長が出席し、SD研修会として、毎回の講話を通して「本学の理念や使命」について注意を喚起し、その月と翌月の主要行事を情報共有し、各課報告を行い情報を共有している。

学校教育法及び学校教育法施行規則が平成26（2014）年に改正されたことを受け、大学のガバナンス改革の推進として学長のリーダーシップの確立と教授会の役割を明確にするように規則改定を行った。その結果、学生の入学、卒業に関する事項、学位審議および学位授与に関する事項、教員の任免についての理事会への推薦に関しては、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。また学生の退学、転学、休学に関する事項、学生の教授、研究、その他指導上の事項、その他本学に関する重要な事項に関しては、教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じて意見を述べるというように変更した。ただし、重要な事案に関しては必ず教授会で熟議した上で、その意見を集約し、学長が決定するというプロセスを重視することが確認されている。小規模大学の運営という視点から見て適切な判断であると評価される。

教授会の役割の明確化

教授会は、「東京神学大学教授会規程」第8条によって、教育課程の立案、実行、教員人事を含めて、民主的運営にふさわしい権限を与えられ、これを適正かつ十分に実行しう

るよう運営されている。具体的には「東京神学大学委員会規程」[根拠資料 10-5]に基づき専任教員によって構成される委員会、および「東京神学大学教育職員役職規程」[根拠資料 10-6]による役職担当者から教授会に報告がなされ、審議事項に関わる案件が提出され、審議されている。とくに教育課程の方針ならびに教員人事については、部門の長が懇談した指針に基づいて、各専攻の「専攻会」において協議した上で、教授会に提案され、意見の集約をした後、学長がこれを決定する。

教育研究の充実と発展および本学の学事に関する運営を円滑に行うため、「東京神学大学教授会規程」を定めている[根拠資料 6-2]。

東京神学大学教授会規程に、教授会は本学学部及び大学院研究科の教育研究に関する次の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べると規定されている。

- (1) 教育職員の研究方針および計画に関する事項
- (2) 教育職員の任免についての理事会への推薦
- (3) 学生の入学、卒業修了および学業評価に関する事項
- (4) 学位および称号に関する事項

また、次の事項について、学長の求めに応じて意見を述べる。

- (1) 学生の退学、転学、休学に関する事項
- (2) 学生の教育、指導および賞罰に関する事項
- (3) その他教務および学生に関する重要事項

教授会は教授会規程により教授・准教授を構成員としている。

教授会規程第7条に教授会は月2回開催するように定められているが、2023（令和5）年度は27回の定例教授会と3回の特別教授会を開催した。

大学院研究科委員会については大学院学則25条に、次の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べると規定されている[根拠資料 1-3]。

- (1) 大学院担当教員の審査に関する事項
- (2) 学位審査および学位授与に関する事項
- (3) 学生の入学、課程の修了および卒業に関する事項

また、次の事項について、学長の求めに応じて意見を述べる。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の退学、転学、休学に関する事項
- (3) 学生の資格認定および身分に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) その他研究科に関する事項

大学院については「東京神学大学大学院学則」第7章に教学上の大学運営組織の規定がある。これに従って研究科委員会が置かれ、学長がこれを主宰する（第24条）。大学（学部）教授会の成員（准教授以上）が研究科委員会を構成している。研究科委員会は第25条にその事項が定められており、これを適正かつ十分に実行しうよう運営されている。大学学部と同様、「東京神学大学委員会規程」[根拠資料 10-5]に基づき大学専任教員によって構成される委員会、および「東京神学大学教育職員役職規程」[根拠資料 10-6]による役職担当者から報告、研究科委員会の審議事項に係る案件が提出され、審議さ

れている。

助教および特任教員は、以上に規定されているように、教授会・研究科委員会の会議及び職務は免除されている。これは、それぞれの研究に専念できる態勢であるということである。2018（平成 30）年度初頭に助教の一人が、二期目の任期の始めに極めて優れた業績によって学位の取得が承認され、制度の有効性を証明した。

神学研究科は、聖書神学専攻と組織神学専攻に分けられ、それぞれに専攻主任が置かれている（大学院学則第 24 条）。専攻主任の職務は第 26 条に規定されている通りであるが、各専攻に属する専任教員全員が専攻主任を補佐し、意見を述べるので、これを「専攻会」と呼び、教育課程の方針ならびに教員人事を含めて、研究科委員会の事項は、専攻会において協議した上で、教授会に提案され承認を受ける。

- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

単科の小規模大学の特徴として、教授会と学校法人理事会、評議員会との間には密接な信頼関係がある。学長の権限は学校教育法大 58 条に定められているほか、東京神学大学寄付行為施行細則第 10 条において「学長は、本大学を総括する」と定められている。この規定により学長は、教学組織としての代表者であり教育研究の最高責任者である。また、学長は、「学校法人東京神学大学寄附行為」[資料 1-1] 第 5 条第 1 項による職務上の理事であり、「学校法人東京神学大学施行細則」[資料 10-4] 第 4 条により常務理事である。これに加えて、同施行細則第 5 条において教授会書記は理事会・常務理事会に常時陪席している。

さらに同施行細則第 7 条、8 条によって、学長、教員の任免等、学長・教員人事に関する事柄は教授会の推薦を必要とし、あるいはその意見を徴して行われる。学長が理事と学長を兼任することにより、教学だけでなく経営に関与でき、教授会と法人組織の機能分担及び連携協力関係は適切に遂行されている。

理事会は、学校法人東京神学大学寄附行為第 5 条により定数 18 名の理事を置き、法人理事会を組織している。現在欠員はない。同寄附行為第 9 条により、法人の最終的意思決定機関である。

監事の定員は 2 名で欠員はない。理事及び監事については相互関係においてその配偶者又は 3 親等以内の親族は含まれていない。監事は、理事又は大学の職員ではない。

理事長は、理事会で選任され、寄附行為第 8 条第 3 項に「本法人を代表し、その業務を総理する」と定められている。理事長は、理事会の議長となる。また、理事長は、寄附行為第 10 条により毎年 3 回、5 月、11 月および 3 月に定期理事会を開催し、必要に応じて臨時理事会を開催している。

寄附行為第 12 条により理事会に常務理事会を置いている。常務理事会は、年 8 回開催している。常務理事会が審議した事項は、理事会の議決を得なければならない。なお、常務理事会は、寄附行為施行細則第 4 条に基づき、理事長、学長理事、財務理事および理事会において互選された理事 5 名によって構成されている。

なお、教授会から選任されている教授会書記は学長補佐として理事会並びに常務理事会、さらに評議員会に常時陪席し、教授会との関係を円滑にしている。

2023年6月1日に理事、監事、評議員が任期満了により改選された。理事会構成員は以下の通りである。

理事（18名）

理事長	藤掛 順一	理 事	山畑 謙
学長理事	神代真砂実	理 事	嶋田 順好
財務理事	高橋 潤	理 事	長山 信夫
常務理事	東野 尚志	理 事	古屋 治雄
//	黒沼 健	理 事	D. リーディー
//	安藤 良一	理 事	松井 睦
//	渡部 満	理 事	岡村 恒
//	小林 克彦	理 事	河田 直子
		理 事	小山 美弥
		理 事	小林 眞

監事（2名）

監 事	市川 一宏
//	齋藤 孝

評議員会は、寄附行為第21条の規定により選出された37名をもって組織されている。
評議員会は、寄附行為第25条から第28条の規定に基づき運営している[資料10-3]。

適切な危機管理対策の実施

自然災害のため、通学電車・バスが運休した場合には、早朝教務主任が学長と相談の上、休校の指示をホームページに掲載する。ホームページはスマートフォンでも見ることができる。キャンパス内にある学生寮では三鷹市の消防署の協力を得て火災訓練を毎年度行っている。東日本大震災を機にチャペルでの地震を想定し、防災訓練を行い、避難口を設置した。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

<評価の視点>

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成の適切性と執行プロセスの明確性及び透明性

本法人の年度予算は、年度事業計画とともに定期評議員会、定期理事会において決定される。事務局において事業計画案と予算原案を作成し、各関係部門との調整の後、教授会の審議を経て財務担当理事との最終調整を行う。その後、常務理事会における審議を行っ

た上で、毎年 3 月下旬開催の定期評議員会の諮問を受け、定期理事会により審議決定される〔根拠資料 10-12〕。

また、予算補正を行う必要が生じた場合には、年に 2 回（5 月・3 月）予算編成と同様の過程を経て原案を策定、審議決定を行っている〔根拠資料 10-12〕。

予算配分と執行については、月次に確認を行うとともに、定期的に報告書を作成し、常務理事会、定期評議員会、定期理事会に提出している〔根拠資料 10-13〕。

執行部門と審議機関の役割分担・連携は明確である。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

公認会計士 5 名による年 6 回の会計監査および監事による監査、監事会（公認会計士、監事、理事長、学長、財務理事、事務長、経理担当職員）を経て、定期理事会、定期評議員会に上程・可決された決算書は、その後、事務局で保管し、閲覧に供するとともに、大学報およびホームページで公表している。

公認会計士監査は、定期的に年 5 回ないし 6 回行われ、日常会計においても逐次、質問をして会計指導を受けている。監事および財務理事にも適宜報告し、公認会計士、監事、理事長、学長、財務理事、事務長、経理担当者が同席する監事会を毎年 5 月に開催している〔根拠資料 10-14〕。

なお、定期理事会で決算が承認後に、公認会計士に報告し、「独立監査人監査報告書」が理事会宛に提出され、以降開催される常務理事会、定期理事会、定期評議員会で報告している。

外部への公表

財務諸表等の閲覧体制は、整備されており、また大学報およびホームページへの掲載を実施している。また、公認会計士による監査については、詳細かつ適切・適法な運営に努め、理事長、学長、財務理事、監事に事務長から「監査時報告書」にて報告している。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

学校法人東京神学大学事務組織及び事務分掌規程に基づき本学に事務局が置かれている。事務局には事務長及び職員（合計 12 人）が配置されている。事務組織及び人員配置は、事務長の下に、総務課に 3 人（兼務 1 名）、教務課・学生課に 3 人、経理課 2 人、

財務課 1 人、図書館 3 人（パートタイマー 1 人含む）が配置されている。

事務組織については、下記の東京神学大学組織図の参照。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

教務課は、教学に関わる下記のような企画・立案・補佐機能を担っている。それらは、①学生の入学・卒業、②学生の学籍、身分管理、③単位の履修・認定、④受講登録、⑤学科目整理、授業時間割編成、⑥授業・試験実施補佐、⑦成績記録の管理・保管などである。

学生課は、学生の入学から卒業、教会等への赴任先までのキャンパスライフを包括的・組織的に支えることを役割としている。

経理課は、事務長の指揮下で各部門の予算管理から収入等の試算、優先支出事項、支出枠等を踏まえての予算原案調整・編成事務を担当している。

留学生に関する専門業務については、教務課、学生課において、留学生担当の教員の指揮下及び留学生委員会との連携・協力の下で対応している。入試、就職関係の専門業務については、教務課、学生課において教務課主任、入試担当主任、学生課主任の教員の指揮下で対応している。

本学の法人事務局の機能は事務長が対応し、総務課、財務課、経理課の各職員が適宜事務長を支援しながら、定期理事会、常務理事会、定期評議員会、後援会推進委員会、財政委員会等の各種委員会の諸活動が運営されている。

また、上記の諸会議には、事務長ほか関係職員が陪席し、正確な情報に基づく審議、議決が行えるよう補佐し、議事録の作成を行い、すみやかに各組織内に周知を図っている〔根拠資料 10-8 および 10-9〕。

事務組織と学校法人理事会との関係

本学の定期理事会は年 4 回、常務理事会はその下にあつて年 8 回の定例的開催をしており、大学の実質的な運営方針決定の役割を果たしている。事務長、総務課主任は、これらの会議に常時陪席し、正確な情報に基づく審議・議決が行われるよう補佐すると共に、会議の審議経過と結果について、速やかに各組織内に周知を図っている。

連携はきわめて密接であり、滞りなく業務が推進されていると考える。

- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係

学校法人東京神学大学事務組織および事務分掌規程第 5 条により、事務長は学長を補佐する地位にあつて、教学組織である定例教授会＝研究科委員会に常時陪席している。また事務職員は、教員によって構成・運営される各種委員会及び関係主任教員との連携を常に保っている〔根拠資料 10-7〕。

本学の事務組織と教学組織はそれぞれ、本学の規程に基づいて設置されており、固有の機能を担っている。同時に事務長は教学組織の運営状況を適切に事務局組織に周知し、業務への活用を徹底する役割を持つ。また、職員は適宜各種委員会に同席又は陪席し、各主任教員との連携協力の下で業務を遂行している。

事務組織と教学組織との間の連携はきわめて密接である。また事務組織と教学組織は、

それぞれの機能の独立性を保ちつつ、教職協働により適時適切な連携をとり、円滑な業務運営を行っているものとする。

- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

本学においては、各事務職員の自主的な能力開発を促すと共に、毎月、第1金曜日の朝に行っている事務連絡会の場を活用して、各課の直面している課題を共有し、法令改正動向の確認等、職員全体の知識のレベルの向上に努めている。

各職員の能力、連携動作円滑化と情報の共有化が、業務の効率と精度向上に繋がりとつとあると考える。

- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況について

事務職員の採用は、欠員が出た場合、近隣教会等に依頼して候補者を募り、書類審査と面接の上で決定していた。今後は、公募により、応募者の中から優秀で献身的な人材を採用していくことが求められる。

極めて小規模の大学ではあるが、文部科学省の認可を受け、経常費補助金の交付を受けている。また、本学の収入構造は、寄付金（教会及び個人献金）に頼らざるを得ない状況であり、人件費は出来るだけ抑える必要がある。業務内容の多様化に対応できる優秀な人材を育成することが必要である。

一般職員から主任（管理職）・事務長への昇格については、専門性、職務遂行能力、課題解決力、意識改革等について、毎年度行っている事務長面談等を踏まえ、事務長が考慮し学長と相談の上、理事会に上程している。ただし、「職員の採用及び昇格に関する規程」が整備されていないため、今後、早急な規程の制定が課題である。

- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

事務職員のSD活動

2017年の学校教育法等の一部改正により事務職の職務規定が改正されたことにより事務職員に求められる専門性が高まった。本学では、SD活動を強化するため3種類の職員研修機会を提供している。第1には、小規模の体制を生かし、月初めの金曜日の午前中に「事務連絡会」を開催し、実務的な課題について協議する機会を設けている〔根拠資料10-10-1〕。学長に出席いただき、東京神学大学の理念やモラルに関わる諸問題について講話をいただき、職員の意識向上と深化に努めている。第2に、新任職員採用時のオリエンテーションや、図書館職員の司書研修会、日本私立学校振興・共済事業団の経常費補助金説明会等の各種説明会への参加など、職員の専門的内容を考慮し、研修機会を積極的に提供している。第3に、事務長と職員は、年に2回、個人面談の機会を持ち、業務上の問題提起、改善の提案、キャリアアップを図るために、年度の目標管理について話し合い、継続フォローしている。また、職員の求められる力についても示している。

事務職員は、召命感を持ち、一人一人の資質も高く、意欲も見られる。適切な評価が労働意欲の向上や改善意欲につながるため、検討していく。

将来の改善策として、職務を司るために、職員各自が共通して身につけるべき情報シス

テムの知識や法令改正等の最新情報、専門知識の向上を図るため、専門知識研修会などに積極的に関係職員を参加させ、その知識・情報を他の職員と共有することを図っている[根拠資料 10-10-2]。

2023 年度に「学校法人東京神学大学スタッフ・ディベロップメント (SD) 規程」を制定した。2025 年度私立学校法の改正に向けて、危機管理規程の制定など危機管理意識の醸成など、随時他大学などの規程や運営などの調査・情報収集等により、大学事務局としてのレベルを維持向上するための施策も講じていく。

教員の FD 活動

教員の教育ならびに研究に関わる意欲の向上に関しては、毎年自己点検評価に付される業績表によって相互チェックがなされており、さらに学内での一般時間講演、学校伝道協議会、日本伝道フォーラム、全員が参加し発題講演をする教職セミナー等により、終始刺激を与え合っている。特に前期と後期開始時における年 2 回の始業講演を順番に担当し、その直後の教授会で「神学フォーラム」が開かれ、教授会メンバー同士の質疑応答と意見交換が行われており、各自が取り組んでいる最新の研究状況を報告しなければならない。この機会が備えられていることの意味は大きい。

また、2022 年度には、上記に加え、大学基準協会の認証評価において指摘された大学院固有の FD が、大学院の学生指導、特に修士論文・博士論文の指導を巡って、他大学教員を講師として行われた[根拠資料 10-10-3]。

さらに、2023 年度は教員の SD 活動として、大学ガバナンス・コードの必要性と意義、また大学設置基準について、特別教授会で研修が行われ、ガバナンス・コードを制定した[根拠資料 10-10-4]。毎年度末には、特別教授会で各コードの進捗状況の振り返りを行い、教授会、定期理事会、定期評議員会で審議し、ホームページで公表を行う予定である。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

2025 年 4 月 1 日私立学校法の改正に向けて、監事の監査機能は重要性を増すため、「学校法人東京神学大学監事監査規程」を常務理事会に上程し、審議され、定期理事会、定期評議員会において制定した。

また、公認会計士とは日常から連携を行い、適宜、会計処理等の相談を行っている。

財務関係は、教授会の理解を得つつ、理事長の責任のもと、学長理事、財務理事、常務理事会、定期理事会・定期評議員会の承認を得て順調に運営されている。また年一度5月に監事会を開催し、監事、公認会計士の指導のもと、財務ならびに業務が適正に営まれているかどうかの監査を受けている。監事は従来財務監査を中心に監査を行ってきたが、2013（平成 25）年度以降は、監事も常務理事会ならび理事会に陪席し、業務監査も行っている

- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

a. 適切な根拠に基づく点検・評価

毎年年度初めに自己点検評価委員会が立ち上げられ、報告書の作成が義務づけられている。報告書には必ず根拠資料を付すことが求められる。その報告書をもとに内部質保証向上委員会で課題が把握され、主に特別教授会において、短期的な課題であれば、各部署に問題点が通達され、改善・向上が図られる。中・長期的な課題であれば、3回の特別教授会において、時間をかけて徹底的に討議され、具体的な方策が練られている。

b. 監査プロセスの適切性

これまでの監査プロセスでは、自己点検評価委員会によって報告書が作成され、その中で指摘された問題や課題を特別教授会において共有し、中・長期的展望に立って解決に向けての具体的な施策が実行されてきた。これは点検・評価に基づく改善・向上として位置づけられる。しかし、内部質保証向上委員会が立ち上げられ、2018年度以降は、自己点検評価委員会は自己点検評価の実施と評価報告書の取りまとめを担当し、そこからの課題の把握と改善の指示は内部質保証向上委員会が担うようになっている。これにより、内部質保証向上委員会が学内の課題を集約して内部質保証に責任を持つ体制が構築されている。

- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に仕組み、効果的な仕組みへとつなげているか。

学校法人東京神学大学ガバナンス・コードにより、教授会、常務理事会、定期理事会、定期評議員会でPDCAの振り返りを行いホームページで各項目の振り返りを行う予定である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

[長所・特色]

1 学科1大学の小規模大学である点が有利に働いて、現状において大学運営は支障なく営まれており、教学組織と法人組織との連携、教員と事務員との連携も密接かつ潤滑に行われている。また教授会の運営については、学内の教務、人事、学外関係など全般にわたって諸規則にのっとり、民主的な手続きに従って適正に行われている。

【問題点】

自己点検評価報告書を内部質保証向上委員会が査読し、意見交換をした上で、特別教授会に提言するシステムが既に確立しているが、このシステムをさらに活性化する必要がある。また、学生や外部ステークスホルダーの意見をさらにこの改善システムに取り入れるべきであろう。

また、教員の FD, SD については、各教員の教育研究の向上、またアドミニストレーションの向上のために既に十分に行われていると言えるが、さらに幅広い内容の研修が継続的かつ計画的に行われるべきであろう。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

特になし

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	学校法人東京神学大学 2018 年度～2023 年度までの計算書類
財産目録	同上
事業報告書	学校法人東京神学大学事業報告書
監事による監査報告書（6カ年分）	監事監査報告書
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	独立監査人監査報告書
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

2021 年度で新長期財政計画（2017-2021 年度）が終了し、新たに中期財政計画（2022-2026 年度）を策定し、2021 年 11 月の常務理事会、定期評議員会、定期理事会で審議し承認された。[根拠資料 10-24]

中期財政計画の課題

以下の課題の解決を図る

- ・献身者の減少が続いている。
- ・献金が漸減している。
- ・コロナ禍は収束しているが、コロナ前に教会の活動が戻らない。

収 入

- ・コロナ禍により学生数の減少による学生生徒納付金収入及び国庫補助金の減収が懸念されたため、中期財政計画中には回復を見込んでいる。
- ・東京神学大学の最大の収入源である一般寄付金収入については過去 5 年の実績値を参考に一定の目標値とした。教会賛助金と後援会献金それぞれ 70,000 千円、同窓会賛助金、学校賛助金等で 16,500 千円とし、合計 156,500 千円とした。
- ・特別寄付金は、キャンパス整備募金が 2021 年度で終了しているが、校舎は、築 57 年のため建物設備献金を計画し、神学生のための給付型奨学金、その他の特別献金として合計 63,300 千円とした。
 - ・資金運用収入として、第 3 号基本金引当特定資産及び特定資産を運用している。今後も、資金管理運用委員会の現在の運用方針を継続することとして 24,300 千円としている。

支 出

- ・人件費は教職員の定年退職等勘案した人事計画により策定した。
- ・教育研究経費及び管理経費は経常的に支出される費用を吟味した上で、ホームページリニューアル費、図書館・教務課システムリプレイス、大学基準協会評価料等の費用を加味している。
- ・奨学金引当特定資産、減価償却引当特定資産、施設設備引当特定資産への繰入支出は、収入減から計上できる状況にはないが、寄付金の遺贈献金が生じた場合は収支のバランスを見ながら特定資産等への繰り入れを行うことを考えている。

第 2 次中期計画実現の方策

- ・学生募集に向けて全学一丸となり取り組む。
- ・学校案内や受験案内等の紙媒体だけでなく、ホームページを活用した動画配信等

広報活動の活性化、強化を図る。

- ・地区後援会活動と連携して主要な教会に集まっただき東京神学大学からの感謝・報告・献身者を送り出してもらいたい等の呼びかけを実施する。

a. 中期財政計画 概要

1) 中期財政計画（2022～2026 年）[根拠資料 10-24]

主なる内訳は以下の通りである。

	中期財政計画（2022-2026 年度）			[単位：百万円]
	<u>2023 年度</u>	<u>2024 年度</u>	<u>2026 年度</u>	
	決算	予算	予算	
(学生数)	(72 人)	(89 人)	(91 人)	
[収入の部]				
学生納付金	44	59	60	
手数料	1	2	2	
国庫補助金	39	50	50	
寄付金	189	220	220	
特別寄付金	16	63	63	
奨学金	12	19	19	
基金	14	3	3	
建物設備	3	30	30	
その他	1	11	11	
一般寄付金	159	157	157	
教会賛助金	62	70	70	
後援会献金	80	70	70	
同窓会・学校等	17	17	17	
付随事業	3	8	8	
雑収入	27	9	14	
前受金	22	29	29	
資算運用収入	25	24	24	
その他の収入	47	26	0	
資金収入調整勘定	△38	△ 46	△ 34	
前年度繰越支払資金	43	42	63	
収入計	404	422	436	
[支出の部]				
人件費	235	220	232	
教育研究経費	57	82	85	
管理経費	35	36	36	
施設・設備	14	15	15	
資産運用	18	4	4	
その他の支出	11	9	5	

資金支出調整勘定	△ 7	△ 5	△ 5
翌年度繰越支払資金	41	61	64
支出計	404	422	436

・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表比率の適切性

本学の特徴は、学生数が少なく小規模であるため、学生納付金の比率が総体的に低い。また、交付される経常費補助金に限界があるため、前述のように、寄付金比率が全国平均値に比較し、かなり高い数値（57%）であることが特徴である。

収入の三本柱として、2023（令和 5）年度は、寄付金比率 56.8%、学生生徒等納付金比率 13.4%、経常費補助金比率 11.7%である。学生納付金収入及び国庫補助金収入の増収は期待できないが、現状の寄付金比率を維持していくことが必要であると考え。

本学は毎年度、第 3 号基本金に繰り入れている。その見合いとして第 3 号基本金引当特定資産を保有しているため、特定資産構成比率が 38.7%と高い。特に、特定資産に占める第 3 号基本金引当特定資産の割合（77.7%）は、比常に高く、特定資産を運用していることにより、収入の安定化にも寄与している。結果として、運用資産余裕比率も 3.0 年と全国平均を上回っている。

借入金がないため、借入金利息比率は 0.0%であるが、これは本学が寄付金中心の収支構造であるため、無借金経営を方針として掲げており、それを継続していることの現れである。

繰越収支差額構成比率△17.9%で 2019 年度以降、2023 年度までマイナスに転じている。この数値を少しでも改善していく事が喫緊の課題である。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

この 5 年間では、大学 1 学部 1 学科、大学院の学生総数は、103 名～72 名という小規模単科大学であり、本学の帰属収入における収入構成は、他の私立大学とは特徴を異にしており、寄付金は財政基盤を支える最も大きなウェイトを占める重要財源となっている。

学生納付金（1,070,000 円）は、2010（平成 22）年度以降 14 年間、改訂していない。これは、財政は大変規模しい状況以下にあるが、神学生の経済相強を考慮すると、改定することはできない。

国庫補助金は、経常費補助金がほとんどであるが、特別補助金は配分内容の変更による減少、学部 1 年生時からの入学者数が少なく、3 年次の編入学者がほとんどを占めているため、補助金配分基準により補補助金の増額は厳しい状況である。

本法人は、長期的な財政基盤の安定と基本的財産の充実を図るため、第 3 号基本金に組

み入れている指定寄付金（一般基金と奨学金基金）の募集活動を 1993（平成 5）年度から積極的に展開している。キャンパス整備基本計画事業（学生寮と教員住宅の建築資金）の工事費増に伴い資金繰りが悪化し、第 3 号基本金（一般基金のみ）の寄付者に「第 1 号基本金（施設設備）への移行」（キャンパス整備建設費）の文書を郵送し、第 3 号基本金取り崩しの同意を得た基金は、2020 年度に 383,000 千円、2021 年度に 666,076 千円の取り崩しを行い、キャンパス整備事業の支払いに充当した。

資産運用は、低金利状況下で運用実績が年々低下傾向にある。2010（平成 22）年度以降は、元本の保証を基本としつつ、国債・地方債等の保有を行い、運用益の確保に努めている。2016（平成 28）年度は、金利低下により保有国債の額面が上昇していることにより買替えを実施し、売却益を確保した。2017（平成 29）年度には 2016（平成 28）年度購入債券の利率の改善を図るため買替えを行った。2023 年度は 24,873 千円の運用益を得ている。

2021 年 11 月定期理事会において、国債や地方債の債券を運用している現状から資金管理の重大性を鑑み、資金管理運用規程の改正を行い、資金管理運用委員会を設置し、構成員に専門的有識者を加えた。2022 年 3 月定期理事会では資金管理運用の基本方針となる資金管理運用規程細則を制定した。

2023 年度は、資金管理運用委員会を 3 回開催し、資金運用実行計画に基づく資金繰り悪化時に対しての対処を審議した。

- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

本学財政の寄付金比率は 56.8%と高く、本法人の財政基盤を支える最も大きな財源である。

寄付金に関して、本学は 1943（昭和 18）年に有志による寄付金（献金）によって発足し、その後更に外国ミッションによる献金も加わって支援が続けられ、運営されてきた。その後、1962（昭和 37）年に、本学の後援会組織が発足し、今日までこの体制が発展してきている。

こうした背景により、寄付金は本法人の財政の根幹をなしており、本学の全国後援会組織の運営による恒常的・継続的な多額の献金によって支えられており、着実な実績を積み重ねてきている。今後も更なる発展を願い、諸教会と連携して、講演会組織の一層の拡大に向けて、綿密な計画と実現を目指していきたい。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

新長期財政計画(2017～2021 年度)は、学生数の減員により、学生納付金収入及び国庫補助金収入が漸減してきている。寄付金収入に関して、後援会献金は現状維持の状況であるものの、献金教会数の減少により教会賛助金が漸減し、寄付金全体としては漸減してきている。新長期財政計画(2017 年度～2021 年度)は、2021 年度で終了し、上記の課題を解決するため、今後 5 年間の中期財政計画(2022 年度～2026 年度)を策定した。

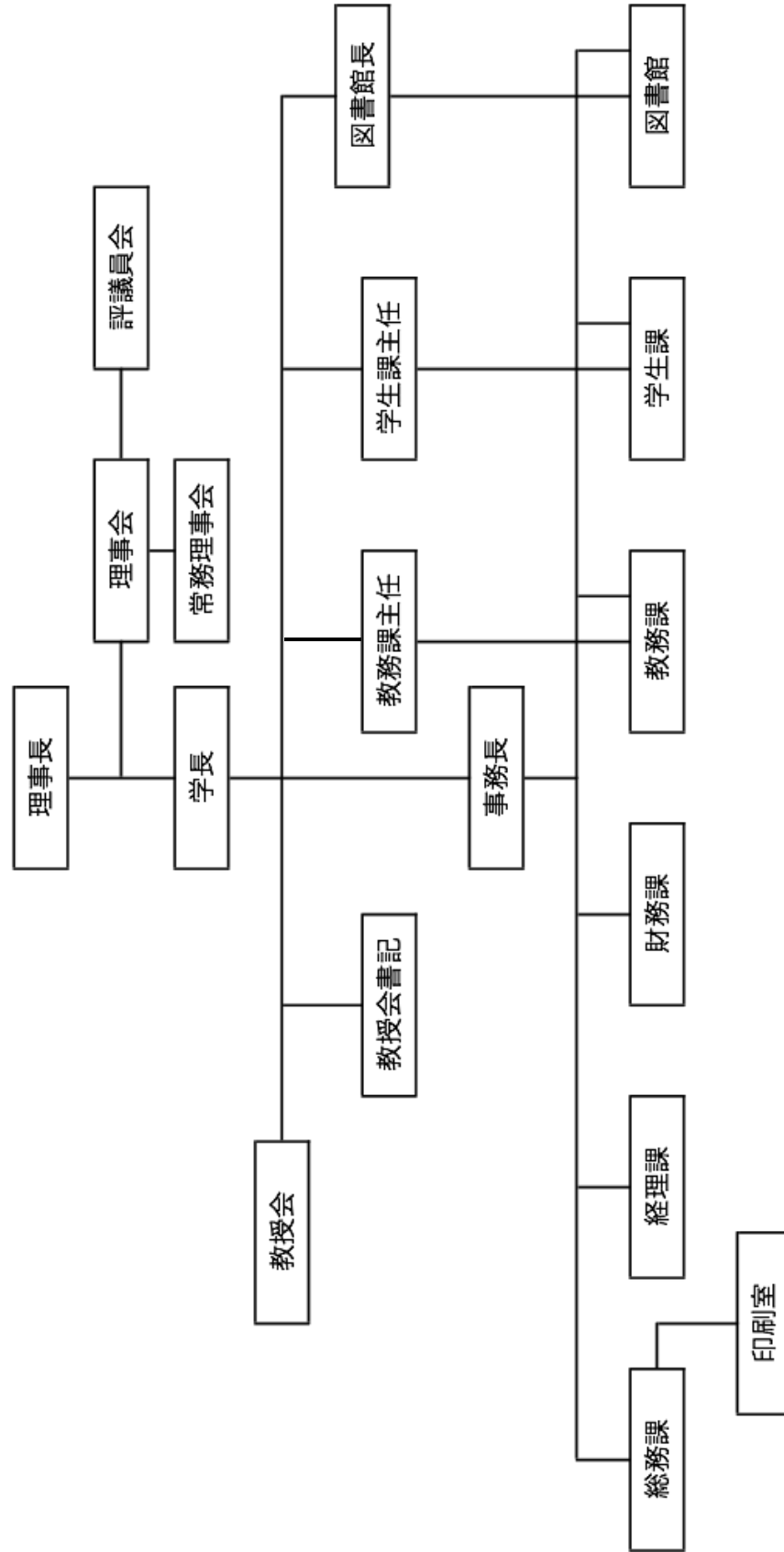
コロナ禍により、教会活動が縮小したが、コロナ感染症が終息しても、中期計画で示した学生数には至っていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

財政を支えている後援会活動については、2020 年度から 2021 年度まで、新型コロナウイルス感染拡大により、全国推進委員会及びほとんどの地区の公開講演会を中止にせざるを得なかった。2022 年度も引き続き感染防止に努め、今後は、東京神学大学ホームページの活用等広報活動を通して、日本基督教団立神学教育機関として、教団内諸教会に後援会活動の輪を広げる工夫も必要である。そのためには、教会との関係性をさらに強化すると同時に、教団立神学校として牧師のリトリート・再教育のための便宜を図ることが重視される。この意味で内地留学制度を定めたが、内容をさらに充実させると共に、新学生寮のゲストルームの活用等将来のキャンパス構想の中に含めている。

また、重要な寄付金である教会賛助金、後援会献金の充実を図るため、教会賛助金は経常収入の 1.5%、後援会献金は現住陪餐会員割合 3 割の後援会員数を目標として、各地区後援会を中心に呼びかけている。

東京神学大学組織図



[根拠資料]

資料 1-1	学校法人東京神学大学寄附行為
資料 1-2	東京神学大学学則
資料 1-3	東京神学大学大学院学則
資料 6-2	東京神学大学教授会規程
資料 10-1	東京神学大学学長選挙に関する規約
資料 10-2	東京神学大学学部長選考規程
資料 10-3	学校法人東京神学大学 理事・監事・評議員（2017 年度）
資料 10-4	学校法人東京神学大学寄附行為施行細則
資料 10-5	東京神学大学委員会規程
資料 10-6	東京神学大学教育職員役職規程
資料 10-7	2011 年度 第 12 回教授会記録（抄）
資料 10-8	第 200 回定期理事会議事録（抄）
資料 10-9	第 169 回定期評議員会議事録（抄）
資料 10-10-1	事務連絡会議資料
資料 10-10-2	2023 年度 職員研修受講予定・記録
資料 10-11	長期財政計画前期実施状況/長期財政計画後期
資料 10-12	第 221 回定期理事会議事日程
資料 10-13	第 225 回定期理事会議事日程
資料 10-14	2023 年度 監査スケジュール
資料 10-15	第 201 回定期理事会 資料 9
資料 10-16	第 204 回定期理事会議事録（抄）
資料 10-17	第 220 回定期理事会 新長期財政計画（2017～2021 年度）別紙 5
資料 10-18	第 222 回定期理事会 2016 年度計算書類 別紙 4
資料 10-19	第 228 回定期理事会 事業報告書（2023 年度）別紙 1
資料 10-20	第 228 回定期理事会 献金報告（2017 年度）別紙 3
資料 10-21	財務比率表（2019～2023 年度）
資料 10-22	第 224 回定期理事会 キャンパス整備基本計画事業 別紙 8
資料 10-23	第 225 回定期理事会 募金委員会発足とキャンパス整備基本計画事業運営組織体制 別紙 6
資料 10-24	中期財政計画（2022～2026 年度）第 242 回定期理事会（2021 年度）別紙 9